

平成 21 年版

流山市環境白書



流山グリーンフェスティバル



緑のカーテン

流 山 市

目 次

1 平成 20 年度の環境ハイライト	2
1) 地球にやさしい住宅設備設置奨励事業	2
2) 二酸化炭素排出の少ないライフスタイルの実現	3
3) 緑を活用した街づくり	4
4) ぐりーんバスが利用者 110 万人を達成	4
5) 市内の熱環境調査を行いました	5
6) その他の環境保全活動	5
2 環境施策の基本方針	8
1) 環境行動計画の目標	8
2) 環境行動計画の期間	8
3) 環境行動計画の対象範囲	8
3 推進体制	8
1) 推 進	8
2) 研 修	9
3) 進行管理	9
4 環境行動計画の実施状況	10
1) 環境行動計画及び実施状況の概要	10
2) 環境行動計画の実施状況	13
基本目標 1 循環型社会をめざすまちづくり	13
基本目標 2 身近な自然と地域資源を大切にすまち	24
基本目標 3 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり	33
基本目標 4 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり	44
5 地球温暖化対策実行計画の実施状況	58
1) 地球温暖化対策実行計画の概要	58
2) 地球温暖化対策実行計画の実施状況	58
6 地球温暖化対策地域推進計画の実施状況	64
1) 地球温暖化対策地域推進計画の概要	64
2) 地球温暖化対策地域推進計画の実施状況	64
7 流山市の環境の状況	68
1) 環境政策	68
2) 大気環境の状況	73
3) 水質の状況	76
4) 地盤・土壌	78
5) 騒音・振動・交通量	81
6) 生活環境	87
7) 廃棄物とリサイクル	90
8) 市役所の率先的な活動	94
9) 環境関連条例	99
8 流山市の概要	115
1) 市の情報	115
2) 市役所の情報	115
3) 人口と世帯	116
4) 環境に係る組織と体制	117

【本書の作成趣旨】

本市では、環境保全に関する基本理念や指針を定めた「流山市環境基本条例」を平成 13 年に制定し、その具現化に向けた環境保全に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するための「流山市環境基本計画」を平成 17 年 7 月に策定しました。

この「流山市環境基本計画」の実効性の確保と、世界的な課題である地球温暖化対策を推進するため、平成 18 年 3 月に次の 3 つの計画を策定しました。

- ◆ 流山市環境行動計画
- ◆ 流山市地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化！市役所アクションプログラム）
- ◆ 流山市地球温暖化対策地域推進計画（ストップ温暖化！ながれやま計画）

これらの計画の中では、それぞれ達成しようとする目標を定め、計画を進めていくこととしており、いわゆる PDCA サイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：点検、Act：見直し）に基づく進行管理を行うこととしています。

このように的確な進行管理を行っていくことで計画を着実に推進することはもとより、計画に定めた環境施策の実施状況や目標の達成状況などを総合的にとりまとめた年次報告書として「環境白書」を発行します。「環境白書」の公表は、市役所が取組を進めるだけでなく、市民のみなさんや事業者のみなさんとの情報の共有を図り、市民のみなさんや事業者のみなさんとの連携による取組の促進を目的としています。

市役所がエコアクション21の認証を取得

エコアクション21は、環境管理システムの一つで、中小企業、学校、公共機関等において、より広範に導入が図られるよう、環境省が策定したガイドラインに基づいて認証・登録が行われます。流山市では、環境行動計画において、自らが率先して環境管理システムを導入、実践することを定めていることから（44ページ参照）、庁内で準備を進め、このエコアクション21について、平成 21 年 3 月 31 日、審査機関の審査を経て、認証を取得しました。千葉県内の自治体では、平成 21 年 3 月 30 日に取得した八千代市に次いで 2 番目となります。

平成 21 年度以降は、エコアクション21の登録が維持できるよう、市長以下職員が一体となって、環境目標や環境活動計画等を実施していくとともに、市内の事業者においても導入が進むよう支援していきます。



エコアクション21

認証・登録番号 0003479

1 平成 20 年度の環境ハイライト

1) 地球にやさしい住宅設備設置奨励事業

市では、太陽光発電や太陽熱利用、高効率給湯器などの住宅設備の設置を奨励するための、「地球にやさしい住宅設備設置奨励事業」を平成 19 年 7 月から新たにスタートしました。この事業では、新エネルギーや省エネルギーに資する住宅設備を設置する市民に対して、1 件につき最大 5 万円の奨励金を交付することとしています。また、この事業では、「エコ・チェックノート」の記載をお願いすることで、設備導入後の温室効果ガス排出量の削減効果を実証的に把握するとともに、地球にやさしいライフスタイルの実現も目指していこうとしています。

この事業は、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 力年間実施する事業ですが、できるだけ多くの市民のみなさんに、これらの地球にやさしい住宅設備の導入を進めていただくことを期待しています。

地球にやさしい住宅設備設置奨励金

☆ CO2削減に効果のある6種類の住宅設備を対象に奨励金を交付 ☆

考えよう地球環境、すすめようエコライフ!



市民の地球温暖化対策への取り組みを市が支援します。

流山市

設備の種類	奨励金交付 設備数	二酸化炭素削減量 (トン/年)
太陽光発電設備	64	67.3
太陽熱温水器	24	14.6
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器	135	37.3
ガスエンジン給湯器	1	0.7
断熱複層ガラス	90	26.7
計	314	146.6

2) 二酸化炭素排出の少ないライフスタイルの実現

～ながれやまエコ・チェックノートをつくりました～

市では、家庭における地球温暖化の防止に向けた取組を分かりやすく示した「ながれやまエコ・チェックノート（小学生版環境家計簿）」を作成しました。

これは、家庭からの二酸化炭素排出量を計算するだけでなく、地球温暖化のしくみや、ごみを減らすための取組について解説し、環境学習にも役立つものを目指しています。

住宅都市である本市では、家庭からの二酸化炭素排出量が多いことから、数値目標である「平成 21 年度までに市民一人当たりの温室効果ガス排出量を 6%以上削減する」ための家庭部門対策として設けた取組のひとつです。

このエコ・チェックノートでは、電気・ガス等の検針票や明細書に書かれている使用量を入れると、簡単に各家庭から排出される二酸化炭素の量を把握することができるほか、家計費節約の目安にもつながる内容となっています。

このエコ・チェックノートは小学生向けですが、一般の方にもホームページから印刷し、お使いいただくことが出来るようになっています。

ながれやまエコ・チェックノートの結果

市内小学校4年生(6校)

クリーンセンターを見学した日 5月7日、8日、9日
19日、21日、30日

シーオーツ

◆お家から出ているCO₂(にさんかたんそ)の量

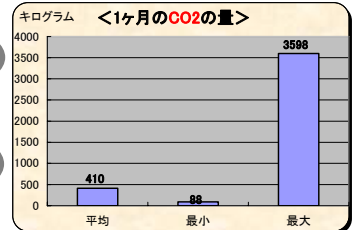


平均
410キログラム

最小
88キログラム

最大
3598キログラム

シーオーツ

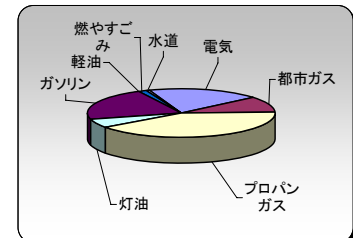


日本の平均は、460キログラムだよ。1キログラムのCO₂の量はどのくらいかというと、サッカーボール100個分を積み重ねた量になるんだよ。

◆項目別(こうもくべつ)のCO₂(にさんかたんそ)の量

1ヶ月の平均の量はどうか？

項目	CO ₂ の量(キログラム)
電気	153
都市ガス	83
プロパンガス	321
灯油	45
ガソリン	170
軽油	0
燃やすごみ	11
水道	5



◆オオタカ君からのメッセージ◆

みんなのお家から出ているCO₂の量がどのくらいか、分かってもらえたかな？

市内小学校の4年生は、日本の平均よりも50キログラム少なかったよ。がんばってくれてありがとう。

これからも、ぼくが安心して住めるよう、地球と流山市を守るために協力してね。



3) 緑を活用した街づくり

～流山グリーンチェーン戦略を市内全域の開発に拡大～

平成 19 年 10 月から、緑を活かしたまちづくり「流山グリーンチェーン戦略」を市内全域に拡大しました。

これまでは、つくばエクスプレス沿線整備 4 地区のみを対象に進めてきた流山グリーンチェーン戦略を市内全域の開発事業に拡大するものです。建設される戸建住宅地や集合住宅、商業やその他の施設地内の緑の質と量を一定の基準により評価し、適合するものにはグリーンチェーン認定を行い、この認定を取得した住宅を購入する

際には市内の金融機関で住宅ローンの金利優遇が受けられるというものです。平成 20 年度には、戸建住宅 16 件 16 戸、戸建街区 2 件 22 戸、集合住宅 3 件 145 戸、商業業務施設 6 件 17 戸の認定を行い、緑豊かなまちづくりを目指しています。今回、拡大する区域では、本市開発指導要綱第 2 条に定める開発事業で、規模が 500 平方メートル以上の開発行為や 3 階以上で 20 戸以上の集合住宅などが対象となります。



4) ぐりーんバスが利用者 110 万人を達成

平成 17 年 11 月 21 日（月）から、市内 3 ルートで運行を開始した「流山ぐりーんバス」。平成 19 年 3 月には西初石コースが追加され、平成 19 年 10 月 30 日（火）には運行開始からの累積利用人数が 50 万人を突破しました。平成 20 年度に入り、ぐりーんバス利用者は順調に増加しております。平成 20 年 4 月から平成 21 年 2 月までの 11 ヶ月間の合計利用者は 432,479 人で前年同期より 14.4%増となっ

ています。平成 20 年 12 月 1 日に開業後累計で利用者 100 万人を突破し、平成 21 年 2 月 20 日には 110 万人を越えました。ぐりーんバスについては、各地区から新規路線の要望が市に寄せられていますが、導入の基本的な考え方に加え、道路状況などの運行環境や路線バスの計画等を考慮し検討していくこととしています。



5) 市内の熱環境調査を行いました

～環境省の「地域の熱環境改善構想」適用第1号～

流山市では、「流山グリーンチェーン戦略」を活用したヒートアイランド抑制型まちづくりを進めています。この緑のまちづくりによる効果を測るために、高校生や大学生が、猛暑の続く8月、徒歩や自転車で流山おおたかの森駅周辺や流山セントラルパーク駅周辺で温度環境の変化などの調査を行いました。この調査は、市が江戸川大学に委託して行っているものです。



この日は、江戸川大学の学生と横浜や川崎の高校で環境などを学ぶ高校生が調査に参加しました。調査は、自転車に手づくりの熱環境測定器を取り付け、市内各地の気温の測定を行ったり、サーモカメラで表面温度を撮影したりして行いました。全体で市内約300カ所を、徒歩や自転車で調査してまわりました。この調査は、環境省の「地域の熱環境改善構想」適用第1号の認定を受け平成18年度から行っているものです。

6) その他の環境保全活動

①流山グリーンフェスティバル 2008

花と緑と音楽の祭典「流山グリーンフェスティバル 2008」が、5月5日（祝）、流山おおたかの森駅南口都市広場で行われ約1万4千人の来場者で賑わいました。ゴールデンウィーク（GW）をグリーンウィークにという呼びかけがなされていますが、流山市では平成18年度から、「都心から一番近い森のまち」をアピールしようと、このグリーンフェスティバルを開催しています。平成20年も、江戸川大学やガーデニングクラブ“花恋人”、地元西初石6丁目自治会、消防21分団、NPO さとやま、NPO 国連支援交流協会流山支部、グリーンチェーン推進ネットワークなどが参加し、実行委員会（恵良好敏委員長）の主催で行われました。



②水の大切さを考えよう

日曜と祝日に市のおおたかの森出張所ロビーで開かれる「日曜情報センター」。6月1日には、水道週間（6月1日～6月7日）にちなみ、「水の大切さを考えよう」をテーマに開催され、約500名の方々が来場しました。流山市水道局と流山市管工事組合の主催で行われたもので、私たちの生活に欠かせない「水の大切さ」を改めて多くの方々に理解していただく1日となりました。今年度の水道週間のスローガンは、「ただいまアー 蛇口ひねって 水ゴクリ」。



③ 緑のカーテンで涼しい夏を

～ボランティアがゴーヤやアサガオを植栽～

6月4日、市役所の第3庁舎の南側壁面に「緑のカーテン」を作ろうと、アサガオとゴーヤの苗が植えられました。公共施設における緑化の推進と温暖化対策への率先した取り組みのモデルとして行われたもので、平成18年から実施しています。

緑のカーテンは室内温度を下げるため、エネルギーの使用を削減できることから地球温暖化防止にも役立ちます。



④ 日曜情報センターで新鮮野菜の販売

7月13日(日)、市のおおたかの森出張所ロビーで日曜情報センター「流山の野菜は元気です！」が開催されました。流山市内2箇所で開催している「ふれあい朝市」を開いている「流山市農家生活研究会朝市部会」の主催で行われたものです。午前11時から開催され、この日の朝早くに収穫した農家自慢の野菜が、新鮮なまま会場に並びました。準備している時から「広報を見て来ました」「ホームページを見て、ぜひ新鮮な野菜を買いたくて…」と野菜が並び終えるのを待ちかねて買っていく方もいて、終日多くの人でにぎわいました。



⑤ 新川耕地のコスモス

9月も半ば、市北部の新川耕地では、秋の代表的な花“コスモス”が見頃を迎え多くの人が見学に訪れました。このコスモス畑は、新川耕地の景観を高め、自然環境に関心を持っていただくこと、市がNPO さとやま(榎聡理事長)に栽培を委託しているものです。



⑥ 第15回環境シンポジウム流山「緑と風の流山いま再び」

第15回環境シンポジウム流山が平成20年11月24日に生涯学習センターにて開催されました。このイベントには、市内環境団体15団体(地元大学2校含)のメンバーが中心となり、1部・2部形式で行われ、1部では、「緑と風の流山いま再び～流山の原風景に思い馳せて～」と題して、3人のパネラーからお話をいただきました。2部では、「どんぐりから始めよう!もっと豊かな森のまち～おおたかの森再生作戦～」と題して、市長を含め3人の方から、現在の取組や今後の取組について説明がありました。なお、当日、市が主催した緑のカーテン作り写真コンテストの表彰式なども併せて行いました。



2 環境施策の基本方針

1) 環境行動計画の目標

流山市では、環境基本計画（平成17年7月策定）の中で将来のめざす環境像に「水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山」を掲げ、これを実現するための4つの基本目標を定めました。この基本計画を実効性のあるものにするため、施策を具体化するものとして、「流山市環境行動計画」を策定しました。

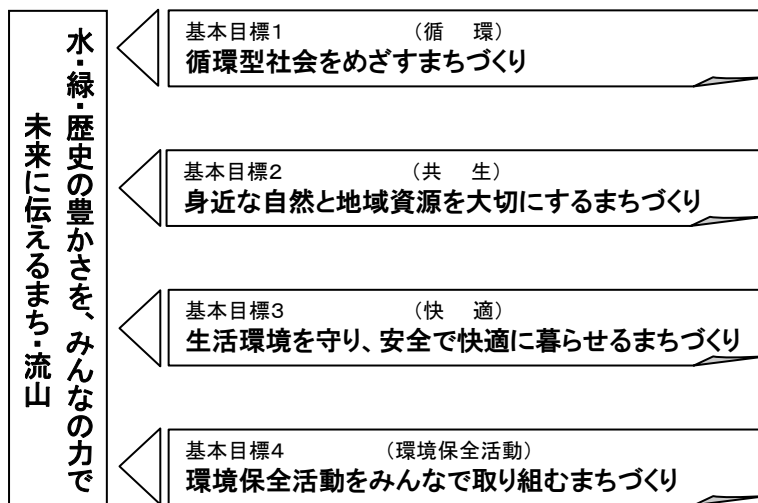


図 2-1 環境基本計画の目標

2) 環境行動計画の期間

流山市環境行動計画は、計画期間を平成17(2005)年度～平成21(2009)年度までの5ヶ年を第1期とし、平成22(2010)年度～平成26(2014)年度を第2期とします。

3) 環境行動計画の対象範囲

環境問題全般の行動計画である「流山市環境行動計画」、市役所の温暖化対策である「ストップ温暖化！市役所アクションプログラム」、市全体の温暖化対策である「ストップ温暖化！ながれやま計画」の3つの計画が、役割分担を行いながら、本市の環境を守っていきます。

計画名	対象課題	対象者
流山市環境行動計画	環境問題全般	市・(市民)・(事業者)・(滞在者)
ストップ温暖化！市役所アクションプログラム (流山市地球温暖化対策実行計画)	地球温暖化問題	市
ストップ温暖化！ながれやま計画(流山市地球温暖化対策地域推進計画)	地球温暖化問題	市民・事業者・滞在者・(市)

3 推進体制

1) 推進

◆ 庁内体制 ◆

庁内には「流山市環境行政推進協議会」を設置し、環境施策に関する調整、進行管理、点検・評価等を行うことにより、環境行動計画の推進を図ります。

また、この協議会のもとには、環境行動推進統括者や環境行動推進責任者、環境行動推進員などを配置して、計画を推進しています。

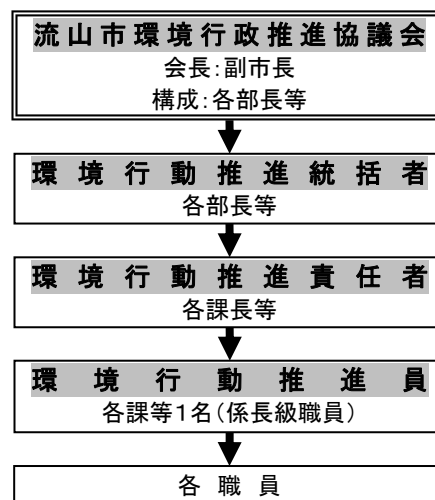


図 3-1 推進体制

◆ 市民・事業者との連携 ◆

環境行動計画の推進にあたっては、市民や事業者のみなさんとともに力を合わせて事業を推進します。

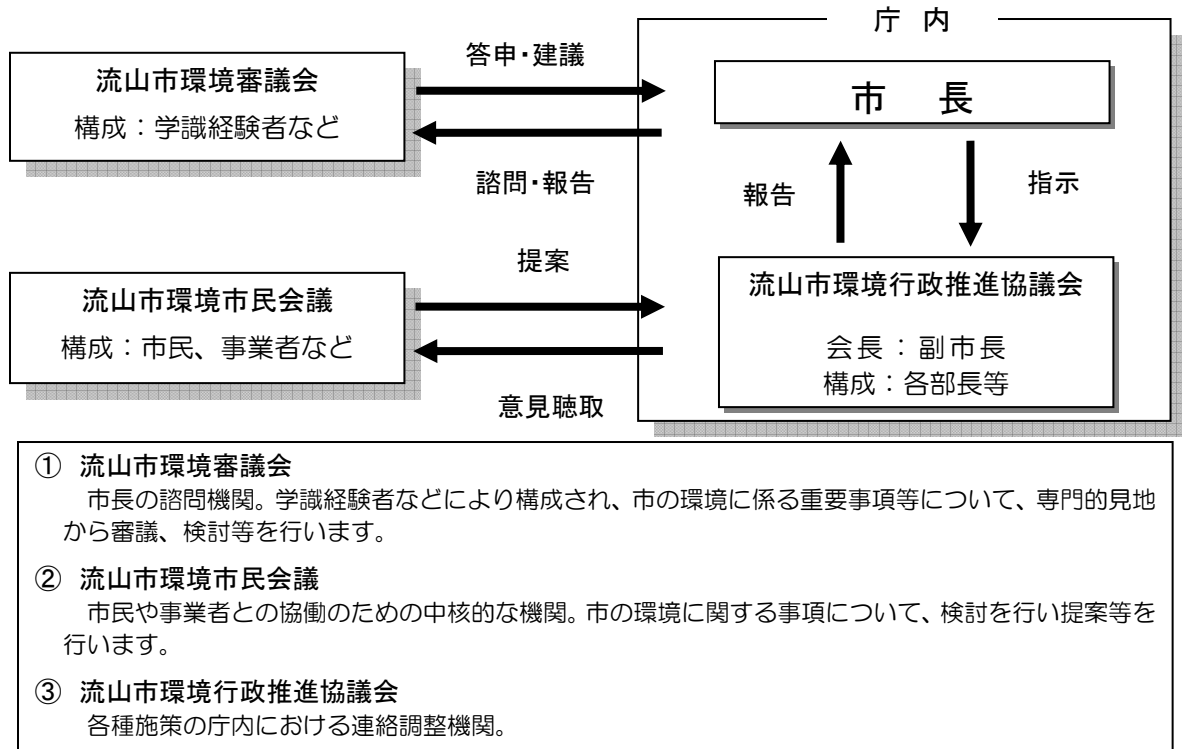


図 3-2 環境行動計画の推進体制(環境基本計画より)

2) 研修

職員の環境に対する意識を高めると同時に、具体的な実践方法への理解を深めることを目的に、環境研修等を行うことにしています。平成 20 年度は次の会議を実施しました。

- ◆ 環境行政推進協議会
- ◆ エコアクション 21 職員研修
- ◆ グリーン購入基本方針・調達購入説明会

3) 進行管理

環境行動計画を確実に推進することを目指して、計画の進捗状況を毎年把握し、その結果を公表することとしました。

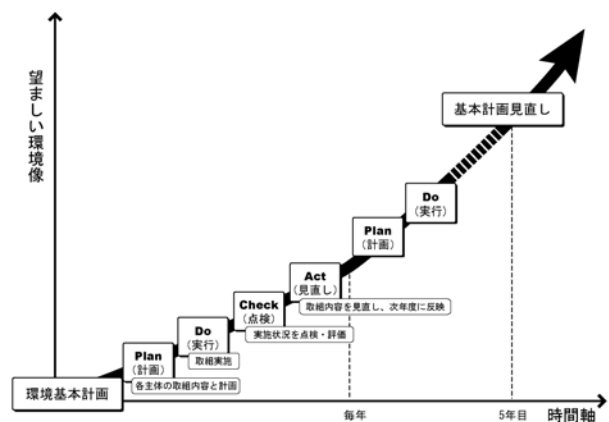


図 3-3 環境行動計画の進行管理イメージ(環境基本計画より)

4 環境行動計画の実施状況

1) 環境行動計画及び実施状況の概要

(1) 環境行動計画の概要

流山市では、望ましい環境像である「水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山」を実現するために、環境を4つの側面からみた基本目標を設定しました。これらの目標達成を図るために、ひとつの基本目標について3~4の基本的施策を設定し、さらに、ひとつの基本的施策につき2~5の個別施策を定めています。図4-1に示したように、これらは望ましい環境像を実現するためにピラミッドのように体系化されています。個別施策ひとつひとつの実践が、基本的施策の実現につながり、基本目標の達成、ひいては望ましい環境像の実現へとつながっていきます。

環境行動計画では、ここに示した個別施策を、どの部署が、具体的に何を実践していくのかを示しています。

(2) 環境行動計画の実施状況の概要

環境行動計画では、特に重点的かつ先導的・横断的に取り組むべき行動をリーディング・プランとしてまとめました。リーディング・プランは流山市の地域特性や早急に対応が必要な環境問題を踏まえて定めたもので、環境行動計画の「大きな柱」のようなものです。

そこで、ここではリーディング・プランの実施状況の概要を示します。

1 地球温暖化への積極的な対応

排出量が増加の傾向にある家庭から排出される温室効果ガスを削減するため作成した、子ども向けのエコ・チェックノート(環境家計簿)の活用をはじめ、小学校6校が各家庭のデータ提出に協力してくれました。さらに、企業の地球温暖化対策を推進するため、エコアクション21の認証の促進とISO14001の認証取得の支援を行いました。

さらに、太陽光発電などの新エネルギー・省エネルギー設備の利用を促進するための住宅設備導入に対する奨励金制度を設立し、324件で146トンの二酸化炭素等を削減することができました。

2 循環型社会を目指した5R運動

ごみの減量やリサイクルの推進など5Rを進めるため、ごみ問題について考えるケロクルミーティング(ごみ出前講座)やリサイクルに関する各種体験講座を引き続き開催しています。

タバコの吸殻や空き缶などのポイ捨てを減らすため、「路上喫煙防止及びポイ捨て防止条例」に基づき、平成20年度から新たに初石駅周辺を重点区域に指定しました。重点区域の駅で、早朝の啓発キャンペーンを行うなど、ポイ捨て防止の取組を行っています。

3 身近な緑の保全と創造

つくばエクスプレス沿線での豊かで価値ある緑の創出を目指した流山グリーンチェーン戦略を市内全域に拡大し、市全体の緑の創出に努めています。「流山市グリーンチェーン認定」の取組は、これまで戸建街区 8 件 158 戸、集合住宅 11 件 1,487 戸、商業・業務施設 15 件の認定を行いました。

市内の優れた自然環境を有する利根運河の保全と活用を進めるため、利根運河自然体験ウォークなどを行いました。

4 きれいな水環境の回復

きれいな水環境の回復を目指して設定した下水道普及目標の達成を図るため、下水道整備を進めています。その結果、下水道普及率は年々向上しています。また、下水道の未整備区域では合併処理浄化槽の設置をすすめる補助制度の実施によって設置基数は増加してきています。

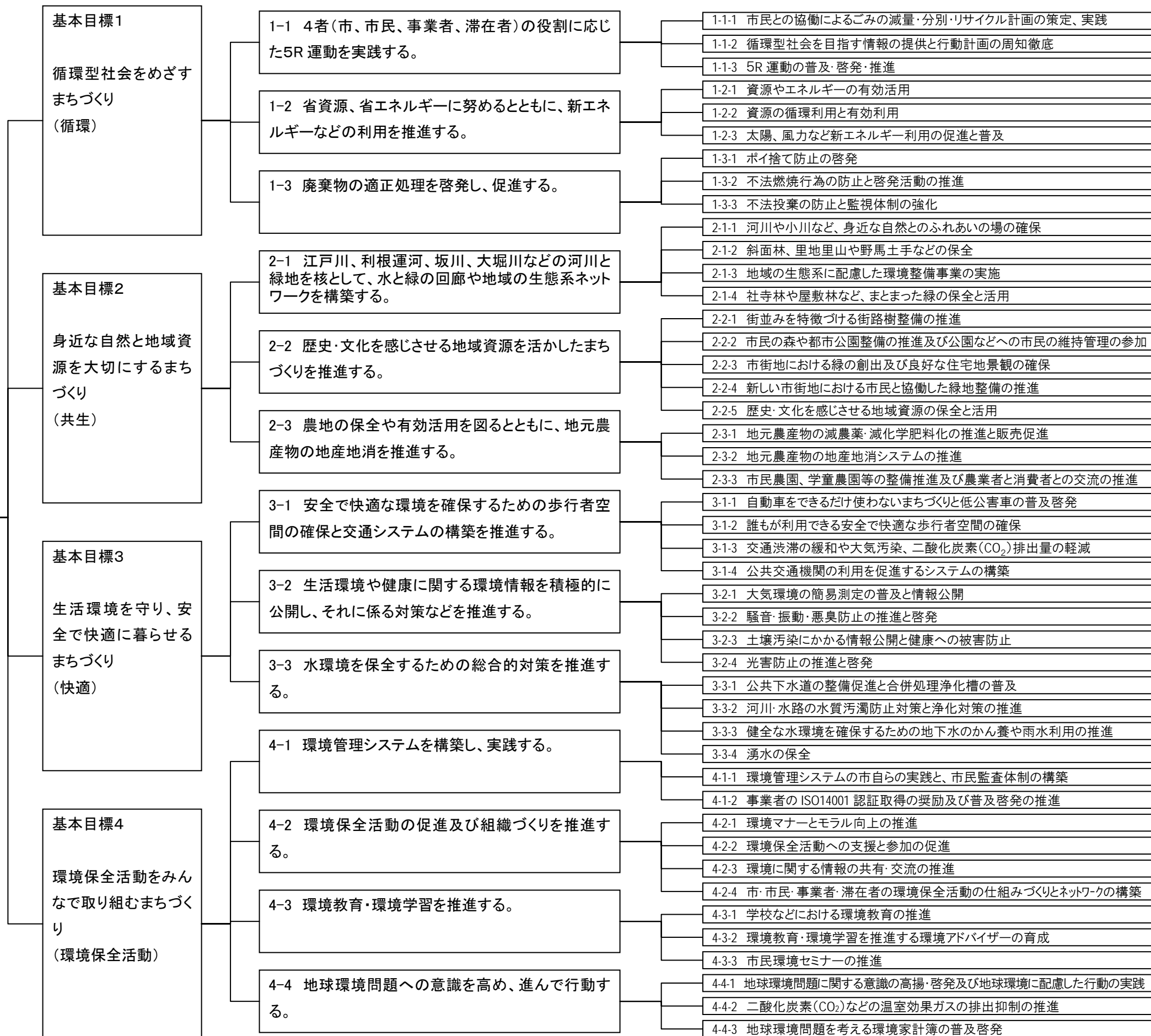
その他、老朽化した旧清美園の再整備を進め、新たな施設の設置をすすめています。

5 環境教育及び環境学習の推進

リサイクルプラザ・プラザ館等において環境シンポジウムや環境講座を開催し、市民の意識の啓発に努めました。

また、市内 23 の小中学校にビオトープが整備されています。その他、市内の大学と連携して水質調査、熱環境調査などを行っています。

水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で 未来に伝えるまち・流山



リーディングプラン

- 1 地球温暖化への積極的な対応**
【主な取組】
・温室効果ガス削減目標設定
・公共交通機関の利用促進
・省エネルギー活動の促進
・市役所の活動推進 など
- 2 循環型社会を目指した5R運動**
【主な取組】
・ごみ発生量の抑制目標設定
・5R行動の普及
・フリーマーケット等の開催
・庁内での分別の推進 など
- 3 身近な緑の保全と創造**
【主な取組】
・緑被率の目標設定
・緑の基本計画の推進
・グリーンチェーン戦略の推進
・庁舎等の緑化推進 など
- 4 きれいな水環境の回復**
【主な取組】
・下水道普及目標設定
・下水道整備の推進
・合併処理浄化槽設置補助の実施
・親水空間の整備促進 など
- 5 環境教育及び環境学習の推進**
【主な取組】
・環境白書の作成と公表
・学校ビオトープの設置
・環境アドバイザー等の活動支援
・市民環境セミナー等の開催など

図 4-1 環境行動計画の目標体系

2) 環境行動計画の実施状況

環境行動計画では、望ましい環境像の実現に向けた4つの基本目標の達成のために、13の基本的施策と45の個別施策を定めました。ここでは、環境指標の推移と併せて、環境行動の平成20年度の実施状況と平成21年度の実施予定を示します。

基本目標 1 循環型社会をめざすまちづくり

1-1 4者(市、市民、事業者、滞在者)の役割に応じた5R運動¹を実践する。

平成20年度は、リサイクルプラザ・プラザ館でのリサイクル体験講座や5R運動の情報提供、生ごみ処理器やマイバッグの普及啓発活動などをおして平成19年度に引き続き5R運動を推進しました。集団回収量は減少に転じましたが、1人1日あたりごみ発生量や最終処分量は減少をつづけています。現在の取組を継続する他、ごみの発生抑制を啓発して目標の達成を目指します。

表 4-1 環境指標①

項目	H16 (実績)	H17 (実績)	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (目標)	中長期 目標	備考 (根拠等)
1人1日あたりごみ発生量(g/人・日)	999	1,022	1,025	998	976	975	H21に 策定	ごみ処理 基本計画
資源化率(%)	33	31	30	30	29	33		
集団回収等(t/年)	9,399	9,581	9,665	9,295	8,593	9,626		
最終処分量(t/年)	1,162	1,812	2,281	1,898	1,756	775		
生ごみ肥料化処理 機器補助件数(件)	210	257	248	171	146	400		
マイバック持参率 (%)	3.9	7.0	7.0	未調査	11	10(H20)		

1-1-1 市民との協働によるごみの減量・分別・リサイクル計画の策定、実践

◆ リサイクル団体への支援を推進します。…………… リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成20年度の行動内容	平成21年度の行動予定
自治会、子ども会、老人会、PTAの団体及び回収業者(現在4社)に対し、回収量に応じ団体への報償金、業者への奨励金を支給するなどリサイクル活動の支援を実施します。	リサイクル推進課	・リサイクル団体及び回収業者に対し、回収量に応じて団体への報奨金、業者への奨励金を支給し、リサイクル活動を支援しました。このリサイクル活動(集団回収等)による回収量は8,593t/年でした。 ・実施団体数は190でした。	・引き続き、リサイクル活動協力事業として支援を行うとともに、実施団体数の増加に努めます。

1 5R運動：ごみを減らすための5つの取組であるReduce(リデュース：ごみを減らす)、Reuse(リユース：再利用する)、Refuse(リフューズ：ごみになるものを買わない)、Recycle(リサイクル：再生利用する)、Rule(ルール：決まりを守る)の頭文字をとって、5R運動として展開しています。

◆ 循環型社会をめざすため、ごみの回収方法に係る検討を行います。

..... リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
ごみ収集日が祝日に当たり家庭からごみを排出できない世帯への配慮として、祝日に収集するための業務を収集運搬業者に委託することで、ごみを適切かつ衛生的に処理します。	クリーン推進課	・ごみの祝日収集を収集運搬業者への委託により実施しました。	・ごみの祝日収集を収集運搬業者への委託による実施を継続します。
ごみ処理有料化、手数料の見直しを検討します。	リサイクル推進課	・ごみ処理有料化を含む総合的なごみ減量化・資源化施策の実施計画(案)を策定しました。 ・パブリックコメントを実施しました。 ・ごみ処理有料化については、経済状況等を総合的に判断して見送ることとしました。	・ごみ処理有料化については、引き続き検討していきます。 ・平成 22 年 4 月から稼動する汚泥再生処理センターの資源化施設へ搬入される剪定枝の処理手数料を定めます。

◆ 生ごみ肥料化処理機器などの購入者に購入費の一部を支援します。..... リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
流山市生ごみ肥料化処理機器購入補助金交付要綱に基づき、購入者への支援を行います。	リサイクル推進課	・生ごみ処理機器の購入補助制度を実施しました。 ・当制度の補助基数は 146 基でした。	・発生抑制の効果が大きいことから、引き続き実施します。

1-1-2 循環型社会をめざす情報の提供と行動計画の周知徹底

◆ リサイクル製品の使用を促進します。..... 管財課、環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
グリーン購入法 ² に基づくグリーン購入計画を策定し、リサイクル製品を含むグリーン製品の購入を促進します。	管財課	・事務用消耗品を購入する際、環境配慮商品の購入を実施しました。	・引き続き、消耗品や機器等を購入する際には、リサイクル製品や環境配慮製品を含む省エネルギー型機器等の導入を検討します。
	環境政策課	・流山市グリーン購入調達計画を策定し、全庁を対象としてグリーン購入を推進しました。	・流山市グリーン購入調達計画を基に、全庁を対象としてグリーン購入を推進します。



2 グリーン購入法：循環型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取組に加え、需要面からの取組が重要であるという観点から平成 12 年 5 月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」（グリーン購入法）が制定されました。

1-1-3 5R 運動の普及、啓発、推進

- ◆ 広報やホームページなどで、5R 運動に関する情報を提供します。

..... 環境政策課、リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
5R 運動を分かりやすく解説した資料を作成し、様々な媒体を通じてその情報を提供します。	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページで 5R 運動の情報を提供しました。 ・子ども向けエコ・チェックノート(環境家計簿)に 5R 運動を分かり易く解説し、ごみの問題と関連付けて掲載しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、5R 運動の情報をホームページで公表します。
5R 運動を進めるモニターを置き、その活動情報を提供します。	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生のクリーンセンター施設見学会で、子ども向けエコ・チェックノートを説明、配布し、5R 運動の普及啓発を行いました。 ・ホームページで 5R 運動の情報を提供し、意見の募集を行いました。が、意見はありませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生のクリーンセンター施設見学会で、子ども向けエコ・チェックノートを説明、配布し、5R 運動の普及啓発を行います。 ・ホームページで 5R 運動の情報を公表します。
マイバック運動を推進し、レジ袋の使用減少に努めます。	リサイクル推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者と一体となったマイバック普及促進を図り、商工会と連携し市民に情報提供を図りました。 ・ちばレジエコについても、積極的に情報提供を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、マイバック普及促進を図り、市民に情報提供を図ります。
ガレージセール(フリーマーケット)を開催するとともに、市内で開催されるフリーマーケット情報を発信します。	リサイクル推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・市主催のガレージセールを 11 月 30 日に実施しました。 ・ホームページ上で地域におけるフリーマーケット情報を提供しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市主催のガレージセールを行うとともにホームページ上で地域のフリーマーケット情報を提供します。
「家庭ごみの出し方」について広く市民の理解を求めため、ごみ収集曜日カレンダーを作成し、各世帯に配布するとともに、その情報をホームページで広報します。	クリーン推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集曜日カレンダーを作成、各世帯に配布するとともに、その情報をホームページに掲載しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集曜日カレンダーを作成、各世帯に配布するとともに、その情報をホームページに掲載します。
ごみパンフレット(外国版)を作成し、その活用を図ります。	クリーン推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみパンフレット(外国版)を作成し、活用しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみパンフレット(外国版)を継続して作成し、活用します。

◆ 市民のリサイクル意識の向上を図ります。…………… リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
施設見学会、ポスターコンクール、各種講座、ごみ出前講座を開催し、ごみ問題への関心を高めることで意識向上の啓発に努めます。	リサイクル推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ事業として、リサイクル体験講座、自転車、家具の修理再生品販売、施設見学会などを実施しました。 ・リサイクル体験講座は、生ごみ堆肥づくり、布のリサイクル、紙すき、石けんづくり等を実施しました。参加者数は 842 人でした。 ・家具の販売点数は、214 点でした。 ・自主講座等の利用者は、4,912 人でした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画の「大量廃棄、大量リサイクルからの脱却」という基本方針や 3R という理念を広めるため、施設見学や修理品再生提供の他、次の事業を実施します。 ①ケロクルミーティング：職員が地域に出向いてごみ問題について市民と一緒に考えるケロクルミーティング(ごみ出前講座)を実施します。 ②体験講座：草履づくり教室などの人気講座の開催数を増やすとともに、低年齢層対象の環境教育の重要性から、それらを対象とした講座の充実と新規講座の開催を図ります。 ③3R 月間特別企画：3R 月間での 10 月に外部から講師を招き 3R の推進に係る講座を開催します。

◆ 庁内のリサイクルを徹底します。…………… 管財課、リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
庁内の資源回収を月 2 回実施するとともに、5R 運動を展開し、ごみの減量に努めます。	管財課	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃物のごみとペットボトルやプラスチックごみの分別徹底を図り、リサイクルを推進しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ごみ分別と庁内のリサイクルを徹底します。
	リサイクル推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設資源物回収量は 176t/年でした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所自らごみ減量・資源化を率先して実行すべく、庁内各課に設置した環境行動推進員を活用し、資料の削減や裏面利用の徹底などごみの減量に努めます。

1-2 省資源、省エネルギーに努めるとともに、新エネルギーなどの利用を推進する。

子供向けの環境家計簿であるエコ・チェックノートの活用や家庭の新エネルギー、省エネルギー設備の導入を促進するため、地球にやさしい住宅設備奨励事業を実施しました。また、公共交通機関の利用促進のため、ぐりーんバスの新規路線の運行を開始しました。

表 4-2 環境指標②

項目		H16 (実績)	H17 (実績)	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (目標)	中長期 目標	備考 (根拠等)
利用者数 公共交通機関	鉄道(万人)	2,056 (H15)	2,043 (H16)	3,588 (H17)	4,262 (H18)	4,787 (H19)	2,500	H21に 策定	総合都市交通計画策定調査目標値
	バス(ぐりーんバス含む)(千人)	446	51	213	416	479	500		総合都市交通計画策定調査目標値+施策目標値
クリーンセンター 発電量(kWh)		12,298,800	12,824,479	13,137,763	13,075,434	12,623,236	13,000,000		クリーン推進課算定
クリーンセンター 熱利用量(MJ)		37,964 万	39,917 万	41,580 万	40,942 万	39,723 万	38,969 万		クリーン推進課算定
市域の電気使用量 (MWh)		510,015 (H15)	536,364 (H16)	495,719 (H17)	518,591 (H18)	513,100 (H19)	504,577		流山市地球温暖化対策地域推進計画

備考) ()は当該年度のデータを入手できない場合に、入手したデータの年度を示します。

1-2-1 資源やエネルギーの有効活用

◆ 省エネルギー型ライフスタイル、オフィススタイルへの転換を促す啓発を進めます。

..... 環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
地球温暖化対策の中で情報をまとめ、その情報を提供します。	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> 子ども向けエコ・チェックノートを公共施設やクリーンセンター見学会で配布し、温暖化の取り組みを促すものとして提供しました。 「チームマイナス 6%への取組」、「エコライフのおすすめ」と子ども向けエコ・チェックノートをホームページで情報提供しました。 7月7日のセタライトダウンキャンペーンに合わせて、ライトダウンの呼びかけをしました。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども向けエコ・チェックノートを公共施設やクリーンセンター見学会で配布します。 7月7日のセタライトダウンキャンペーンに合わせて、ライトダウンの呼びかけをします。 CO₂排出量の削減の推進のため、ノーマイカーデー運動の推進を呼びかけます。
省エネ機器の導入(買い換え)の情報をまとめ、その情報を提供します。	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> 市民版エコ・チェックノート(環境家計簿)に、省エネ、新エネ設備のCO₂削減効果と家計費の節約額を分かり易く掲載し、ライフスタイルの転換を促しました。 市役所においては、省エネ製品の推進としてグリーン製品の購入を推進しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民版エコ・チェックノート(環境家計簿)を活用して、ライフスタイルの転換を促します。 市役所においては、引き続きグリーン製品の購入を推進します。

◆ 庁内のオフィススタイルを省エネルギー型に転換します。…………… 人事課、環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
夏期のクールビズ、冬期のウォームビズ ³ を積極的に導入し、省エネ型のオフィススタイルを総合的に促進します。	環境政策課	・オフィスの省 CO ₂ 化への取組を体系的に点検するチェックシートをもとに、各課単位で毎日の省エネ型オフィススタイルの実践をチェックし温暖化対策を総合的に推進しました。	・ストップ温暖化！市役所アクションプログラム取組状況チェックシートをもとに、各課単位で毎日の省エネ型オフィススタイルの実践をチェックし、総合的に温暖化対策を推進します。
	人事課	・夏期クールビズ(6月1日から9月末日まで、室温設定 28 度、軽装励行)、冬期ウォームビズ(冬期の室温設定 20 度、厚着励行)を実施しました。	・夏期クールビズ、冬期ウォームビズを継続して実施します。

◆ 公共交通機関の充実とその利用を促進します。…………… 都市計画課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
市内の公共交通不便地区で人口が集中し、バスの需要が見込まれる地域にぐりーんバスを試行運転します。	都市計画課	・既存路線の利用状況等の検証を行い、江戸川台西ルートの見直しと新規路線として美田・駒木台ルートの運行を開始しました。 ・ぐりーんバスにおいて運賃を乗車時に支払うシステムに改め、駅等での降車時間の短縮ができ利用者の利便性が向上しました。	・ぐりーんバスの運行の検証を行い、路線の見直し及び新規路線の導入を行います。

◆ コージェネレーション⁴など効率的なエネルギー利用を促進します。…………… 企画政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
今後の施設整備にあたっては、コージェネレーションシステムなど、効率的なエネルギー利用方式の導入を検討します。	企画政策課	・施設設備計画等における省エネルギーなどに配慮しました。	・施設設備計画等における省エネルギー化は、公共施設保全計画に密接に関連することから教育総務課に引き継ぐべく、事務分掌を含め協議を進めます。

3 クールビズ・ウォームビズ：夏期はエアコンの温度設定を 28℃に、冬期は暖房時のオフィスの室温を 20℃にするとともに、夏は涼しく、冬は暖かい服装をして、オフィスで快適に過ごすことが提案されています。
4 コージェネレーション：発電と同時に発生した排熱を利用して、給湯・暖房などを行う効率の良いエネルギー供給システムのことをいいます。エネルギー利用効率を最大で 80%まで高めることができます。

1-2-2 資源の循環利用と有効利用

◆ バイオマス⁵を活用した発電、燃料としての利用について検討します。

..... 企画政策課、環境政策課、リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
庁内に(仮称)バイオマス利活用検討委員会を組織し、検討します。	企画政策課	・バイオマス利活用検討委員会の組織化については、事業の内容からして、環境部門での組織立ち上げが望ましいと判断しています。	・バイオマス利活用検討委員会の組織化については、事業の内容からして、環境部門での組織立ち上げが望ましいと判断しています。
	環境政策課	・新エネルギーの普及を推進する観点から、先進地の事例を収集しました。	・引き続き、新エネルギーの普及を推進する観点から、先進地の事例を収集します。
	リサイクル推進課	・有機性廃棄物リサイクル施設(剪定枝資源化施設を含む汚泥再生処理センター)建設工事を発注しました。	・有機性廃棄物リサイクル施設(剪定枝資源化施設を含む汚泥再生処理センター)を完成します。
市が直接処理することが適当なバイオマス資源(し尿及び浄化槽汚泥、剪定枝等)をリサイクルするための施設整備を進めます。	リサイクル推進課	・有機性廃棄物リサイクル施設(剪定枝資源化施設を含む汚泥再生処理センター)建設工事を発注し、着工しました。	・有機性廃棄物リサイクル施設(剪定枝資源化施設を含む汚泥再生処理センター)を完成します。

◆ ごみ焼却施設で発生する熱を有効に活用します。..... リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
クリーンセンターに隣接する敷地にごみ焼却施設からの余熱を利用して、地域の生活の向上、周辺環境との調和、地域コミュニティの場の提供など市民の健康や福祉の増進に寄与するための施設を整備します。	リサイクル推進課	・ごみ焼却施設からの余熱を「ほっとプラザ下花輪」に供給しました。	・引き続き、ごみ焼却施設からの余熱を「ほっとプラザ下花輪」に供給します。
ごみ焼却時に発生する熱を有効に活用し、クリーンセンターで消費する電気使用量の一部を賄います。	クリーン推進課	・ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを有効活用し、発生蒸気を使い発電を実施しました。	・引き続き、ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを有効活用し、発生蒸気を使い発電を実施します。

5 バイオマス：生物由来の資源をエネルギー資源として利用することをいいます。間伐材などの木質バイオマスを燃料として発電を行ったり、植物などから石油代替成分を抽出したり、家畜ふん尿などのメタン発酵による燃料化などの利用方法が進められています。

1-2-3 太陽、風力など新エネルギー利用の促進と普及

- ◆ 公共施設では省エネルギー型機器や新エネルギーの導入を推進します。

..... 管財課、企画政策課、教育総務課、環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
グリーン購入法に基づくグリーン購入計画を策定し、リサイクル製品を含むグリーン製品の購入を促進します。	管財課	・機器等の購入なし	・(再掲)引き続き、機器等を購入する際には、リサイクル製品を含む省エネルギー型機器等の導入を検討します。
	環境政策課	・流山市グリーン購入調達計画を策定し、全庁を対象としてグリーン購入を推進しました。	・(再掲)流山市グリーン購入調達計画を基に、全庁を対象としてグリーン購入を推進します。
検討委員会で環境配慮車の導入方針を決定します。	管財課	・新規 29 台中、環境配慮車の導入はなし	・引き続き、環境配慮車の導入を検討します。
小山小学校をエコ・スクールとして PFI 方式を導入して移設します。	企画政策課	・小山小学校については屋上緑化などエコ・スクールとして H21 年 4 月の移設開校に向けて工事が進んだが、教育委員会からの依頼がなかったため調整依頼はありませんでした。	・平成 21 年 4 月に屋上緑化などのエコ・スクールとして PFI により移設開校したため、当初の目的は達成されました。
	教育総務課	・建物周囲に中高木を植え直射日光を遮る工夫や、屋根や壁に断熱材を施し窓はペアガラスとしエネルギー消費を抑えます。また、屋上緑化(一部)により、屋根の遮熱を行い快適な教室を実現しました。更に雨水を貯留し、散水用に利用します。	・平成 21 年 3 月に引き渡しを受け、移設が終了しました。

- ◆ 新エネルギーに関する情報を収集・整理し、提供します。..... 商工課、環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
地球温暖化対策の中で、太陽光、風力、太陽熱等の新エネルギーに係る情報を収集し、提供します。	商工課	・環境配慮型設備設置費助成金制度の利用を推進しました。	・国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、商業振興共同施設設置等事業費補助金を交付し、商店会街路灯の省エネ化(LED化)を推進します。
	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・地球にやさしい住宅設備設置奨励事業を実施し、太陽光発電、太陽熱温水器等を導入する市民に対して奨励金を交付しました。 ・地球にやさしい住宅設備設置奨励事業の実施状況をまとめ、ホームページやパネル展示を利用し CO₂ の削減効果について情報提供しました。 ・市民版エコ・チェックノートを作成し、その中で太陽光発電等の CO₂ 削減効果と光熱水費の削減額を具体的に掲載しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地球にやさしい住宅設備設置奨励事業を実施します。 ・引き続き、地球にやさしい住宅設備設置奨励事業の実施状況をホームページやパネル展示を利用し情報提供します。 ・引き続き、市民版エコ・チェックノートの作成により、CO₂ 削減効果と光熱水費の削減額を具体的に掲載します。

1-3 廃棄物の適正処理を啓発し、促進する。

路上喫煙の禁止やポイ捨て防止、重点区域にて、啓発やパトロールの強化を行いました。不法燃焼指導件数は増えましたが、不法投棄件数は減りました。

表 4-3 環境指標③

項目	H16 (実績)	H17 (実績)	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (目標)	中長期 目標	備考 (根拠等)
不法燃焼指導件数 (件)	20	52	33	18	28	10	H21に 策定	環境政策課 算定
不法投棄件数 (件)	500	532	525	448	361	300		環境政策課 算定

1-3-1 ポイ捨て防止の啓発

- ◆ ポイ捨て防止対策を強化します。…………… 環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
路上喫煙を禁止します。	環境政策課	・重点区域の駅で、早朝啓発を行い、重点区域以外の駅においても歩きタバコ防止の啓発を行いました。	・重点区域はもとより、重点区域以外の駅前でも歩行者の安全の確保を図るため、市内全駅において啓発のキャンペーンを実施します。
ポイ捨て防止重点区域の指定を拡大するなど、ポイ捨て防止対策を強化します。	環境政策課	・重点区域のパトロールを強化するとともに、市内全域のパトロールを実施し、防止活動を広範囲に行いました。	・引き続き、重点区域を重点にパトロールを強化するとともに、市内全域をパトロールすることにより防止活動の強化を図ります。

- ◆ 販売所などに空き缶などの回収ボックスを備えるように指導します。
…………… 環境政策課、リサイクル推進課、クリーン推進課、商工課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
商工会を通じて、設置者に対し指導します。	リサイクル推進課 環境政策課 商工課	・リサイクル推進店として認定数の増加を目指しました。	・リサイクル推進店として認定数の増加を目指します。
事業活動に伴って排出される事業系のごみは、排出者が責任を持って処理するよう指導します。	リサイクル推進課	・一般廃棄物収集運搬の許可業者を通じて、適正な処理がなされるよう指導しました。	・引き続き、一般廃棄物収集運搬の許可業者を通じた、適正な処理に関する指導を実施します。
	クリーン推進課	・事業系ごみの搬入時に、産業廃棄物の混入の有無等についてチェックしました。	・事業系ごみについては、今後も適正に搬入されるよう、厳しくチェックします。

◆ 効率的な収集運搬とクリーンセンターの適正な運転管理をします。

..... リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
リサイクル館による破碎、選別、圧縮等により、資源化率の向上に努めます。	クリーン推進課	・プラスチック類について、搬出先から異物が混入しているとの指摘があり、リサイクル館での選別作業の強化を図りました。	・リサイクル率を向上するには、分別の徹底が必要であるため、パンフレット等あらゆる機会を使って、市民に分別の必要性をアピールします。 ・廃棄物減量等推進員を通じて分別排出の徹底を指導します。
ごみの分別を徹底することにより、効率的なごみの収集・運搬及び施設の安全管理に努めます。	リサイクル推進課	・廃棄物減量等推進員、リサイクル実施責任者を通じて分別の徹底を図りました。	・引き続き、廃棄物減量等推進員、リサイクル実施責任者を通じての分別の徹底を図ります。

1-3-2 不法燃焼行為の防止と啓発活動の推進

◆ 広報紙などで不法投棄や屋外焼却防止の啓発を行います。..... 環境政策課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
広報紙、ホームページなどで不法投棄、屋外焼却行為の禁止の啓発を行います。	環境政策課	・広報ながれやま、ホームページで不法投棄防止や野焼きの禁止等を周知しました。	・広報ながれやま、ホームページでの周知のほか、野焼きについて、苦情が多く寄せられている地域の自治会及び農家組合へ通知します。
	クリーン推進課	・ごみステーションに出された不適切なごみにイエローカードを貼付し、一定期間収集を見合せ、適正化を図りました。	・引き続き、イエローカードによる指導を徹底するとともに、その状況を廃棄物減量等推進員に周知し、適正な分別排出の指導を依頼します。

1-3-3 不法投棄の防止と監視体制の強化

◆ 循環型社会形成推進基本法に基づき、使用済みの家電製品などの適正な処理を促進します。

..... リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
広報紙などを通じ、市民に適正な処理を啓発することで、各種リサイクル法に基づく適正な資源化を促進し、不法投棄の減少を図ります。	リサイクル推進課	・各種リサイクル法に基づき適正な処理が行われるようパンフレット等により啓発しました。	・引き続き、各種リサイクル法に基づき適正な処理が行われるようパンフレット等により啓発します。

◆ ごみの不法投棄を防止するため、不法投棄監視パトロールを強化します。..... 環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
市内に不法投棄された廃棄物の処理及び不法投棄の未然防止と早期発見のためのパトロールの強化充実を図り生活環境の保全に努めます。	環境政策課	・不法投棄及び撤去回収等のパトロールを行いました。	・引き続き、不法投棄及び撤去回収等のパトロールを行っていくとともに、警察、消防との連絡を密にし、協力あって行います。
夜間パトロールを実施します。	環境政策課	・年末の不法投棄が増える 12 月に実施しました。	・不法投棄多発ポイントに重点を置き行います。

- ◆ 不法投棄の多発地点には看板や車の侵入を防ぐポールなどを設置し、再発防止に努めるとともに、市民の協力意識を高めます。…………… 環境政策課、道路管理課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
不法投棄防止の看板設置や不法投棄されないような対策を、市民の協力とともに不法投棄防止に努めます。	環境政策課	・不法投棄禁止の看板を作成し、発生場所や設置希望者に配布しました。 ・広報ながれやまで注意を促しました。	・引き続き、不法投棄禁止看板により啓発を行うほか、多発ポイントを重点にパトロールを行い、不法投棄防止に努めます。
市民団体によるパトロール、通報制度を構築します。	環境政策課	・環境美化推進員に地域の監視を依頼しました。	・引き続き、環境美化推進員及び自治会へ地域の監視を依頼していきます。
不法投棄頻発箇所マップを作成し、関係者に配布、重点的なパトロールを行います。	環境政策課	・不法投棄パトロール及び撤去回収事業から、頻繁に発生する場所に対し看板等を設置するなど、パトロールを重点的に行いました。	・引き続き、不法投棄パトロールを徹底し、多発ポイントを重点に不法投棄防止に努めます。
不法投棄の多発地点には、車両の停止防止の柵を設置します。	道路管理課	1. 東初石 1 丁目常磐自動車道周辺の不法投棄防止に係る環境対策として、常磐道防音壁に 4 灯 1 組の照明灯を一式設置した他、T 字路に街路灯を 1 基設置しました。 2. 南地先、道路残地における不法投棄箇所について、防止措置として木柵(L=16m)を設置しました。	・道路パトロールによる早期発見・監視並びに情報収集に努め、必要に応じた対応を図ります。

- ◆ 不法投棄防止のため、休耕田や空き地などの適切な管理を指導します。…………… 農政課、環境政策課、農業委員会、各消防署

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
休耕田や空地の適正管理を推進し、不法投棄されない環境作りを推進していきます。	農政課	・休耕田の保全管理実施水田に対する助成(奨励金の交付)を実施しました。なお、保全管理水田については、年 2 回除草を実施しました。	・引き続き、休耕田の保全管理実施水田に対する助成(奨励金の交付)を実施します。なお、保全管理水田については、年 2 回除草を実施します。
	農業委員会	・雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈りを指導しました。	・雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈りの指導を継続します。
青草時、不法投棄や農作物への病害虫の発生防止の点から所有者に対し適切な管理を指導します。	環境政策課	・空地に繁茂する雑草対策として、地権者に対し手紙で依頼しました。(220 件) ・上記地権者のうち希望者に草刈業者を斡旋しました。	・引き続き、空地の土地所有者に対して手紙で依頼します。 ・業者斡旋を引き続き行っていきます。
	農業委員会	・雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈りを指導しました。	・雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈りの指導を継続します。
枯草時、防火の点から所有者に対して適切な管理を指導します。	各消防署	・枯草時、防火の点から所有者に対して適切な管理を文書で指導しました。(215 件)	・枯草時、防火の点から所有者に対して適切な管理の指導を継続します。

基本目標 2 身近な自然と地域資源を大切にすまち

2-1 江戸川、利根運河、坂川、大堀川などの河川と緑地を核として、水と緑の回廊や地域の生態系ネットワークを構築する。

流山市の豊かな自然環境の保全を進めるため、市内の動植物調査への対策や環境調査の開催を行いました。

表 4-4 環境指標④

項目	H16 (実績)	H17 (実績)	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (目標)	中長期 目標	備考 (根拠等)
自然環境に配慮した河川整備延長(km)	20.7	20.7	20.7	20.7	20.7	22.0	H21に 策定	河川課 算定
生態系に配慮した道路整備延長(km)	32.0	32.5	32.8	32.8	32.8	32.8		道路建設 課算定
緑等の自然環境の豊かさを実感している市民の割合(%)	69.6	69.6	82.7	83.2	80.5	70.0		施策目標 値
緑被率 ⁶ (%)	42.2 (H15)	42.2 (H15)	42.2 (H15)	42.2 (H15)	42.2 (H15)	35.0 (H31)		緑の基本 計画
緑地率 ⁷ (%)	13.6 (H15)	13.6 (H15)	13.6 (H15)	13.6 (H15)	13.6 (H15)	20.0 (H31)		
一人あたりの都市公園面積(m ² /人)	5.20 (H15)	5.20 (H15)	5.16	5.22	5.19	10.0 (H31)		

2-1-1 河川や小川など、身近な自然とのふれあいの場の確保

◆ 自然環境に配慮した河川整備を進めます。…………… 河川課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
大堀川、宮園調整池を自然環境に配慮した形で整備します。	河川課	<ul style="list-style-type: none"> ・新市街地地区において、施行者の都市再生機構が大堀川を環境資源として利用した整備を進めました。 ・宮園調整池については、環境用水導水の実施計画を作成しました。 ・アオコ対策として、クリーンロータ及びジェットポンプを設置し、水質浄化に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新市街地地区で大堀川を環境資源として利用した整備を進めます。 ・宮園調整池については、修景整備事業及び環境用水整備工事を施行します。 ・アオコ対策のため、継続して、クリーンロータ及びジェットポンプを設置し水質浄化を行います。

6 緑被率：市域に占める緑被地の割合。緑被地とは、樹林地、草地、田畑、水面など緑に覆われた土地を指します。

7 緑地率：市域に占める緑地の割合。緑地とは、都市公園、公共施設緑地、地域制緑地（生産緑地地区）などを指します。

◆ 魚や昆虫、水鳥などが生息できるよう水域や水辺の保全・再生に努めます。

..... 環境政策課、みどりの課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
動植物生息生育調査について検討します。	環境政策課	・動植物の生息生育調査を行う環境団体の活動を支援しました。 ・市民環境講座で、「ビオトープって何?」、「田んぼと水辺の生き物観察会」及び「新川耕地で野鳥観察」を開催しました。	・引き続き、動植物の生息生育調査を行う環境団体の活動を支援します。
斜面樹林、民間緑地の保全策を整備、拡充します。促進策としてボランティアによる保全活動を推進します。	みどりの課	・斜面樹林地内の指定基準を満たす樹木について保存樹木の指定に努めました。	・斜面樹林地内の指定基準を満たす樹木について保存樹木の指定に努めます。

◆ 自然とふれあうマナーについての啓発や、ふれあい方の調査・研究活動を進めます。

..... 環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
リサイクルプラザ・プラザ館、公民館等において、自然環境にふれあう活動を進めます。	環境政策課	・市民環境講座で小学生を対象に、「夏の星空観察会」及び「冬の星空観察会」を実施しました。	・環境講座等において、自然観察会等を行い、身近な自然に触れて自然の大切さを実感してもらいます。

2-1-2 斜面林、里地里山や野馬土手などの保全

◆ 地域の歴史・文化的資源などとこれらを取り巻く自然環境の適切な保全と活用を進めます。

..... 商工課、環境政策課、みどりの課、生涯学習課、博物館

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
野馬土手、社寺林、利根運河などの内容や歴史を明らかにして市民に知らせ、保全する必要性を啓発します。	商工課	・利根運河を活用した観光づくり推進事業による整備成果を活用したPRや自然体験ウォーク等のイベントを実施しました。	・千葉県ふるさと雇用再生特別基金を活用し、国土交通省江戸川河川事務所運河出張所内の利根運河交流館の運営をNPO法人に業務委託し、ここを拠点とし、資料展示やイベント等の事業展開を市民協働により推進していきます。
	環境政策課	・環境シンポジウムの中で、環境団体が利根運河の保全を啓発するパネル展示を行いました。	・引き続き、環境シンポジウム等の機会を活用して市民の啓発を行います。
	みどりの課	・利根運河の修景に努めました。	・利根運河の修景に努めます。
流山の過去の自然環境や自然と共生してきた過去の人々の暮らしをとりあげた展示会を開催したり、図書の刊行を行います。	博物館	・第1回企画展「懐かしの流山Ⅱ」では約30年前の流山市の歴史・文化・環境について紹介をしました(7月13日から9月15日)。また調査研究報告書として「懐かしの流山Ⅱ」を刊行しました。第2回企画展「ちょっと昔のくらし」では約100年前の流山を紹介し、環境やくらしの移り変わりについて考えました(10月1日から11月24日)。第1回企画展では10,577人、第2回企画展では6,601人の観覧者がありました。	・第1回企画展「中世の流山を探る」では鎌倉時代から江戸時代が始まるまでの流山の歴史・文化・生活環境について紹介をします。また、第2回企画展「ちょっと昔のくらし」では約50年前の生活を紹介し、生活環境・文化の移り変わりについて紹介をします。

2-1-3 地域の生態系に配慮した環境整備事業の実施

- ◆ 生態系に配慮した、道路などの施設整備に努めます。…… みどりの課、道路管理課、道路建設課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
多自然型の河川改修がなされた富士川の河川残地 2 か所をポケットパークとして整備し、花畑を育成して河沿いの散策の興趣を加えるとともに休憩スポットとして活用します。	みどりの課	・河川残地 2ヶ所の活用について検討しました。	・河川残地 2ヶ所の活用について検討します。
里道 ⁸ などの道路については、立地環境や住民の需要に応じ歩行者の散策等を主眼とした形態で整備を行う選択を加えます。	道路管理課	・三輪野山地先の道路残地の緑化を実施しました。 (A=78 m ² ,ヒラドツツジ 168 本;張り芝 50 m ²)	・道路の緑陰等の生態系に配慮し、必要に応じた整備・管理の対応を図ります。
道路整備にあたっては、可能な限り植栽を取り入れた整備を推進し、大気汚染防止対策、地球温暖化防止に努めます。	道路建設課	・南流山駅北口広場ヘクスの木 2 本を増植しました。	・21年度は植栽を整備する内容の事業はありません。
歩道部の道路舗装にあたっては透水性舗装を施工することにより、大気、水、土壌等の自然的構成要素を良好な状態に保持させます。	道路建設課	・20年度は透水性舗装を施工する内容の事業はありませんでした。	・21年度は透水性舗装を施工する内容の事業はありません。

- ◆ 緑や水の連続性に配慮した、動植物の生息・生育環境の保全・創出に努めます。

…… 環境政策課、みどりの課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
絶滅危惧種 ⁹ オオタカが営巣する森の主要部を県立市野谷の森公園として NPO や市民と協働して保全します。	環境政策課	・オオタカの保全活動を進めている環境団体を通じて、情報を収集しました。 ・市民版エコ・チェックノートマスコットにオオタカを使用し、オオタカの保全を啓発しました。	・引き続き、オオタカの情報を収集します。
	みどりの課	・県立市野谷の森公園の整備事業費の一部を流山市が負担しました。(県立市野谷の森公園整備事業負担金)	・県立市野谷の森公園の整備事業費の一部を流山市が負担します。(県立市野谷の森公園整備事業負担金)
斜面樹林、民間緑地の保全策の推進と拡充を行います。	みどりの課	・斜面樹林の保全に努めました。	・斜面樹林の保全に努めます。

8 里道(りどう)：高速道路、国道、県道又は市道以外の道路法の適用のないその他の認定外道路のひとつで、公図上に表示されている赤道(あかみち)などとも呼ばれます。

9 絶滅危惧種：乱獲、密猟、環境破壊、生態系の破壊、異常気象などさまざまな理由によって絶滅のおそれが高い野生生物の種のことをいいます。我が国の絶滅のおそれが高い野生生物を環境省がレッドリストとして公表しているほか、千葉県でも同様にレッドデータブックを作成しています。

2-1-4 社寺林や屋敷林など、まとまった緑の保全と活用

- ◆ 市内のまとまった緑を守るため、里地里山などの保全について市民の意識啓発をします。

..... 環境政策課、みどりの課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
基金を積み立てて公園緑地の買取り等に備えるとともに、緑化推進の普及啓発を図ります。	みどりの課	・緑豊かなふるさと流山を実現するため、公園や緑地の整備等に要する費用を「緑の基金制度」(昭和 61 年 12 月設立)で積み立てました。(平成 20 年度末積立金 403,550,000 円)	・引き続き、借地公園等の買取りに備えるとともに、緑化推進事業の充実に当てるため、緑の基金制度での積み立てを行います。
利根運河堤防に桜を植栽して緑の大切さを理解してもらうとともに、緑の保全について推進を図ります。	環境政策課	・利根運河をフィールドにして活動する環境団体の活動を支援しました。	・引き続き、利根運河をフィールドにして活動する環境団体の活動を支援します。
	みどりの課	・利根運河の桜の適正な管理に努めました。	・利根運河の桜の適正な管理に努めます。

- ◆ 地域の自然や歴史・文化とのふれあいの場の提供を進めます。

..... 環境政策課、みどりの課、生涯学習課、博物館

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
野馬土手、社寺林、利根運河などにおいて、地域の特性を生かした自然環境へのふれあいを提供します。	環境政策課	・(再掲)利根運河をフィールドにして活動する環境団体の活動を支援しました。	・(再掲)引き続き、利根運河をフィールドにして活動する環境団体の活動を支援します。
	みどりの課	・利根運河の桜の適正な管理に努めました。	・(再掲)利根運河の桜の適正な管理に努めます。
(再掲)野馬土手、社寺林、利根運河などの内容や歴史を明らかにして市民に知らせ、保全する必要性を啓発します。	環境政策課	・(再掲)利根運河をフィールドにして活動する環境団体の活動を支援しました。	・(再掲)引き続き、利根運河をフィールドにして活動する環境団体の活動を支援します。
	みどりの課	・利根運河の桜の適正な管理に努めました。	・(再掲)利根運河の桜の適正な管理に努めます。
(再掲)流山の過去の自然環境や自然と共生してきた過去の人々の暮らしをとりあげた展示会を開催したり、図書の刊行を行います。	博物館	・第 1 回企画展「懐かしの流山Ⅱ」では約 30 年前の流山市の歴史・文化・環境について紹介をしました(7 月 13 日から 9 月 15 日)。また調査研究報告書として「懐かしの流山Ⅱ」を刊行しました。第 2 回企画展「ちょっと昔の暮らし」では約 100 年前の流山を紹介し、環境や暮らしの移り変わりについて考えました(10 月 1 日から 11 月 24 日)。第 1 回企画展では 10,577 人、第 2 回企画展では 6,601 人の観覧者がありました。	・(再掲)第 1 回企画展「中世の流山を探る」では鎌倉時代から江戸時代が始まるまでの流山の歴史・文化・生活環境について紹介をします。また、第 2 回企画展「ちょっと昔の暮らし」では約 50 年前の生活を紹介し、生活環境・文化の移り変わりについて紹介をします。

2-2 歴史・文化を感じさせる地域資源を活かしたまちづくりを推進する。

良好なまちなみを有する住宅地を目指し、つくばエクスプレス沿線の整備を行いました。また、景観法に基づく景観計画の策定と景観条例の制定を行い、今後良好な景観形成を目標にしていきます。このように、流山市の歴史や文化を感じることでできる景観づくりを進めていきます。

表 4-5 環境指標⑤

項目	H16 (実績)	H17 (実績)	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (目標)	中長期 目標	備考 (根拠等)
街路樹整備延長(km)	28.1	29.1	30.3	31.4	31.5	31.8	H21に 策定	市総合計画 (実施計画)
緑道整備延長(km)	0	0.12	0.12	0.12	0.19	0.36		
山林借り上げ面積	20ヶ所 13.6ha	18ヶ所 12.6ha	18ヶ所 12.6ha	17ヶ所 12.4ha	17ヶ所 12.6ha	22ヶ所 14.1ha		
緑化ボランティア参加者数(人)	0	112	152	200	352	300		

2-2-1 街並み特徴づける街路樹整備の推進

- ◆ 植樹帯や街路樹の整備をはじめ、沿道空間の整備を図り、緑豊かな都市空間の創出を推進します。
..... まちづくり推進課、西平井・鯉ヶ崎地区区画整理事務所、みどりの課、道路管理課、道路建設課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
枯損した街路樹を撤去して新たに植栽することにより、都市の代表的な緑として景観を保ちます。	みどりの課	・枯損した街路樹の撤去、植栽を行い、緑の景観を保ちました。	・枯損した街路樹の撤去、植栽を行い、緑の景観を保ちます。
西平井・鯉ヶ崎地区区画整理地区のイメージを形成する施設として配置される幅 7m の流水緑道の整備工事を実施します。	西平井・鯉ヶ崎地区区画整理事務所	・流水緑道の整備を延長約 65m 行いました。(緑道総延長 360m のうち、約 185m が完成;西平井・鯉ヶ崎地区緑道整備事業)	・残る緑道については、周辺整備にあわせ平成 23 年度以降に整備します。(みどりの課)
大堀川左岸の北千葉導水管埋設上部の平場に桜並木を整備し、風致の向上を図るとともに整備済の柏市区間と合わせ、一帯を桜の名所とします。	みどりの課	・大堀川桜並木整備事業は、平成 24 年度以降に実施する予定です。	・大堀川桜並木整備事業は、平成 24 年度以降に実施する予定です。
「宅鉄法 ¹⁰ 」に基づき、当地域の既存緑地を活用した良好な居住環境を有する住宅地として整備し、公共施設の整備改善とともに宅地の利用増進を図ります。	まちづくり推進課	・つくばエクスプレス沿線整備 4 地区において良好な住環境を有する住宅地を整備する土地区画整理事業を推進しました。 (各地区進捗状況)H20 年度末時点 木地区 44% 西平井・鯉ヶ崎地区 53% 運動公園周辺地区 26% 新市街地地区 48%	・つくばエクスプレス沿線整備 4 地区において、良好な居住環境を有する住宅地を整備する土地区画整理事業を推進します。
幹線道路の整備においては、街路樹等の植栽を配し、景観の向上等うるおいのある道路空間の形成を図ります。	道路建設課	・20 年度は植栽を配した道路の整備はありませんでした。	・21 年度は植栽を配する道路の整備予定はありません。
道路の整備にあたっては、歩道等の幅員確保を図りつつ、可能な範囲で街路樹の整備を推進します。	道路建設課	・20 年度は植栽を配した道路の整備はありませんでした。	・21 年度は植栽を配する道路の整備予定はありません。

10 宅鉄法：都市計画に関する法律の一つで、「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」の略称です。首都圏等の大都市地域において、土地区画整理事業における鉄道用地の集約換地を可能にする等の特別措置を行い、大量の住宅地の円滑な供給を目的に制定された法律であり、つくばエクスプレスはこの法律に基づいて建設されました。

2-2-2 市民の森や都市公園整備の推進及び公園などへの市民の維持管理の参加

- ◆ 地域住民との連携協力により、市民の森や地域の特色のある公園づくりを推進します。

..... みどりの課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
個人の所有する山林を市民の森として市が借りて、下草刈り等をして市民が散策できるように整備します。	みどりの課	・既存の市民の森の適正な維持管理を行いました。	・引き続き、既存の市民の森の適正な維持管理を行います。

2-2-3 市街地における緑の創出及び良好な住宅地景観の確保

- ◆ 自治会管理の花壇に草花の配布や緑化に関する講習会の開催、ガーデニングコンテストなど、緑化意識の啓発を推進します。

..... みどりの課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
ガーデニングコンテストをすることなどにより、緑の大切さを理解してもらうとともに緑化の推進を図ります。	みどりの課	・第 7 回ガーデニングコンテストを開催しました。	・引き続き、ガーデニングコンテストを開催します。

2-2-4 新しい市街地における市民と協働した緑地整備の推進

- ◆ 地域特性を活かした景観形成に努めるため、景観形成に関する市民活動への支援や啓発を推進します。

..... 都市計画課、まちづくり推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
景観法に基づく景観行政団体 ¹¹ へ移行したうえで、景観計画の策定及び景観条例を定め、地域特性を活かした景観形成に努めるとともに、景観に関する NPO や市民団体への活動の支援等景観形成の推進を図ります。	都市計画課	・景観計画及び景観条例に基づき、良好な景観の形成を推進することから、建築計画の事前協議(37 件)や指導及び誘導を行なっています。 ・市民や事業者へ景観に関する啓発活動を継続的に行なっています。	・景観計画及び景観条例に基づく指導、誘導を行い、良好な景観の形成を目指します。 ・景観に関する啓発活動を継続的に進めます。
	まちづくり推進課	・開発事業及び区画整合法 76 条の手続きの際に、申請者に対して流山グリーンチェーン戦略への協力を求めました。	・開発事業の事前協議及び 76 条申請の際に、流山グリーンチェーン戦略への協力を求めています。

- ◆ ヒートアイランド現象を緩和する緑化によるまちづくり「グリーンチェーン戦略¹²」を推進します。

..... まちづくり推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
各開発について緑化の量と質に関する評価を行い、優良事業に認証マークを発行する事業認証制度「緑の価値指標」を導入することにより、緑(グリーン)の価値を連鎖(チェーン)させることで規模を広げ、質的発展につなげます。	まちづくり推進課	・流山グリーンチェーン戦略に関するセミナーを、事業主及び市民を対象に行いました。 ・流山グリーンチェーン戦略推進方策に関する調査業務委託を発注し、江戸川大学と共に熱環境現況調査を実施しました。	・流山グリーンチェーン戦略推進方策に関する調査業務委託を発注し、江戸川大学と連携を図り、熱環境現況調査及び市民等への啓発活動を行います。

11 景観行政団体：景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 7 条に基づき、政令指定都市、中核市、県及び県知事との協議により同意を得た市町村をいい、景観計画の策定や景観協定の締結、景観整備機構の指定等の事務を行うことができます。

12 流山グリーンチェーン戦略：緑の連鎖で街の価値を向上させるため、緑の価値を指標化し、各開発事業をこの指標に基づいて評価し、市として緑化を推奨するものです。一定の基準を満たす物件に対し、流山市が「グリーンチェーン認定」を行います。

2-2-5 歴史・文化を感じさせる地域資源の保全と活用

◆ 良好な景観の維持、保全、創出を図るための対策を進めます。…………… 都市計画課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
市全体の景観のあるべき姿と実現するための具体的な景観形成の方針を示す都市景観形成基本計画を策定します。	都市計画課	・平成 18 年 4 月に策定した「流山市都市景観形成基本計画」をホームページに掲載し、市民への周知を図りました。	・平成 18 年 4 月に策定した「流山市都市景観形成基本計画」をホームページに掲載し、市民への周知を図ります。
景観法に基づき、千葉県との同意を得て、本市が景観行政団体となることにより、景観計画の策定及び景観条例を制定し、良好な景観の保全及び形成に努めます。	都市計画課	・景観計画及び景観条例に基づき、良好な景観の形成を推進することから、建築計画の事前協議(37 件)や指導及び誘導を行なっています。 ・市民や事業者へ景観に関する啓発活動を行なっています。	・景観計画及び景観条例に基づく指導、誘導を行い、良好な景観の形成を目指します。 ・景観に関する啓発活動を継続的に進めます。

◆ 郷土景観を代表する景勝地や歴史的な建築物などを保全し、その活用を推進します。
…………… 企画政策課、都市計画課、生涯学習課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
歴史的財産である利根運河の水辺及び潜在的な魅力や新たな観光資源の可能性について関係者と協議し、首都圏域から注目される特色ある観光スポットを提供していくための土地利用計画を検討します。	企画政策課	・利用計画について、関係各課と調整を図りました。 ・利根運河協議会に参画し、国土交通省をはじめ野田、柏および地域環境団体と具体的な活用の検討を行いました。	・利用計画について、さらに調整、検討を進めます。 ・利根運河協議会に参画し、具体的な利根運河エコパーク実施計画を作成します。
新川耕地の特性を活かした新たな産業・健康・交流の拠点となる土地の利活用及び整備手法等について産学官協働プロジェクトで検討し、その具体化を目指します。	企画政策課	・整備・開発・保全の見地から、新川耕地の有効活用の具現化に向けて、関係課と協議・調整を行いました。	・新川耕地の有効活用は、農的活用等が主となることから、産業振興部と事務分掌も含め協議を進めます。
郷土景観や歴史的建造物を調査し、文化財の登録や指定制度、文化財マップの利用により、その保全や活用に努めます。	都市計画課	・平成 18 年 4 月に策定した「流山市都市景観形成基本計画」をホームページに掲載し、市民への周知を図りました。	・「流山市都市景観形成基本計画」をホームページに掲載し、市民への周知を図ります。
	生涯学習課	・前年度に引き続き、市内の文化財や発掘調査の成果を広く市民に公開するため、文化財マップ、三輪野山貝塚調査報告書等を販売しました。	・引き続き、市内の文化財や発掘調査を広く市民に公開します。
三輪野山貝塚の貝層部分を保存して公園とし、周辺の発掘調査、貝層のレーダー探査、道路状遺構の調査などの成果と合わせて広く市民に公開します。	生涯学習課	・三輪野山貝塚(4 号公園)に説明看板を設置し、事業が完了しました。	・事業が完了しました。

2-3 農地の保全や有効活用を図るとともに、地元農産物の地産地消¹³を推進する。

学校給食での地元農産物の利用量はひきつづき増加傾向です。地産地消の一層の推進とともに、遊休農地に係る有効活用を促進することが必要です。

表 4-6 環境指標⑥

項目	H16 (実績)	H17 (実績)	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (目標)	中長期 目標	備考 (根拠等)
学校給食での利用量 (kg)	14,051	14,860	17,351	17,848	22,431	15,285	H21に 策定	学校教育課算定
遊休農地面積有効利用 割合(%)	78.8	66.5	46.9	40.0	72.2	80.0		施策目標値:(市民農園、保全管理面積/遊休荒廃農地面積)

備考)平成 19 年度は、平成 18 年度の遊休荒廃農地面積を用いて算定した暫定値である。

2-3-1 地元農産物の減農薬・減化学肥料化の推進と販売促進

- ◆ 減農薬、減化学肥料など、環境への負荷の軽減にも配慮した農業を推進します。…… 農政課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
効率的かつ効果的な農薬や化学肥料の使用について啓発に努め、環境にやさしい農業の推進を関係機関と連携して推進します。	農政課	・農薬の適正使用推進を図るため、関係機関と連携して生産履歴記録簿の更正や記帳啓発活動を実施しました。	・引き続き、生産履歴記録簿の更正や記帳啓発活動を実施します。

2-3-2 地元農産物の地産地消システムの推進

- ◆ 地元農産物を積極的に使用する地産地消システムづくりを推進します。…… 農政課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
都市住民や他業種との交流を促進することにより、農業への理解を求め、相互協力による地産地消、販路拡大を推進することにより、本市農業の活性化と維持発展を図ります。	農政課	・地産地消を推進するため、「のぼり旗」を作成し、直売農家に格安で配布、また、農家料理レシピ集を作成し地元野菜の PR に努め、更なる地産地消の推進を行いました。	・引き続き、「のぼり旗シール」を作成するなどにより地元野菜の PR と更なる地産地消を推進します。

- ◆ 学校給食での地元農産物の利用を推進します。…… 農政課、学校教育課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
地産地消の観点から、収穫時期にあわせた市内産米の導入を促進するほか、地元農作物を学校給食に取り入れてもらうよう、働きかけをしていきます。	農政課 学校教育課	・10 月に市内全小・中学校の学校給食に市内産コシヒカリを使用しました。	・引き続き、10 月に市内産コシヒカリを使用します。

13 地産地消：地域で生産された産物を、その地域で消費するという考え方や取組のことをいいます。消費者の食の安全、安心志向の高まりを背景に消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されています。

2-3-3 市民農園、学童農園等の整備推進及び農業者と消費者との交流の推進

◆ 遊休農地を活用した市民農園や観光農園等の設置を推進します。…………… 農政課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
特定農地貸付法 ¹⁴ の改正に基づき、遊休農地所有者に対して市民農園の開設を推進します。	農政課	・市民農園(体験農園)開設の補助金などの支援を行いません。	・市民農園(体験農園)の開設を支援します。

◆ 農地の保安全管理に努めます。…………… 農政課、農業委員会

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
NPO 法人の協力を得て、遊休農地にコスモス等の景観形成作物を作付けることにより、農地の荒廃化を防ぎます。	農政課	・NPO 法人の協力により、新川耕地内の遊休農地に、コスモスを播種することにより、地域の良好な景観形成が図られました。	・引き続き、NPO 法人の協力により、新川耕地内の遊休農地にコスモスを播種することにより、農地の荒廃化を防ぎます。
雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈りを指導します。	農業委員会	・雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈りを指導しました。	・引き続き、雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈りの指導を継続します。

14 特定農地貸付法：特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第 58 号）の略。地方公共団体等が行う特定農地貸付けに関して定めており、市民農園等の開設の根拠となる法令です。

基本目標 3 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり

3-1 安全で快適な環境を確保するための歩行者空間の確保と交通システムの構築を推進する。

つくばエクスプレスの開業に伴い公共交通機関の利用者数が大幅に増えています。つくばエクスプレスを中心とした公共交通体系の再整備の結果によって、ぐりーんバスの利用者数も目標に向かい着実に増加しました。

表 4-7 環境指標⑦

項目		H16 (実績)	H17 (実績)	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (目標)	中長期 目標	備考 (根拠等)
利用者数 公共交通機関	鉄道(万人)	2,056 (H15)	2,043 (H16)	3,588 (H17)	4,262 (H18)	4,787 (H19)	2,500	H21 に 策定	総合都市交通計画策定調査目標値
	バス(ぐりーんバス含む)(千人)	446	51	213	416	479	500		総合都市交通計画策定調査目標値+施策目標値 管財課算定
低公害車保有台数 (公用車)(台)		2	4	5	4	4	5		環境政策課算定
道路交通量(市内主要幹線 7 路線の合計)(台/日)		123,051	120,173	133,292	149,581	143,897	115,668		安心安全課算定
駐輪場の登録者数 (財団、民間を含む) (人)		22,477	22,259	20,701	21,118	21,204	24,935		

3-1-1 自動車をできるだけ使わないまちづくりと低公害車の普及啓発

- ◆ ノーマイカーデーの啓発を促進するとともに、公共交通機関や自転車の利用、徒歩などを促進します。
..... 環境政策課、都市計画課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
つくばエクスプレス市内 3 駅を中心に路線バスの運行を促進します。	都市計画課	・バス事業者により南流山駅から宮園方面と免許センター経由で南柏駅方面へ新規運行され、南部東部方面の充実を図ることが出来ました。	・バス事業者と協議を行ないながら市内バス網の充実を図ります。
大気汚染防止等の観点から、公用車の使用を抑制します。	環境政策課	・ストップ温暖化！市役所アクションプログラムの中で、公用車の使用を抑制しました。 ・大気汚染防止のための冬期対策として、公用車の使用抑制を実施しました。 ・ノーマイカーデーを設け、公共交通機関の利用を呼びかけました。	・ストップ温暖化！市役所アクションプログラムの中で、公用車の使用を抑制します。 ・大気汚染防止のための冬期対策として、公用車の使用抑制を実施します。 ・ノーマイカーデーを設け、公共交通機関の利用を呼びかけます。

- ◆ 公用車への低公害車の導入を率先して行い、市民、事業者への導入を促進します。
 管財課、商工課、環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
自動車の排気ガスによる大気汚染を削減するため、低公害車を導入します。	管財課	・新規 29 台中、低公害車の導入はなし	・引き続き、低公害車の導入を検討します。
低公害車導入補助制度について広報し、導入を促進します。	環境政策課	・低公害車に関する情報をホームページ及びパンフレット等で提供しました。	・引き続き、低公害車に関する情報をホームページ及びパンフレット等で提供します。
グリーン購入計画を策定し、導入の目標を設定して計画的に導入を図るとともに、導入率を公表します。	管財課	・低公害車の新規導入率は0%です。	・計画的に低公害車の導入を進めます。
	環境政策課	・(再掲)流山市グリーン購入調達計画を策定し、全庁を対象としてグリーン購入を推進しました。	・(再掲)流山市グリーン購入調達計画を基に、全庁を対象としてグリーン購入を推進します。
市内事業者に対し、関係機関と連携して啓発を行います。	商工課	・国・県及び関係団体からのパンフレットをもとに、商工会と連携して啓発しました。	・引き続き、国・県及び関係団体からのパンフレットをもとに、商工会と連携して啓発します。

3-1-2 誰もが利用できる安全で快適な歩行者空間の確保

- ◆ 歩行者にやさしい道路整備事業を推進します。
 都市計画課、まちづくり推進課、道路管理課、道路建設課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
交通バリアフリー基本構想における特定事業計画の推進と実施計画に位置づけられている「あんしん歩行エリア整備事業」、「バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業」により、歩道の拡幅、段差の解消を図り、歩行者にやさしい道路整備を進めます。	まちづくり推進課	・区画整理事業の事業計画に基づき、TX沿線整備地区内の歩道整備を推進しました。	・区画整理事業の事業計画に基づき、TX沿線整備地区内の歩道整備を推進します。
	道路管理課	1. 南流山駅前、市道 106 号線の交差点改良(信号・横断歩道設置)の一環として、歩道部に車止めを 9 基設置し、安全性向上を図りました。 2. 東初石 5 丁目地先市道 220 号線の取付道路部分の歩道 2 箇所の段差解消を実施しました。	1. 南流山 6 丁目地先、市道 106 号線及び 109 号線の取付道路部分の歩道、計 5 箇所の段差解消を実施する予定です。 2. 東初石 5 丁目地先市道 220 号線の取付道路部分の歩道 1 箇所の段差解消を実施する予定です。
	道路建設課	・江戸川台駅東口広場・江戸川台福祉会館間において視覚障害者誘導ブロックの設置と歩道の段差の解消を実施しました。	・21 年度における予定はありません。
交通バリアフリー基本構想を策定します。	都市計画課	・交通バリアフリー基本構想に基づき、運河駅は、バリアフリーの自由通路や駅舎について周辺まちづくりと合わせ実施設計に向けた協議を関係者と行なっています。 ・同様に、初石駅は、鉄道事業者により入ロースロープとエレベーターが設置され、バリアフリー化が促進されました。	・「流山市交通バリアフリー基本構想」に基づき、運河駅整備に向けた実施設計を行う予定です。

- ◆ 夜間の交通安全対策を推進します。..... 安心安全課、まちづくり推進課、道路管理課、道路建設課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
自治会が設置する防犯灯の経費の一部を補助します。	安心安全課	・20 年度は、1,109 灯について、設置費補助を実施しました。(防犯灯設置費補助事業)	・引き続き、防犯灯の設置費補助を実施します。(820 灯予定)

(つづき)

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
通学路等における犯罪を未然に防止するため、市で直接防犯灯を設置し、維持管理を地域自治会に移管して通学路の安全を図ります。	安心安全課	・20 年度は通学路等において、93 灯の防犯灯を設置し、維持管理を自治会に移管しました。	・引き続き、通学路等において、防犯灯を設置します。(30 灯予定)
街路灯を設置します。	道路管理課	・街路灯について、9 基設置しました。	・街路灯を 10 基設置する予定です。
	安心安全課	・街灯 1 基設置。その他、球切れ等の交換補修等により、適切な維持管理に努めました。	・防犯灯の設置に包括します。
道路整備事業において、交通安全対策として、交差点、曲線部に道路照明を設置することで、防犯対策にも役立っています。	まちづくり推進課	・区画整理事業により、TX沿線整備地区内道路の必要な箇所に道路照明を設置しました。	・区画整理事業の事業計画に基づき、TX沿線整備地区内幹線道路の道路照明を設置します。
	道路建設課	・新川耕地周辺道路整備工事において、道路照明灯を県道交差点及び農免道路交差点に設置しました。(3 基)	・21 年度における予定はありません。

3-1-3 交通渋滞の緩和や大気汚染、二酸化炭素(CO₂)排出量の軽減

◆ 交通マナーや安全運転に関する指導、啓発を推進します。…………… 安心安全課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
主に年 4 回の交通安全運動期間に重点を置き、飲酒運転の追放や悪質、危険な運転の防止等について、各関係団体と街頭キャンペーン等を実施し、運転者の意識高揚を図ります。	安心安全課	・シートベルト着用推進キャンペーンを開催しました。 ・飲酒運転追放キャンペーンを実施しました。 ・スクールゾーン指導を実施しました。	・各種団体と連携を図り交通事故防止のための街頭キャンペーン等を継続して実施します。
幼稚園や小学校等で交通安全教室を開催します。	安心安全課	・20 年度は交通安全教室を 52 回開催しました。(6,038 人参加)	・引き続き、交通安全教室を開催します。
自転車利用者の運転マナー向上の指導・啓発を行います。	安心安全課	・毎月 15 日の自転車安全の日に駅前等で指導、啓発を実施しました。	・引き続き、毎月 15 日の自転車安全の日に駅前等で指導、啓発を実施します。

3-1-4 公共交通機関の利用を促進するシステムの構築

◆ 市民が利用しやすい公共交通体系を整備します。…………… 都市計画課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
つくばエクスプレス市内 3 駅を中心に路線バスの運行を促進します。	都市計画課	・バス事業者により南流山駅から宮園方面と免許センター経由で南柏駅方面へ新規運行され、南部東部方面の充実を図ることが出来ました。	・市内バス網の充実を図るため、バス事業者と協議を進めます。
公共交通不便地区で人口が集中し、バスの需要が見込まれる地域へタウンバスを導入します。	都市計画課	・既存路線の利用状況等の検証を行い、江戸川台西ルートの見直しと新規路線として美田・駒木台ルートの運行を開始しました。	・市内バス路線の検証を行い、ぐりんバスの新規導入について検討をします。
鉄道については、交通バリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者と協議を行い、駅舎のバリアフリー化などの整備を促進して、利便性の向上を図ります。	都市計画課	・運河駅は、バリアフリーの自由通路や駅舎について周辺まちづくりと合わせ実施設計に向けた協議を関係者と行なっています。 ・初石駅は、鉄道事業者により入口スロープとエレベーターを設置され、バリアフリー化が促進されました。	・運河駅整備に向けた実施設計を行う予定です。

3-2 生活環境や健康に関する環境情報を積極的に公開し、それに係る対策などを推進する。

環境基準の超過が見られる地区では、引き続き、環境の監視や騒音・振動対策などの取組を進め、より良好な環境の状態を目指していきます。また、環境に関する苦情に対しても迅速に対応していきます。

表 4-8 環境指標⑧

項目	H16 (実績)	H17 (実績)	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (目標)	中長期 目標	備考 (根拠等)
環境基準の達成率	64.9	70.0	92.3	85.7	76.9	70.0	H21に 策定	施策目標値 (但し、大気、 水質、騒音、振 動を含む値)
クリーンセンター排出ガス基準値達成度	100.0	100.0	100.0	100.0	98.6	100.0		施策目標値

3-2-1 大気環境の簡易測定の普及と情報公開

- ◆ 大気環境や騒音の監視観測を実施し、情報公開などにより大気環境や騒音改善の啓発を行います。
..... 環境政策課

行動内容	担当課	平成20年度の行動内容	平成21年度の行動予定
大気汚染の未然防止を図るため、大気の状態を監視します。	環境政策課	・平和台局(基準局)において、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質を常時監視しました。	・引き続き、平和台局(基準局)において、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質を常時監視します。
市内主要道路の騒音・振動の状況を把握し、沿道環境の保全を図ります。	環境政策課	・市内8か所で自動車騒音・振動の実態調査を実施しました。 ・また、市内8箇所では交通量調査を実施しました。	・引き続き、市内8か所で自動車騒音・振動の実態調査を実施します。 ・引き続き、市内8か所で交通量調査を実施します。
常磐自動車道4局における騒音及び大気の状態を測定し、常磐自動車道周辺の環境対策を図ります。	環境政策課	・常磐自動車道の自排局(4局)で騒音、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について測定し、その結果を常磐自動車道環境委員会(年10回開催)に報告しました。	・引き続き、常磐自動車道の自排局(4局)で騒音、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について測定し、その結果を常磐自動車道環境委員会に報告します。
その他必要な大気汚染等の調査を実施します。	環境政策課	・騒音・振動に関する苦情・要望に応じて、騒音の測定を行いました。 ・全国星空継続観測に2団体が参加しました。	・引き続き、騒音・振動に関する苦情・要望に応じて、騒音の測定を行います。 ・引き続き、全国星空継続観測に参加します。
光化学スモッグ緊急時に対応するための連絡体制を確保します。	環境政策課	・夏季(6月～9月)の光化学スモッグ注意報等の発令に迅速に対処できるよう、土日を含めて市職員が待機しました。	・引き続き、夏季の光化学スモッグ注意報等の発令に備え、土日を含めて市職員が待機し、注意報等の発令時には、関係機関への連絡、市民への注意の呼びかけを行います。

◆ 化学物質などの監視観測を行い、市民や事業者へ情報を提供します。

..... 環境政策課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
西初石地区及び平方地区の地下水汚染物質除去対策及び地下水の水質、水位調査を実施します。	環境政策課	・西初石地区で、地下水汚染物質除去対策事業及び確認調査を実施しました。	・引き続き、西初石地区で、地下水汚染物質除去対策事業及び確認調査を実施します。
家庭井戸の地下水調査を実施します。	環境政策課	・市内で使用している井戸から12か所を抽出して、水質検査を実施しました。	・引き続き、市内で使用している井戸から12か所を抽出して、水質検査を実施します。
アスベスト・PCB の調査を行い、市民にその情報を提供します。	環境政策課	・アスベストの項目が増え、アスベスト問題対策会議を開催しました。また、PCB 含有機器について安全管理に努めました。	・アスベストの項目が増えたことにより、検査を再度実施します。また、PCB 含有機器について安全管理に努めます。
大気汚染の未然防止を図るため、大気の状態を監視します。	クリーン推進課	・アスベストを含有する家庭用品について、広報紙、ホームページ等でお知らせするとともに、有害廃棄物として収集・運搬、処理体制を整えました。	・引き続き、アスベストを含有する家庭用品とその収集方法等について、パンフレット等でお知らせするとともに、適正処理を行います。

◆ 広報などで、公害に関する情報を発表します。..... 秘書広報課、環境政策課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
流山市の環境の現状と環境保全の施策や取り組みについて、取りまとめ公表します。	秘書広報課	・広報紙で以下のような環境情報を掲載しました。 ①6月の環境月間を前に春のごみゼロ運動と江戸川クリーン大作戦をH20.5/15号1面に掲載 ②12月の球温暖化防止月間にあわせH20.12/1号で省エネ講座の開催と環境保全活動の助成金をPR ③常磐道・クリーンセンターの環境測定結果を公表	・広報紙で以下のような環境情報を公表します。 ①環境月間特集及び地球温暖化防止月間特集の中で環境行動計画の施策の実施・環境情報等を公開 ②常磐道・クリーンセンターの環境測定結果を公表
	環境政策課	・年間を通して、広報・ホームページで環境保全に関する啓発や環境測定の結果を公表しました。 ・20年版環境白書を作成し、環境の現状と環境保全の施策や取り組みを取りまとめ公表しました。	・年間を通して、広報・ホームページで環境保全に関する啓発や環境測定の結果を公表します。 ・21年版環境白書を作成し、環境の現状と環境保全の施策や取り組みを取りまとめ公表します。
	クリーン推進課	・クリーンセンター(ごみ焼却施設)からの排ガスが排出基準等を遵守するよう、施設の適正な運転管理を行いました。 ・排ガスの測定結果は、市庁舎ロビー、クリーンセンター前にリアルタイムで表示するとともに、広報紙等で公表しました。 ・排ガスの測定結果をクリーンセンター環境保全対策協議会に報告しました。	・引き続き、クリーンセンター(ごみ焼却施設)からの排ガスが排出基準等を遵守するよう、施設の適正な運転管理を行います。 ・排ガスの測定結果を、市庁舎ロビー、クリーンセンター前にリアルタイムで表示するとともに、広報紙等で公表し、また、クリーンセンター環境保全対策協議会に報告します。

3-2-2 騒音・振動・悪臭防止の推進と啓発

- ◆ 工場、事業所などからの排出ガス対策や騒音防止対策を強化し、指導、規制、啓発を推進します。
..... 環境政策課、商工課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
市内特定事業所 ¹⁵ の状況把握を進め、適切な指導を行う体制を整備します。	環境政策課	・市内特定事業所の台帳の整理を行いました。	・引き続き、市内特定事業所の台帳の整理を行います。
特に住民からの苦情の多い事業所において、指導を徹底し、改善を図ります。	環境政策課	・住民からの苦情のあった事業場に立入りし、その事業者を指導しました。	・引き続き、住民からの苦情のあった事業場に立入りし、その事業者を指導します。
工業用地整備計画の中で市内事業所の操業環境を改善できる施策を計画し、市内企業の発展及び地域経済の活性化を図ります。	商工課	・企業の操業環境や適地等について検討しました。	・引き続き、企業の操業環境や適地等について検討します。

- ◆ 公用車のアイドリングストップに努めます。 管財課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
公用車のすべてにアイドリングストップのステッカーを貼付し、その実践に努めます。	管財課	・公用車の運行日誌表紙にアイドリングストップの実施についてを標記し、実践を徹底しました。	・引き続き、アイドリングストップの実践を徹底します。

- ◆ 市内及び市内の事業所に対してアイドリングストップの普及啓発を促進します。 ... 環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
広報等でアイドリングストップの協力を呼びかけます。	環境政策課	・エコドライブと合わせて、ポスター及びリーフレットで啓発しました。 ・市民版エコ・チェックノート及び事業者の環境配慮チェックシートでエコドライブと合わせて協力を呼びかけました。	・エコドライブと合わせて、ポスター及びリーフレットで啓発します。 ・市民版エコ・チェックノート及び事業者の環境配慮チェックシートでエコドライブと合わせて協力を呼びかけます。
ホームページでアイドリングストップ車を紹介します。	環境政策課	・アイドリングストップのステッカーを貼付した公用車をモチーフにして、ホームページで啓発しました。	・アイドリングストップのステッカーを貼付した公用車をモチーフにして、ホームページで啓発します。

- ◆ 生活騒音を防止するため、指導、啓発を推進します。 環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
環境中の音や生活騒音の内容を提供し、指導・啓発を行います。	環境政策課	・住民から苦情のあった場所に出向き、必要な調査を行い、事業者等に指導しました。	・引き続き、迅速に苦情があった場所に出向き必要な調査を行い、事業者等に指導します。

15 市内特定事業所：騒音規制法及び振動規制法の特定施設を有する工場・事業場を特定事業所といいます。

- ◆ 低騒音舗装や防音壁などの設置を推進します。…………… 環境政策課、教育総務課、道路管理課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
常磐道について、地元住民を入れた常磐自動車道環境委員会を引き続き実施し、防音壁などの設置を進めます。	環境政策課	・常磐自動車道環境委員会を原則として毎月開催し、騒音等の状況を報告するとともに、対策の必要性を検討しました。	・引き続き、常磐自動車道環境委員会を原則として毎月開催し、騒音等の状況を報告するとともに、対策の必要性を検討します。
屋内運動場に隣接する都市計画道路からの騒音を防音壁を設置することにより、騒音の緩和につながり、快適な教育環境を提供します。	教育総務課	・南部中学校屋内運動場耐震補強工事に併せて、隣接する都市計画道路沿いに防音壁を設置し、騒音の低減に努めました。	・本年度は、低騒音舗装及び防音壁などの設置予定はありません。
都市計画道路等の幹線道路整備については、地域に応じて低騒音舗装を取り入れた整備を推進します。	道路管理課	・前ヶ崎 3 号補助幹線(251 号線)についてL=480m、三輪野山・平和台 1 号幹線(221 号線)を L=340m舗装補修し、振動・騒音の減少を図りました。	・前ヶ崎 3 号補助幹線(251 号線)についてL=288mの舗装を補修し、振動・騒音の減少を図ります。

3-2-3 土壌汚染にかかる情報公開と健康への被害防止

- ◆ 有害化学物質の適正使用と適正処理を指導します。…………… 環境政策課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
関係機関と連携し、市内で有害化学物質を扱っている事業者に対し、適正処理の指導を行います。	環境政策課	・県と連携し、市内で有害化学物質を扱っている事業者に対し、適正処理の指導を行いました。	・市内特定事業所の確認作業を行い、適切な指導を行います。
農薬など市で処理できないごみについては、専門業者にその処理を依頼するよう指導します。	クリーン推進課	・農薬など市で処理できないごみについては、専門の処理業者へ処理を依頼するよう指導しました。	・引き続き、専門処理業者へ処理を依頼するよう指導します。

3-2-4 光害¹⁶防止の推進と啓発

- ◆ 夜間照明による光害の発生防止、啓発を推進します。…………… 農政課、環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
光害の内容を調査し、指導、啓発を行います。	農政課	・開発行為等の事前審査時に光害の発生防止を指導しました。	・引き続き、開発行為等の事前審査時に光害の発生防止を指導します。
	環境政策課	・光害に関する苦情はありませんでした。	・住民からの苦情があった場合には、迅速に対応します。

16 光害：ひかりが。ネオンや街灯などの人工光によって、水稻等の農作物の生育不良や生活などへの影響が出ることをいいます。夜間必要以上に照明を使うことは、エネルギーの浪費や生活への不快感、動植物への影響を引き起こすなどの問題があります。

3-3 水環境を保全するための総合的対策を推進する。

下水道普及率をはじめとして、水環境の保全に関する環境指標は、目標に向かって着実に改善されています。河川や水路の中には環境基準を超える地点があり、これらの改善が今後の課題となります。

生活排水対策の実践チェックシートによる啓発を含めて、今後とも下水道の整備を中心に、合併処理浄化槽の普及啓発や水循環の保全のための取組を実行し、良好な水環境の確保に努めます。

表 4-9 環境指標⑨

項目	H16 (実績)	H17 (実績)	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (目標)	中長期 目標	備考(根拠等)
下水道普及率(%)	57.4	61.3	64.3	66.4	69.54	72.5	H21に 策定	施策目標値
合併浄化槽設置補助件数 (件)	805	851	895	944	979	1,055		環境政策課算定
環境基準の達成率(%)	64.9	70.0	92.3	85.7	76.9	70.0		施策目標値(但し、 大気、水質、騒音、 振動を含む値)
湧水整備か所数(件)	3	3	3	3	3	5		みどりの課算定

3-3-1 公共下水道の整備促進と合併処理浄化槽の普及

- ◆ 公共下水道計画区域内では早期の下水道整備を促進し、普及率の向上に努めます。

..... 下水道業務課、下水道建設課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
既成市街地内江戸川左岸流域及び、手賀沼流域内の公共下水道整備を行います。	下水道業務課	・下水道普及員による戸別訪問及びアンケート調査等普及促進のための活動等を実施し、水洗化率の向上を図りました。	・引き続き、普及促進のための活動等を実施し水洗化率の向上を図ります。
	下水道建設課	・既成市街地内の約 38ha の区域で公共下水道を整備しました。	・引き続き、既成市街地内の約 36ha の区域で公共下水道を整備します。
つくばエクスプレス沿線地区内の都市基盤施設として、公共下水道污水管渠の整備を促進します。	下水道建設課	・つくばエクスプレス沿線内の約 41ha の区域で公共下水道を整備しました。	・つくばエクスプレス沿線地区内の約 59ha の区域で公共下水道を整備します。

- ◆ 公共下水道の未整備地区では合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、高規格浄化槽の設置を進めます。…………… 環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
生活排水系による公共用水域の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に対して設置費の一部を補助します。	環境政策課	・平成 20 年度は、35 基の家庭用小型合併処理浄化槽の整備に 14,756 千円の補助を行いました。	・引き続き、公共用水域の水質汚濁を防止するため、家庭用小型合併処理浄化槽補助事業を実施します。
浄化槽の維持管理の徹底及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替等の啓発に努めます。	環境政策課	・小型合併処理浄化槽の普及、維持管理の徹底に資するパンフレットを作成し、配布しました。	・引き続き、小型合併処理浄化槽の普及を行い、併せて維持管理にも努めていきます。
自治会等が管理する大型合併処理浄化槽及びその付帯設備の改修等事業に要する経費の一部を補助します。	環境政策課	・南柏本州団地、南柏パークハウス管理組合、駒木台第 2 自治会の大型合併処理浄化槽等の改修に対し補助を行いました。	・引き続き、改修に伴う費用の一部に対し補助し、公共用水域の防止及び生活環境の保全を図ります。
水質保全の観点から重点地域を明らかにし、啓発活動等を通じて整備を促進します。	環境政策課	・手賀沼水系へ放流する青田地区 50 世帯の浄化槽放流水の水質調査を 12 月に実施し、浄化槽法による点検及び清掃など適正管理の指導を行いました。	・引き続き、手賀沼水系へ放流する青田地区 50 世帯の浄化槽放流水の水質調査を実施し、浄化槽法による点検及び清掃など適正管理の指導を行います。

- ◆ し尿処理場の汚泥の処理方法や処理水の再利用について検討します。…………… リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
今後新たに建設されるし尿処理施設については、有効利用について検討します。	リサイクル推進課 クリーン推進課	・汚泥再生処理センター建設の工事請負契約を締結し、実施設計を進めました。	・汚泥再生処理センター建設工事の年度内完成を目指し、工事を進めます。

備考)汚泥再生処理センターは、環境省交付金対象施設の名称です。

3-3-2 河川・水路の水質汚濁防止対策と浄化対策の推進

- ◆ 廃食用油を利用しての石けんづくりを行っています。…………… コミュニティ課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
廃食用油を利用した石けんづくりを通じて、水質汚濁防止に貢献します。	コミュニティ課	・主旨、目的達成が図られたので、活動を終了しました。	・主旨、目的達成が図られたので、活動を終了しました。

- ◆ 河川などの水質測定を実施し、情報公開などによる水質改善の啓発や効果的な水質浄化対策を推進します。…………… 環境政策課、河川課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
公共用水域の水質保全を図るため、河川の水質の BOD 等各種の調査を実施します。	環境政策課	・市内主要河川 15 地点を対象に年 4 回の水質調査を実施しました。水質の状況は、採水条件にもよりますが、大堀川、新川小水路で BOD が環境基準を超過しています。	・引き続き、市内河川 15 地点を対象に年 4 回の水質調査を行い、水質の状況等を把握します。
	河川課	・市内 3 箇所の浄化施設等において、週 1 回程度水量に応じて EM 菌培養活性液を投入し、水質浄化対策を推進しました。	・引き続き、市内 2 箇所の浄化施設等において、適正な管理を行い、水質浄化対策を推進します。
江戸川・坂川清流ルネッサンス計画 ¹⁷ の一環として、坂川に流入する名都借都市下水路の水質改善を図るため、水質浄化施設の運転維持管理を行います。	環境政策課	・河川や水路を管理する国・県と連携して、水質浄化施設の運転管理及び水辺周辺の巡回を実施しました。	・引き続き、河川や水路を管理する国・県と連携して、水質浄化施設の運転管理及び水辺周辺の巡回を実施します。

- ◆ 水辺周辺の定期的な巡回、清掃を推進します。…………… 環境政策課、河川課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
水路の浚渫を行い、浸水被害の減少や臭気などの環境の向上に努めます。	環境政策課	・河川や水路を管理する国・県と連携して、水辺周辺の巡回を実施しました。	・引き続き、河川や水路を管理する国・県と連携して、水辺周辺の巡回を実施します。
	河川課	・水路等に堆積した土砂等(汚泥)を浚渫し、排水施設の機能回復と河川環境の改善を図りました。 浚渫箇所 39 箇所 浚渫土砂等の量 382m ³	・引き続き、市内の水路等に堆積した土砂等(汚泥)の浚渫を促進します。

- ◆ 総合的な水質汚濁防止対策、浄化対策を推進します。…………… 環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
本市の良好な水環境の回復を図るため、生活排水等に伴う汚濁負荷の抑制など総合的な水質汚濁防止対策と浄化対策を推進するため、生活排水対策推進計画を策定し、施策を実施します。	環境政策課	・環境シンポジウム等で河川の水質改善に関するパネルを展示し、啓発しました。 ・大堀川の水が流入する手賀沼について、千葉県及び流域の市町村と協力して水質調査を含め手賀沼水質浄化対策を実施しました。	・家庭でできる生活排水対策の実践チェックシートを掲載した第 1 期生活排水対策推進計画概要版を窓口で配布します。 ・水辺環境の保全に取り組む環境団体の活動を支援します。 ・環境シンポジウム等で河川の水質改善に関するパネルを展示し、啓発します。 ・大堀川の水が流入する手賀沼について、千葉県及び流域の市町村と協力して水質調査を含め手賀沼水質浄化対策を実施します。

17 江戸川・坂川清流ルネッサンス計画：江戸川と坂川の清流復活をめざして設立され、本市も構成員となっている「江戸川・坂川清流ルネッサンス協議会」において、江戸川については「安全でおいしい水の実現（水道水質として良質な河川）」、坂川については「魚の住めるきれいな川（流があり、生活に潤いを与える河川）」を水環境改善の目標に掲げて策定した計画です。

3-3-3 健全な水環境を確保するための地下水のかん養や雨水利用の推進

- ◆ 水源かん養機能を持つ農地や森林の保全を推進します。…………… 農政課、環境政策課、みどりの課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
斜面緑地、民間緑地の保全策を整備、拡充します。促進策としてボランティアによる保全活動を推進します。	みどりの課	・斜面樹林の保全に努めました。	・斜面樹林の保全に努めます。
	環境政策課	・散乱ごみ等を回収する市民活動を支援しました。	・引き続き、散乱ごみ等を回収する市民活動を支援します。
	農政課	・休耕田のうち、保安全管理を実施した水田に対する助成を実施しました。	・引き続き、休耕田のうち、保安全管理を実施した水田に対する助成を実施します。

- ◆ 農地や緑地などの保水機能の確保や透水性舗装（歩道）などを実施し、雨水の地下浸透を進めるとともに、雨水貯留施設を設け雨水の有効活用を検討します。

…………… 道路建設課、河川課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
市内道路の補修又は改修に際し、排水性舗装の導入並びに歩道の透水性舗装の導入に努めます。	道路建設課	・20 年度は、透水性舗装を施工する内容の事業はありませんでした。	・21 年度は、透水性舗装を施工する内容の事業予定はありません。
	河川課	・開発指導要綱等に基づき透水性舗装、雨水の貯留、浸透施設の設置を指導しました。	・透水性舗装等の設置指導を継続します。

- ◆ 節水に心がけます。…………… 管財課、水道局

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
水の大切さ、限りある貴重な資源であることを認識してもらうため、水道に関するポスターを募集します。	管財課	・節水の呼びかけなどの啓発活動を実施しました。	・引き続き、啓発活動により節水の徹底を図ります。
	水道局	・19 年度啓発ポスター入賞作品を流山電鉄車内及び水道局庁舎に展示 ・おたかの森 S・C 日曜情報センターで「水道週間 PR 展」開催 ・啓発ポスター募集（応募者小学生 525 人、中学生 63 人、計 588 人）	・20 年度啓発ポスター入賞作品を流山電鉄車内及び水道局庁舎に展示 ・おたかの森 S・C 日曜情報センターで「水道週間 PR 展」開催 ・啓発ポスター募集（締切日 9 月 18 日）

3-3-4 湧水の保全

- ◆ 湧水の保全に努めます。…………… みどりの課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
湧水を保全することにより、豊かな自然を実感できる、また、自然豊かな郷土に誇りを持った市民意識の醸成を図ります。	みどりの課	・整備した湧水の管理を行いました。	・整備した湧水の管理を行います。
緑道 ¹⁸ の最上流に位置する公園の整備に着手します。湧水源の保全もテーマの 1 つです。	みどりの課	・湧水の保全について検討しました。	・湧水の保全について検討します。

18 緑道：災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地のことをいいます。幅員 10～20m を標準として公園や学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置されます。

基本目標 4 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり

4-1 環境管理システムを構築し、実践する。

ISO14001¹⁹認証取得事業所の数は、平成 18 年度までは増加し目標を達成しています。エコアクション 21²⁰についても自治体イニシャティブ²¹を導入し、平成 21 年 3 月に市役所本庁舎及びクリーンセンターが認証を取得しました。多くの事業所において環境管理システムが導入されるよう、市の成果を活かし、さらに取組を進めていく必要があります。

表 4-10 環境指標⑩

項目	H16 (実績)	H17 (実績)	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (目標)	中長期 目標	備考 (根拠等)
ISO14001 認証取得 件数 (件)	3	6(12)	12	※	※	5	H21 に 策定	関連事業所 としての認 証は含まな い。
エコアクション 21 認 証取得件数 (件)	0	0	2	2	3	10		環境政策課 算定
認証取得補助件数 (件)	0	0	0	2	1	4		市総合計画 (実施計画)

※ホームページで認証取得事業者名が非公開となりました。

()内関連事業所含

4-1-1 環境管理システムの市自らの実践と、市民監査体制の構築

◆ 市の環境管理システムを構築し、実践します。…………… 企画政策課、環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
流山市が行うすべての事業について、環境保全に取り組むための目標を設定し、その確実な実施を図るための体制作り、手続きについて、平成 18 年、19 年度に調査検討を行い、環境マネジメントシステムの導入を進めます。	企画政策課 環境政策課	・平成 21 年 3 月 31 日に、「エコアクション 21」の認証・登録を市役所本庁舎及びクリーンセンターを対象として取得しました。	・引き続き、職員研修を実施し、環境関連法令を遵守し、環境への取り組みを環境活動レポートとしてとりまとめ公表し、エコアクション 21 の継続認証に取り組んでいきます。

19 ISO14001：企業などが環境保全のための行動方針や目標、計画などを定め、これを実行、点検して見直す環境管理システムのことで、国際標準化機構が国際規格化したものです。

20 エコアクション 21：中小企業、学校、公共機関などにおいて、より広範に導入が図られるよう、環境省が策定したガイドラインに基づく環境管理システムです。

21 自治体イニシャティブ：市内の多くの事業者がエコアクション 21 に取り組むことで、市域全体の温室効果ガス排出削減、エネルギーコスト削減などを実現し、併せて「環境経営」の証が得られる仕組みをいいます。

4-1-2 事業者の ISO14001 認証取得の奨励及び普及啓発の推進

- ◆ 事業者の ISO14001 認証取得の奨励及び普及啓発の推進に努めます。..... 商工課、環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
市内中小企業の経営改善を図るため、国際標準化機構が定める ISO9000 シリーズ又は ISO14000 シリーズの認証取得を申請する事業所に対し、申請料の一部を助成します。	商工課	<ul style="list-style-type: none"> 国際標準規格認証(ISO14001×1社)取得支援事業補助金を交付しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 認証取得予定企業の調査を実施します。 対象事業者に国際標準規格認証取得支援事業補助制度の活用を PR します。
エコアクション21について、自治体イニシアティブの制度の導入により、認証登録を促進することを検討します。	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> エコアクション 21 を含む環境マネジメントシステムを導入した市内事業所を一覧にして紹介するホームページを掲載し、環境マネジメントの普及啓発を進めました。 自治体イニシアティブ制度をPRするリーフレットを窓口等で配布しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、環境マネジメントシステムを導入した市内事業所をホームページに掲載し、環境マネジメントの普及啓発を進めます。 自治体イニシアティブ制度をPRするリーフレットを窓口等で配布します。

4-2 環境保全活動の促進及び組織づくりを推進する。

市民や事業者の環境保全活動を促進するために、リサイクルプラザ・プラザ館での各種講座の開催など、環境保全活動の支援や参加の促進、環境情報の提供などを行っています。環境講座参加者数増加のため市民の皆さんにとって魅力ある内容や、市民の皆さんが参加しやすい、又は参加したくなるような取組を進めます。

表 4-11 環境指標①

項目	H16 (実績)	H17 (実績)	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (目標)	中長期 目標	備考(根拠等)
ごみゼロ運動参加者数・江戸川クリーン作戦参加者数(人)	49,931	44,515	38,730	44,042	46,677	58,200	H21に 策定	環境政策課算定
環境講座参加者数(人)	374	389	1,133	1,287	445	750		

4-2-1 環境マナーとモラル向上の推進

- ◆ 環境マナーやモラルの向上のため、PRに努めます。…………… 環境政策課

行動内容	担当課	平成20年度の行動内容	平成21年度の行動予定
犬の糞の後始末や動植物の適正管理などのマナーやモラルについて広報などで啓発します。	環境政策課	・広報、ホームページで、犬の登録、予防注射、犬・猫の適正な飼い方等について情報提供し、啓発を行いました。	・引き続き、広報、ホームページで犬・猫等のペットについて適正な管理のための情報を提供し、啓発を行います。

4-2-2 環境保全活動への支援と参加の促進

- ◆ 市民の環境保全活動やイベントを支援し、参加を促します。
…………… コミュニティ課、環境政策課、リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成20年度の行動内容	平成21年度の行動予定
市民活動団体公益事業補助を実施し、市民の環境保全活動を支援します。	コミュニティ課	・20年度については、12団体に流山市民活動公益事業補助金を交付し、うち5団体が環境保全等に関する事業を実施し、それぞれの成果をあげました。	・21年度の事業として、応募があった11事業について、流山市民活動団体公益事業補助金公開審査を行い、「市民公益事業」として10事業(1事業辞退)を採択しました。うち4団体が環境保全団体事業です。
各自治会や各種団体の協力を得ながら、ごみゼロ運動及び江戸川クリーン作戦を展開し、地域の環境美化を推進します。	環境政策課	・各自治会や各種団体の協力を得ながら、春及び秋にごみゼロ運動を展開し、市内の投棄ごみを片付け、地域の環境美化を図りました。	・引き続き、各自治会や各種団体の協力を得ながら、春及び秋のごみゼロ運動や江戸川クリーン大作戦を実施し、市内の環境美化を推進します。
	クリーン推進課	春季ごみゼロ 39.57トン 秋季ごみゼロ 20.95トン 江戸川クリーン大作戦 0.52トン	・引き続き、各自治会や各種団体の協力を得ながら、春及び秋のごみゼロ運動や江戸川クリーン大作戦を実施し、市内の環境美化を推進します。

(つづき)

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
環境団体のイベントを支援します。	環境政策課	・市内の環境団体、大学と協働で環境シンポジウムを開催し、パネル展示会で、各団体の活動をPRするほか、市民の環境意識の高揚を図りました。 ・環境団体が主催する行事について後援し、PR 等での協力を行いました。	・引き続き、市内の環境団体、大学と協働で環境シンポジウムを開催し、各団体の活動のPR、市民の環境意識の高揚を図ります。 ・引き続き、環境団体が主催する行事について後援し、PR 等での協力を行います。
	リサイクル推進課	・環境団体等の開催する自主講座の開催場所として、リサイクルプラザ・プラザ館を提供するとともに、ホームページでの情報提供を実施しました。	・引き続き、環境団体等の開催する自主講座の開催場所として、リサイクルプラザ・プラザ館を提供するとともに、ホームページでの情報提供を実施します。
各種講座等を通じ、市民参加を促進します。	リサイクル推進課	・リサイクルプラザ・プラザ館において、健康ぞうりづくりや廃ガラスでブローチづくりなど 22 種類のごみ減量に関する講座を延べ 65 回開催し、総計で 842 名の方が参加しました。	・引き続き、リサイクルプラザ・プラザ館において、ごみ減量に関する講座を開催し、市民の参加を促進します。

◆ 市民や事業者の環境保全活動に環境アドバイザーなどの指導者を派遣します。

..... 環境政策課、リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
千葉県環境学習アドバイザー制度 ²² を活用し、指導者の派遣を進めます。	環境政策課	・千葉県環境学習アドバイザー制度が市民や事業者による環境保全活動に活用されるよう、リーフレットを配布してPRしました。	・引き続き、千葉県環境学習アドバイザー制度が活用されるよう、リーフレットを配布してPRします。
市内の環境保全に造詣の深い人を登録する仕組みをつくります。	環境政策課	・登録者の十分な活用ができていない先進事例がないか、調査を進めました。	・引き続き、先進事例の調査を進めます。
環境アドバイザーなどの指導者が活動しやすい場を作り、その醸成を進めます。	環境政策課	・市民環境講座や環境シンポジウムをリサイクルプラザ・プラザ館及び生涯学習センター等で開催し、環境学習、活動の場として利用されるよう広くPRしました。 ・リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするための検討を行いました。	・市民環境講座や環境シンポジウムをリサイクルプラザ・プラザ館及び生涯学習センター等で開催し、環境学習、活動の場として利用されるよう広くPRします。 ・リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするための検討を行います。
	リサイクル推進課	・リサイクルプラザ・プラザ館の利用を推進するとともに、リサイクルなどの分野の指導者を活用した各種講座を開催しました。	・引き続き、リサイクルプラザ・プラザ館の利用を推進するとともに、リサイクルなどの分野の指導者を活用した各種講座の開催を継続します。

22 千葉県環境学習アドバイザー制度：住民団体や市町村等が実施する学習会、研修会などに講師として環境学習アドバイザーを派遣することにより、地域における環境学習を推進し、環境保全に関する知識の普及と環境保全活動を促進することを目的としています。

4-2-3 環境に関する情報の共有・交流の推進

- ◆ 流山市クリーンセンターなどの施設を活用し、市民との情報の共有や交流の推進に努めます。
..... 環境政策課、リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
リサイクルプラザ・プラザ館を環境保全活動の拠点として展示コーナーなどを利用し、環境に関する情報を積極的に提供します。	リサイクル推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ・プラザ館の展示コーナーにおいて、古タオルで作ったぞうりやペットボトルで作った園芸道具などを展示するとともに、紙やペットボトルのリサイクル工程について紹介したポスター等を展示しました。 ・展示コーナーにごみ・リサイクル関係、環境保全関係の図書や冊子、ビデオなどを置き、同コーナーに設置したテーブル、いす、テレビ等を使って、自由に閲覧してもらいました。 ・リサイクルプラザ・プラザ館で、各家庭から出された粗大ごみの中からまだ使える家具と自転車を修理再生し、安価で販売しました。平成 20 年度は、家具 214 点、自転車 150 点を提供しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、リサイクルプラザ・プラザ館の展示コーナーにおいて、リサイクル品などを展示するとともに関係の図書や冊子、ビデオなどを充実させ、リサイクル、環境保全に関する情報を提供します。 ・家具と自転車を修理再生し、販売する事業を継続します。
市民団体等の活動と交流の場として、施設の利用を推進し、環境保全活動を進めます。	リサイクル推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ・プラザ館で環境シンポジウムや地球温暖化防止に関する市民講座などが開催されるなど、市民団体による利用を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民団体などによるリサイクルプラザ・プラザ館の利用を促進します。
環境への理解、環境活動への意欲の増進、自発的な活動の促進が図られるように、市、市民、事業者などが情報交流できる場を提供します。	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)市民環境講座や環境シンポジウムをリサイクルプラザ・プラザ館及び生涯学習センター等で開催し、環境学習、活動の場として利用されるよう広くPRしました。 ・(再掲)リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするための検討を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)市民環境講座や環境シンポジウムをリサイクルプラザ・プラザ館及び生涯学習センター等で開催し、環境学習、活動の場として利用されるよう広くPRします。 ・(再掲)リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするための検討を行います。

4-2-4 市・市民・事業者・滞在者の環境保全活動の仕組みづくりとネットワークの構築

- ◆ 市民や事業者、市民団体と市が連携・協力しながら、地域の環境保全活動に取り組むネットワークを進めます。
..... 環境政策課、みどりの課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
(再掲)個人の所有する山林を市民の森として市が借りて、下草刈り等をして市民が散策できるように整備をします。	みどりの課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の森として 17 か所、12.5ha を借り上げるとともに、それらの除草、清掃、安全点検を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、借り上げた市民の森の適正な維持管理を行います。
自然環境の分野で環境団体や庁内関係課と協力して、その保全を図ります。	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・里山や利根運河の保全、オオタカやホタル保護活動に対して、団体の活動を関係課と連携して支援しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・里山や利根運河の保全、オオタカやホタル保護活動に対して、団体の活動を関係課と連携して支援します。

- ◆ パートナーシップ精神に基づき、市、市民、事業者、滞在者がそれぞれ担っている役割に責任を持ち協力しながら市民主導型社会を形成していくことをめざしたルールづくりを行います。

..... 環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
平成 17 年度に取りまとめられた「市民と行政の協働まちづくりのための指針」に基づき、環境保全のための市民活動との協働により、自然環境の保護、野生生物の保護、リサイクル事業、地球温暖化防止などを促進します。	環境政策課	・市民活動団体公益事業で 2 団体の活動を支援し、自然環境の保護、地球温暖化の防止について市民団体と協働で推進しました。	・市民活動団体公益事業で 3 団体の活動を支援し、自然環境の保護、地球温暖化の防止について市民団体と協働で推進します。

4-3 環境教育・環境学習を推進する。

環境教育や環境学習の推進は、市民等の環境保全活動の促進に大きな役割を果たすことが期待できるので、引き続き現在の取組を進めていきます。

表 4-12 環境指標^⑫

項目	H16 (実績)	H17 (実績)	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (目標)	中長期 目標	備考(根拠等)
学校ビオトープ ²³ 設置数 (校)	2	6	11	22	22	23	H21に 策定	市総合計画(実施 計画)
リサイクルプラザ・プラザ 館来場者(人)	6,511	6,327	8,037	8,718	10,449	6,000		リサイクル推進課 算定
人材登録者数(人)	1	1	1	1	1	5		生涯学習課算定
表彰者数(人)	2	2	5	0	1	5		環境政策課算定
環境講座参加者数(人)	374	389	1,133	1,287	445	750		

4-3-1 学校などにおける環境教育の推進

◆ 小・中学校での「総合的な学習時間」などを活用して、環境教育の充実を図ります。… 指導課

行動内容	担当課	平成20年度の行動内容	平成21年度の行動予定
市内小中学校に学校ビオトープを、教員・保護者・児童生徒の手で整備し、自然を見つめる科学の目を育てます。また、流山市の自然を愛する心を育みます。	指導課	・ビオトープを整備した学校をはじめ各学校で、環境学習等に活用しました。	・ビオトープの維持・管理を進め、さらにビオトープを活用した環境教育等を推進します。また、日常的な活用も図り、自然愛護や環境保全の意識を育てます。

²³ ビオトープ：本来は、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉ですが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もあります。

◆ 環境教育・環境学習に対する支援体制の整備を推進します。

..... 環境政策課、リサイクル推進課、指導課、生涯学習課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
環境紙芝居を募集します。	環境政策課	・環境学習の教材に活用できる先進的な実践例の調査を進めました。	・環境学習の教材に活用できる先進的な実践例の調査を進めます。
環境教育・環境学習に活用できるように、環境基本計画等について小学生版を作成します。	環境政策課	・(再掲)クリーンセンター見学会に合わせ、小学生にエコ・チェックノートを配布し、家庭でできる温暖化への取り組みを呼びかけました。	・(再掲)引き続き、クリーンセンター見学会に合わせ、小学生にエコ・チェックノートを配布し、家庭でできる温暖化への取り組みを呼びかけます。
環境学習活動のシステム化プロジェクトを検討します。	環境政策課	・リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするための検討と併せ、環境学習の先進事例等を調査しました。	・リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするための検討と併せ、環境学習の先進事例等を調査します。
	指導課	・ピオトープの活用について情報を交換しました。	・ピオトープの活用状況について情報交換を行い活かしていきます。
小学生を対象として施設見学会を実施します。	リサイクル推進課	・市内小学 4 年生全員を対象に、クリーンセンターの施設見学会を開催しました。	・施設見学会を継続実施します。その際、合わせて、ごみの分別リサイクルの大切さについて、説明します。
生涯学習情報「学びガイド」で市役所や大学等で実施する環境に関する各種講座、イベント等を市民に紹介していきます。	生涯学習課	・「まなびピア流山 21」とホームページで、37 件紹介しました。	・引き続き、「まなびピア流山 21」とホームページを活用して、環境に関する各種講座、イベント等を市民に紹介します。

4-3-2 環境教育・環境学習を推進する環境アドバイザーの育成

◆ 環境教育の人材を育成するとともに、人材の提供に努めます。... 環境政策課、リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
市内の大学等の関係機関と連携し、人材育成を図ります。	環境政策課	・河川の水質調査、熱環境調査のほか、環境シンポジウムの企画・実施などを市内の大学と連携して実施し、人材の発掘・育成を進めました。	・河川の水質調査、熱環境調査のほか、環境講座の企画・実施などを市内の大学と連携して実施し、人材の発掘・育成を進めます。
既に行っている人材登録制度を積極的に活用し、人材の提供に努めます。	環境政策課	・人材情報のリーフレットを窓口で配布しPRしました。 ・市民活動団体や人材登録制度をホームページで情報提供しました。	・人材情報のリーフレットを窓口で配布しPRします。 ・市民活動団体や人材登録制度をホームページで情報提供します。
リサイクル分野に造詣の深い人材を市民等から発掘し、講座・教室等を実施します。	リサイクル推進課	・リサイクルの分野に造詣の深い市民等に依頼し、各種の講座・教室を実施しました。	・引き続き、リサイクルの分野に造詣の深い市民等に依頼し、講座・教室等を実施します。

◆ 市表彰条例に基づいて、環境保全活動に貢献した市民や市民グループなどを表彰します。

..... 秘書広報課、環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
市表彰顕彰及びふるさと功労者表彰顕彰制度を積極的に活用し、表彰します。	秘書広報課	・平成 21 年 3 月のふるさとづくり功労表彰において、柏流山たばこ商業協同組合を「環境美化への貢献」として表彰しました。	・引き続き、環境分野で功績のあった方々を表彰していきます。
その他国などの実施する環境関連表彰制度を積極的に活用します。	環境政策課	・環境保全活動に貢献した市民や団体の把握に努めました。	・環境保全活動に貢献した市民や団体の把握に努め、推薦を進めます。

◆ 地元の様々な情報や技術、知恵などを持っている方々に、環境教育の指導者として、協力をお願いしていきます。..... 環境政策課、リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
(再掲)市内の環境保全に造詣の深い人を登録する仕組みをつくります。	環境政策課	・(再掲)登録者の十分な活用ができていない先進事例がないか、調査を進めました。	・(再掲)引き続き、先進事例の調査を進めます。
(再掲)環境アドバイザーなどの指導者が活動しやすい場を作り、その醸成を進めます。	環境政策課	・(再掲)環境シンポジウムを生涯学習センターで開催し、環境学習、活動の場として利用されるよう広くPRしました。 ・(再掲)リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするため、先進地(地球温暖化防止センター)の視察を実施しました。	・(再掲)市民環境講座や環境シンポジウムをリサイクルプラザ・プラザ館及び市民活動推進センターで開催し、環境学習、活動の場として利用されるよう広くPRします。 ・(再掲)リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするための検討を行います。
	リサイクル推進課	・(再掲)リサイクルプラザ・プラザ館の利用を推進するとともに、リサイクルなどの分野の指導者を活用した各種講座を開催しました。	・(再掲)引き続き、リサイクルプラザ・プラザ館の利用を推進するとともに、リサイクルなどの分野の指導者を活用した各種講座の開催を継続します。

4-3-3 市民環境セミナーの推進

- ◆ 環境に関する市民講座や研修会、イベントなどを開催し、地域環境問題を考える機会を創出します。
..... 環境政策課、リサイクル推進課、生涯学習課、図書館、博物館

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
市内の大学等の関係機関と連携し、環境講座などの開設を進めます。	環境政策課	・河川の水質調査、熱環境調査のほか、環境シンポジウム・グリーンフェスティバルの開催、グリーンチェーンの推進などを市内の大学等と連携して進めました。	・河川の水質調査、熱環境調査のほか、環境シンポジウム・自然観察会・グリーンフェスティバルの開催、グリーンチェーンの推進などを市内の大学等と連携して進めます。
社会教育施設等で環境問題を取り入れた講座を実施します。	博物館	・ふるさと入門講座として3コース「考古学コース・石仏コース・流山今は昔コース」を各4回実施しました。また、博物館子ども教室として「茶道教室・勾玉づくり・どんぐり笛づくり」を毎月1回開催し、親子で自然にふれあい、物の再利用を通じて環境について学習しました。	・博物館子ども教室で、「自然観察教室・アンギンづくり・貝輪づくり・どんぐり笛づくり」等を毎月1回実施し、親子で自然とふれあい、物の再利用や環境について考えます。
社会教育施設等で実施するイベントなどで環境問題に関するブースを設け、市民に啓発します。	リサイクル推進課	・11月30日にフリーマーケットを開催しました。	・フリーマーケットを開催する予定です。
	図書館	・保存期間の過ぎた雑誌を市民に譲与する「図書館雑誌のリサイクル」を実施し、522人の市民に対し、1,468冊の雑誌を提供しました。	・引き続き、保存期間の過ぎた雑誌を市民に譲与する「図書館雑誌のリサイクル」を実施します。
	環境政策課	・手賀沼ポスター展及び緑のカーテン写真コンテスト展を実施しました。 ・環境シンポジウムで、江戸川の保全を始め地球温暖化対策に至るまで環境全般にわたった流山市の状況をパネル展示し、啓発しました。	・手賀沼ポスター展及び緑のカーテン写真コンテスト展を実施します。 ・環境シンポジウムで、環境全般にわたった流山市の状況をパネル展示し、啓発します。

4-4 地球環境問題への意識を高め、進んで行動する。

庁舎等の温室効果ガス排出量は増加の傾向にありますが、これは施設数の増加等による側面もあります。引き続き、削減目標を達成するため、意識を高め、取組を進めていく必要があります。

表 4-13 環境指標^⑬

項目	H16 (実績)	H17 (実績)	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (目標)	中長期 目標	備考(根拠等)
リサイクル協力店舗数(店)	10	9	8	14	14	50 (H20)	H21に 策定	ごみ処理基本計画
市民一人あたりの温室効果ガス排出量(t/年・人)	3.93 (H15)	3.92 (H16)	3.83 (H17)	3.78 (H18)	3.83 (H19)	3.68		流山市地球温暖化対策地域推進計画:市民一人あたり6%削減
庁舎等の温室効果ガス排出量(t/年)	5,007	5,314	5,411	5,711	5,643	4,684		流山市地球温暖化対策実行計画(ごみ焼却、水道施設を除く)
環境家計簿参加者数(人)	-	-	※	129	316	5,000		環境政策課算定

※平成18年度に環境家計簿作成

4-4-1 地球環境問題に関する意識の高揚・啓発及び地球環境に配慮した行動の実践

- ◆ 地球環境保全意識の啓発に努め、地球に優しいライフスタイルの実現を推進します。

..... 環境政策課

行動内容	担当課	平成20年度の行動内容	平成21年度の行動予定
自然にやさしい地球環境や健康にまで配慮したライフスタイル、すなわちロハス ²⁴ を推進します。	環境政策課	・地球環境や健康にまで配慮したライフスタイルに関する情報をホームページに掲載し、普及啓発を進めました。	・引き続き、ホームページを活用して、普及啓発を進めます。



24 ロハス: LOHAS(Lifestyles of Health and Sustainabilityの頭文字)とは、健康で持続可能な社会を志向するライフスタイルの意で、環境や健康への意識が高い人々による、環境と共存しながら健康的で無理のない生活を追求するライフスタイル。例えば、環境への意識の高い企業の商品を購入したり、ガソリンエンジン車ではなくハイブリッド車を選択したりするなど。

◆ 地球環境に関わる団体やボランティア活動の場を整備します。

..... コミュニティ課、環境政策課、リサイクル推進課、生涯学習課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
生涯学習センターや市民活動推進センター、リサイクルプラザ・プラザ館などの有効活用を促進するなど、活動の場を提供します。	生涯学習課	・生涯学習センターが良好な環境のもと利用できるよう維持管理に努めるとともに、団体活動の場として施設を提供しました。 環境団体利用件数 3 件 上記利用者数 210 人	・引き続き、団体活動の場として施設を提供します。
	コミュニティ課	・従来のサービスに加え、大型プリンターを導入するなど利用の促進をはかり、市民活動の拠点としての利用に供し、環境保全活動団体にも活用いただきました。	・引き続き、市民活動の拠点として、従来のサービスに加え、環境保全活動団体をはじめ市民活動団体の活動内容の提供の場として支援していきます。
	環境政策課	・(再掲)環境シンポジウムを生涯学習センターで開催し、環境学習、活動の場として利用されるよう広くPRしました。 ・(再掲)リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするため、先進地(全国地球温暖化防止活動推進センター)の視察を実施しました。	・(再掲)市民環境講座や環境シンポジウムをリサイクルプラザ・プラザ館及び生涯学習センター等で開催し、環境学習、活動の場として利用されるよう広くPRします。 ・(再掲)リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするための検討を行います。
	リサイクル推進課	・リサイクルなど環境分野の各種団体に、リサイクルプラザ・プラザ館の利用を推進し、活動の場を提供しました。	・引き続き、リサイクルプラザ・プラザ館の利用を推進し、リサイクルなど環境分野の各種団体に活動の場を提供します。

◆ 地球環境問題への対応について、市民・事業者・滞在者への教育、普及啓発、民間団体の活動の支援等を行い、その推進に努めます。..... リサイクル推進課、生涯学習課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
リサイクル協力店制度の見直しを行うとともに、その PR に努めます。	リサイクル推進課	・リサイクル協力店の拡大を図りました。	・リサイクル推進店の拡大を図ります。
市教育委員会が行う行事の共催及び後援において、環境問題に関するものも積極的に取り入れ、社会教育施設における PR も協力していきます。	生涯学習課	・環境に関する行事 4 件を後援するとともに、そのPRについても社会教育施設で協力しました。	・引き続き、環境に関する行事の後援を図ります。

4-4-2 二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出抑制の推進

- ◆ 京都議定書の発効を踏まえ、市の自然的社会的条件を活かした温室効果ガスの排出削減に資する地域整備、樹木の保全等に資する行動計画を策定し、その推進に努めます。…………… 環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
市の自然的社会的条件を活かし温室効果ガスの排出削減に資する地球温暖化対策地域推進計画を策定します。	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ストップ温暖化！ながれやま計画の点検・評価を行い、実施状況を 20 年版環境白書に掲載して公表しました。 ・18 年度の市域全体の温室効果ガス排出量は、基準年度(15 年度、592,453t-CO₂)と比較して 15,468t-CO₂削減できました。 ・削減目標の市民一人当たりの排出量は、基準年度の 3.93t-CO₂に対して 18 年度は 3.78t-CO₂で、3.9%削減できました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストップ温暖化！ながれやま計画の点検・評価を行い、実施状況を 21 年版環境白書に掲載して公表します。 ・平成 21 年度中に、新たな地球温暖化対策実行計画(市域全体編)を策定します。

- ◆ 市が行う事務・事業に関し、温暖化対策の観点から、CO₂等の排出抑制に関する計画の策定、施策の実施を図ります。…………… 行政改革推進課、管財課、環境政策課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
地球温暖化対策実行計画を策定します。	行政改革推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷できない機器が存在することから、引き続き機器の導入及び活用に関して各課に働きかけを行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、両面印刷ができる機器の導入及び活用に関して各課に働きかけを行います。
	管財課	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出抑制の観点から、冷房は 28℃、暖房は 20℃となるよう、温度設定を調整しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、冷暖房の温度設定の調整を継続します。
	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ストップ温暖化！市役所アクションプログラムの点検・評価を行い、実施状況を 20 年版環境白書に掲載して公表しました。 ・19 年度の市庁舎全体からの温室効果ガス排出量は、基準年度(16 年度) 26,409t-CO₂と比較して 791t-CO₂削減できました。 ・区別の削減目標は、次のとおりでした。 <ul style="list-style-type: none"> <市役所事務・事業関連> 基準年度に対して 14.1%増加しました。 <ごみ処理施設関連> 基準年度に対して 7.8%削減できました。 <水道施設関連> 基準年度に対して 0.5%削減できました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストップ温暖化！市役所アクションプログラムの点検・評価を行い、実施状況を 21 年版環境白書に掲載して公表します。 ・平成 21 年度中に、新たな地球温暖化対策実行計画(市域全体編)を策定します。

4-4-3 地球環境問題を考える環境家計簿の普及啓発

- ◆ 環境家計簿の普及などにより市民の日常生活に伴う二酸化炭素排出量の削減に向けた取組を促進します。…………… 環境政策課、リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成 20 年度の行動内容	平成 21 年度の行動予定
環境家計簿の作成やその普及に向けたPRを推進します。	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)クリーンセンター見学会に合わせ、エコ・チェックノートを配布し、家庭でできる温暖化への取り組みを呼びかけました。 ・市民版エコ・チェックノートも作成し、自宅で気軽に取組めるようにホームページからのダウンロードを可能とし普及啓発を進めました。 ・市内公共施設の窓口やイベント等でエコ・チェックノートを配布しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)クリーンセンター見学会に合わせ、エコ・チェックノートを配布し、家庭でできる温暖化への取り組みを呼びかけます。 ・市民版エコ・チェックノートを、地球にやさしい住宅設備奨励金交付者に配布し、省エネ生活についての検証を行います。 ・市内公共施設の窓口やイベント等でエコ・チェックノートを配布します。
	リサイクル推進課 クリーン推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・環境家計簿にごみの適正な分別・減量化・リサイクルの観点が盛り込まれるようにし、その普及に向けたPRに努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境家計簿を、施設見学を訪れた人やケロクルミーティングで配布し、ごみの適正な分別・減量化・リサイクルの普及に向けたPRに努めます。

5 地球温暖化対策実行計画の実施状況

1) 地球温暖化対策実行計画の概要

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」第20条の3に基づいて策定したもので、市役所庁舎などから排出される温室効果ガスの排出抑制を目的としています。

取組は、主に庁舎等での省エネルギー対策となります。地球温暖化の防止に向けて、市役所として積極的な取組を行っていることを、広く市民や事業者のみなさんに対してお知らせすることも、この計画の役割のひとつです。

この計画は、市役所が直接管理している施設を対象としているので、市庁舎はもとより、図書館や公民館、クリーンセンター、市立小・中学校などの施設について、温室効果ガス排出量の現状を把握するとともに、排出抑制のための取組を進めています。

なお、社会福祉協議会のように別法人である場合などや委託等により他者が管理している施設などは、可能な範囲での協力を要請していくこととしています。

2) 地球温暖化対策実行計画の実施状況

(1) 庁舎等からの温室効果ガス排出量の状況

平成20年度の市庁舎等の全ての事務及び事業からの温室効果ガス排出量は25,336t-CO₂であり、平成19年度よりも若干減少しています。ごみの焼却に伴う排出量は削減できましたがその一方で、燃料の使用に伴う排出量が増加しています。

表 5-1 庁舎等からの項目別温室効果ガス排出量の推移(平成19～20年度)

項目			活動量 (使用量等)		温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)			
			平成19年度	平成20年度	平成19年度		平成20年度	
			単位		量	比率	量	比率
燃料の使用	ガソリン	L	123,379.1	113,215.1	286	1.1%	263	1.0%
	灯油	L	873,261.0	1,031,143.0	2,174	8.5%	2,567	10.5%
	軽油	L	24,174.3	23,209.1	63	0.2%	61	0.2%
	A重油	L	69,000.0	55,331.0	187	0.7%	150	0.6%
	LPガス	m ³	79,957.1	77,485.9	480	1.9%	465	1.8%
	都市ガス	m ³	342,053.6	353,856.9	670	2.6%	693	2.7%
設備ごとの燃料の使用		-	-	-	8	0.0%	17	0.07%
燃料の使用(合計)		-	-	-	3,869	15.1%	4,216	16.6%
電気の使用		kWh	22,449,870.0	22,053,154	8,488	33.1%	8,336	32.9%
自動車の走行		km	943,477.3	960,100.4	9	0.0%	9	0.03%
HFC	カーエアコン使用台数	台	167	185	3	0.0%	4	0.01%
一般廃棄物の焼却 (うち廃プラスチックの焼却)		t	40,937.0 (4,666.8)	39,131.5 (4,461.0)	13,134	51.3%	12,555 (11,957)	49.6% (47.2%)
生活排水処	し尿処理量	m ³	3,687.2	4,360.8	116	0.5%	216	0.8%
	浄化槽処理対象人員	人	4,879	4,879.0				
SF ₆		kg	0.0	0.0	0	0.0%	0	0.0%
合計		-	-	-	25,618	100.0%	25,336	100.0%

備考)1 他者に委託して行う事務・事業は、算定の対象外です。

2 上表の数値は端数処理しているため、合計とは合わないことがあります。

3 LPガス: 液化石油ガス(プロパンガス)

4 自動車の走行量: 低公害車(天然ガス自動車、ハイブリッド、電気自動車)を除く。

5 SF₆: 変圧器等への封入量+点検時排出量+廃棄量

6 排出係数: 平成14年度 温室効果ガス排出量算定に関する検討結果報告書(平成14年、環境省)

例えば電気0.378kg-CO₂/kWh、ガソリン2.32kg-CO₂/L、灯油2.49kg-CO₂/L、都市ガス1.96kg-CO₂/Nm³を使用。目標値との比較や削減努力の成果の推移を見やすくするため、同じ係数で経年変化を計算しています。

地球温暖化対策実行計画では、温室効果ガスの排出特性を踏まえて、庁舎等でのいわゆるオフィス活動に伴うものとして「市役所事務・事業関連」、ごみの焼却など廃棄物の処理に伴うものとして「ごみ処理施設関連」、水道事業に伴うものとして「水道施設関連」の3つの目標を設定しました。削減目標を設定した区分ごとの排出量の状況は、基準年度に対して市役所事務事業関連が約12%増加し5,643t-CO₂となったほかは、ごみ処理施設関連では焼却量の削減により約8%削減の17,498t-CO₂となり、水道施設関連では浄水場の更新により約6.6%削減の2,195t-CO₂になりました。なお、「市役所事務・事業関連」の増加の要因としては、各施設ともに電気や燃料の使用量が増加傾向にあるのが特徴です。

表 5-2 温室効果ガス排出量の状況

単位:t-CO₂

区分	基準年度 (平成16年度)	実績(平成20年度)		目標年度 (平成21年度)
		実績	増減率(%)	
市役所事務・事業関連	5,007	5,643	+12.7%	4,684
ごみ処理施設関連	19,053	17,498	-8.2%	20,071
水道施設関連	2,349	2,195	-6.6%	2,486
合計	26,409	25,336	-4.1%	27,242

- 備考) 1 市役所事務・事業関連: 庁舎、学校、公民館等
 2 ごみ処理施設関連: クリーンセンター、し尿処理施設
 3 水道施設関連: 浄水場(工務課)
 4 上記の数値は端数処理をしているため、合計とは合わないことがあります。

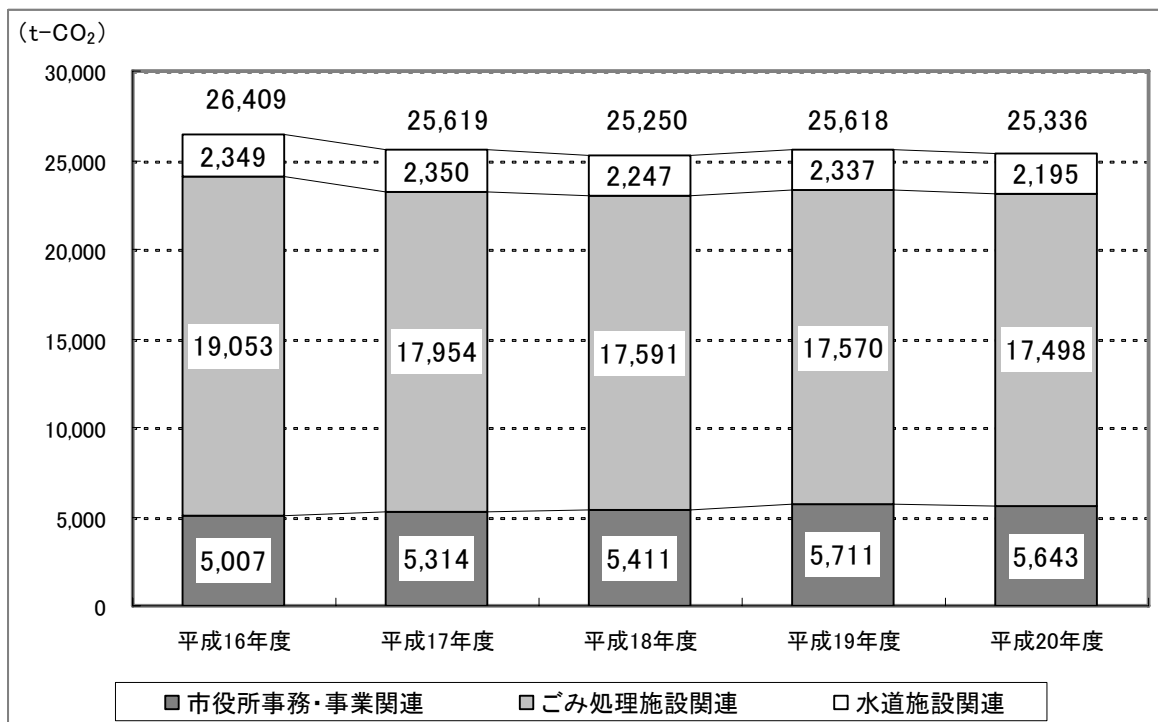


図 5-1 庁舎等からの温室効果ガス排出量の推移

(2) 削減目標達成の状況

削減目標の区分ごとの目標達成の状況は、表 5-3 に示すとおりであり、基準年度に対して市役所事務・事業関連の排出量が 5,643t-CO₂ で 12.7%の増加となっていますが、ごみ処理施設関連では 112kg-CO₂/人で 11.1%の削減となり、水道施設関連では 14.3kg-CO₂/人で 13.3%の削減となっています。

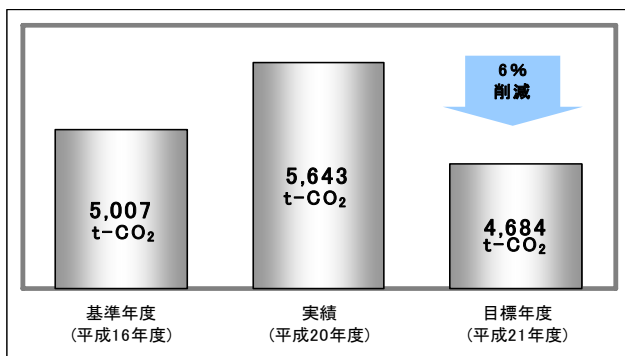
今後は、温室効果ガスの排出量が増加した市役所事務・事業関連の取組を強化することが必要です。

表 5-3 削減目標達成の状況

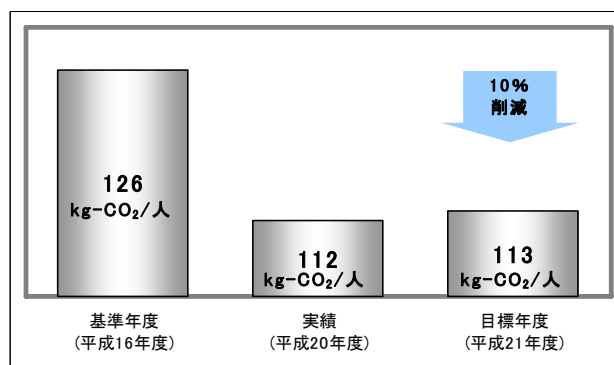
単位：市役所事務・事業関連の単位は t-CO₂、その他は kg-CO₂/人

区分	基準年度 (平成 16 年度)	実績 (平成 20 年度)		目標年度 (平成 21 年度)
		実績値	増減率(%)	
市役所事務・事業関連	5,007	5,643	+12.7%	4,684
ごみ処理施設関連	126	112	-11.1%	113
水道施設関連	16.5	14.3	-13.3%	15.5

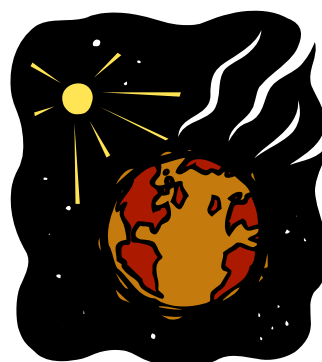
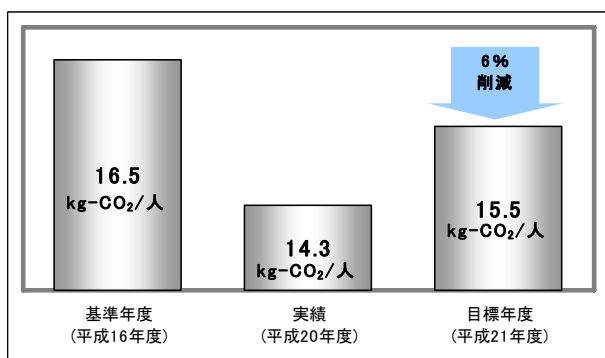
削減目標① 市役所事務・事業関連
基準年度に対して、温室効果ガス排出量を
6%削減します



削減目標② ごみ処理施設関連
基準年度に対して、市民一人²⁵あたりの温室効果ガス排出量を 10%削減します



削減目標③ 水道施設関連
基準年度に対して、給水人口一人²⁶あたりの温室効果ガス排出量を 6%削減します



25 市民一人あたり：平成 20 年度人口 158,426 人（年度末人口）。

26 給水人口一人あたり：平成 20 年度給水人口 156,328 人。

① 市役所事務・事業関連

平成 16 年度に対して温室効果ガスの排出量が 12.7%の増加となりましたが、内訳をみると都市ガスや LP ガスなどの燃料と電気の使用量が増加しており、このことによって、温室効果ガス排出量が増加しています。しかしながら、この計画による取組によって、灯油や軽油の使用量を大幅に減らすことができました。

市役所事務・事業関連は職員一人ひとりの取組の状況によって、成果が異なることが考えられます。今後は職員への啓発活動の強化などにより、さらなる取組の促進を図ります。

表 5-4 市役所事務・事業に係る活動項目別実績(直接的に寄与する項目)

項 目		基準年度 (平成 16 年度)	実績 (平成 20 年度)	増減率 (%)	目標年度 (平成 21 年度)
燃 料 使 用 量	ガ ソ リ ン	109,414.9	108,307.7 L	-1.0	102,900 L
	灯 油	140,049.8	132,143.0 L	-5.6	131,600 L
	軽 油	30,920.1	23,209.1 L	-24.9	29,060 L
	A 重 油	55,247.0	55,331.0 L	+0.2	51,930 L
	L P ガ ス	72,004.5	75,525.5 m ³	+4.9	67,680 m ³
	都 市 ガ ス	293,212.8	339,209.9 m ³	+15.7	275,600 m ³
電 気 使 用 量		8,087,046.0	9,386,073.0 kWh	+16.1	7,602,000 kWh
自 動 車 の 走 行 量		903,669.1	763,193.4 km	-15.5	849,400 km
生活排水 処 理	浄化槽処理 対象人員	5,287	4,879 人	-7.7	4,970 人

② ごみ処理施設関連

平成 20 年度の結果は、ごみ処理施設等の運転に必要な灯油や電気使用量がそれぞれ 34.2%、5.9%の削減を達成するなど、目標に向かって順調に推移しています。ごみの減量やリサイクルの一層の推進によって、市民一人あたりのごみの排出量を減らし、目標達成を目指すことが必要です。

表 5-5 ごみ処理施設関連に係る活動項目別実績(直接的に寄与する項目)

項 目		基準年度 (平成 16 年度)	実績 (平成 20 年度)	増減率 (%)	目標年度 (平成 21 年度)
燃料 使用 量	ガソリン	—	— L	—	— L
	灯油	1,366,187.0	899,000.0 L	-34.2	1,093,000 L
	軽油	240.0	— L	—	225.6 L
	A重油	—	— L	—	— L
	LPガス	930.7	1,802.4 m ³	+93.7	874.9 m ³
	都市ガス	—	— m ³	—	— m ³
電気使用量		7,310,603.0	6,882,126.0 kWh	-5.9	6,872,000 kWh
自動車の走行量		19,300.0	15,459.0 km	-19.9	18,140.0 km
一般廃棄物焼却量		39,744.4	39,131.5 t	-1.5	45,605.0 t
生活排水 処理	し尿処理量	4,161.5	2,965.0 m ³	-28.8	3,662.0 m ³

③ 水道施設関連

水道施設関連では平成 16 年度に対して、ガソリン使用量と電気使用量を減らすことができました。水道施設関連においては、ポンプ等の効率的な運転に努め、温室効果ガス排出量の一層の削減を目指します。

表 5-6 水道関連施設の活動項目別指標の状況(直接的に寄与する項目)

項 目		基準年度 (平成 16 年度)	実績 (平成 20 年度)	増減率 (%)	目標年度 (平成 21 年度)
燃料 使用 量	ガソリン	5,020.0	4,908.0 L	-2.2	4,719 L
	灯油	4,267.0	— L	—	4,011 L
	軽油	436.0	— L	—	409.8 L
	A重油	—	— L	—	— L
	LPガス	41.0	— m ³	—	38.5 m ³
	都市ガス	74.0	— m ³	—	69.6 m ³
電気使用量		6,148,681.0	5,784,955.0 kWh	-5.9	6,518,000 kWh
自動車の走行量		60,565.0	42,317.0 km	-30.1	56,930 km

備考)平成 17 年度からガソリン以外の燃料は、外部委託により計画対象外となりました。

④ その他水道使用量等

平成 20 年度の実績において、水道使用量と用紙の使用量は増加し、再生紙の使用割合は若干増加しています。

水を無駄に使わないなどの節水を徹底し水道使用量の抑制に努めるとともに、用紙の使用量の削減と再生紙の使用の徹底を図っていきます。

表 5-7 活動項目別実績(間接的に寄与する項目)

項 目	単位	基準年度 (平成 16 年度)	実績 (平成 20 年度)	増減率 (%)	目標年度 (平成 21 年度)
水 道 使 用 量	m ³	338,539	355,392	+5.0	318,200
用 紙 の 使 用 量	枚	19,557,604	19,706,448	+0.8	18,380,000
再 生 紙 の 使 用 割 合	%	84.4	86.5	+2.5	90.0
文 書 類 の 資 源 化 量	kg	30,390	29,640	-2.5	28,570

備考)用紙の使用量は A4 換算とする。

(3) 削減目標達成のための取組

この計画は、平成 18 年度より取組を本格的にはじめ、活動を 3 年間続けてきた結果が示されています。

庁舎等の温室効果ガス排出を抑制するための取組は、「ストップ温暖化！市役所アクションプログラム 取組状況チェックシート」に定めた内容を中心に、その他計画に定めた取組や啓発を行ってきました。これまでの結果として、新たに計上する施設の増加などにより、庁舎等の温室効果ガスの排出量は増加しましたが、灯油などのように計画の効果が顕著に見られたものもあります。今後は、平成 21 年 3 月に認証登録したエコアクション 21 に基づき、取組を強化していく予定です。

◆ 取組状況チェックシート ◆

空調の適温励行やアイドルリングストップの実施など庁内で取り組むべき事項を定めたチェックシートを作成し、部署ごとの実施状況を記録しています。

今年度の実施結果を踏まえ、取組が進んでいない項目については、取組の促進を促すほか、温室効果ガス排出削減につながるような、取組例の紹介などを行い、取組実施率だけでなく、効果的な取組が行われるように努めます。

◆ 環境マネジメントシステムの認証登録 ◆

本計画の内容を踏まえて、温室効果ガス排出削減のための取組の呼びかけや上記のチェックシートに係る取組などを進めてきましたが、庁舎などから排出される温室効果ガス排出量をさらに抑制するため、環境マネジメントシステムを導入しました。具体的には、環境省が定めるガイドラインに基づくエコアクション 21 の認証登録を、まずは本庁舎、クリーンセンターを認証範囲として取得しました。

今後も、エコアクション 21 の環境マネジメントシステムにもとづく、温室効果ガス削減等のための取組を推進していきます。

6 地球温暖化対策地域推進計画の実施状況

1) 地球温暖化対策地域推進計画の概要

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）」第 20 条の規定に基づいて策定したもので、流山市全体の温室効果ガスの排出抑制を目的としています。

流山市全体の温室効果ガス排出量を減らすためには、市民や事業者のみなさんが排出している温室効果ガス排出量を減らす必要があります。この計画では、市民や事業者のみなさんが取るべき行動について定めるとともに、行動を促進するために行う市の取組についても定めています。

2) 地球温暖化対策地域推進計画の実施状況

(1) 温室効果ガスの排出量の状況

平成 19 年度の本市の温室効果ガス排出量を算定した結果、基準年度(平成 15 年度)の排出量に対して、0.2%増の 593,489 トンでした。基準年度との比較では、運輸部門が減少したのに対して、産業部門と民生部門（家庭・業務ともに）が増加しています。平成 21 年度の目標を達成するためには、一層の取組が必要です。

表 6-1 温室効果ガス排出量の実績

単位：t-CO₂/年

部 門	京都議定書 基準年	基準年度	現況		目標年予測値	平成21年度 目標値	
	平成2年度 (1990)	平成 15 年度 (2003)	平成 18 年度 (2006)	平成 19 年度 (2007)	平成 21 年度 (2009)		
エネルギー転換部門	—	—	—	—	—	—	
産 業 部 門	67,345	65,424	66,589	67,730	67,381	65,877	
民 生	家庭部門	103,574	155,690	161,685	172,986	192,948	274,359
	業務部門	60,201	92,413	93,507	95,498	98,405	
運 輸 部 門	187,188	267,508	242,619	244,632	308,437	285,416	
廃 棄 物 部 門	9,735	11,418	12,585	12,643	16,077	15,227	
代 替 フ ロ ン 類	(793)	(1,064)	(1,046)	(1,037)	(1,227)	(1,227)	
温室効果ガス 合計	428,043	592,453	576,985	593,489	683,248	640,879	
基準年度からの増減	—	—	-2.6%	0.2%	+15.3%	+8.2%	
市民一人あたり排出量	3.08 (3.0803)	3.93 (3.9273)	3.78 (3.7763)	3.83 (3.8308)	3.93 (3.9267)	3.68 (3.6832)	
基準年度からの増減	—	—	-3.9%	-2.5%	0.0%	-6.2%	

- 備考) 1 平成 2 年度、平成 15 年度の温室効果ガス排出量について、算定に使用した石油等消費構造統計の廃止に伴う根拠統計の総合エネルギー統計への変更やその他数値の再精査により温室効果ガス排出量を変更しています。
- 2 代替フロン類は運輸部門に含まれる数値のうち該当するものを再計上しています。
- 3 温室効果ガス排出量の合計や市民一人あたりの排出量は、kg 単位で計算したものを端数処理して計上しているため、表中の数値を使用して計算しても合計値や増減率が一致しないことがあります。特に市民 1 人あたりの排出量は有効数字 9 桁で算定しています。

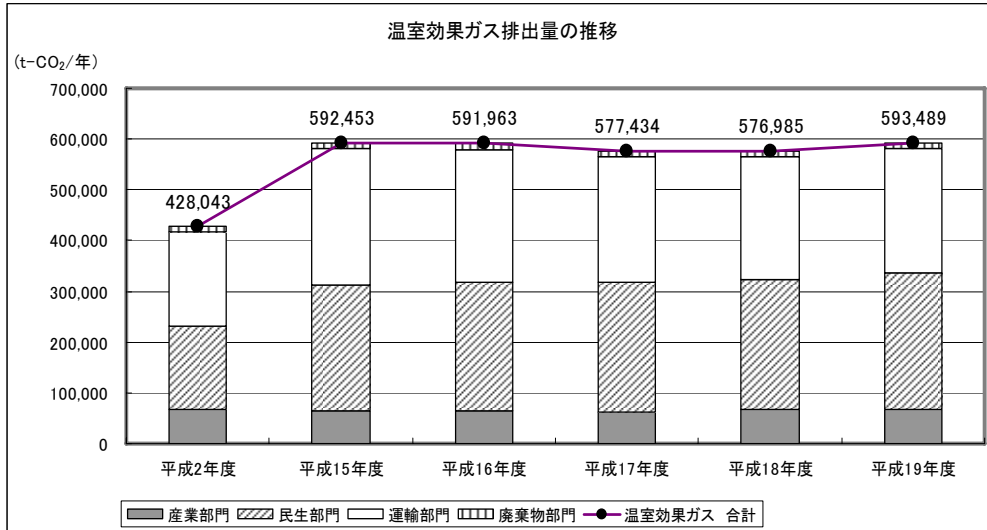


図 6-1 温室効果ガス排出量の推移

平成19年度の日本の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量のうち、産業部門が最も多く36.1%を占め、民生部門は産業部門に次ぐ31.9%の排出量を占めています。これに対して、本市の温室効果ガス排出量は民生部門で45.2%を占め、日本全体と比較して多くを占めている状況だけでなく、排出量も基準年度に比べて若干増えています。そのうち、私たちの生活に係わる民生家庭部門の排出量を抽出したものが、次に示すグラフであり、基準年度である平成15年度から11.1%の増加となっています。

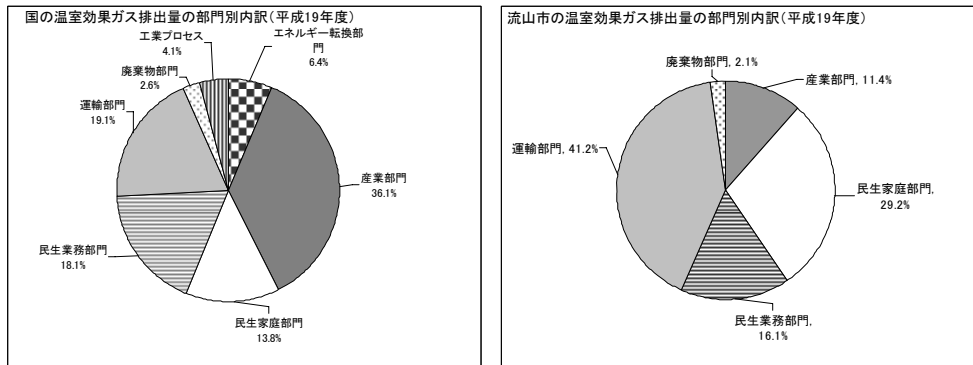


図 6-2 温室効果ガス排出量の部門別内訳(平成19年度)

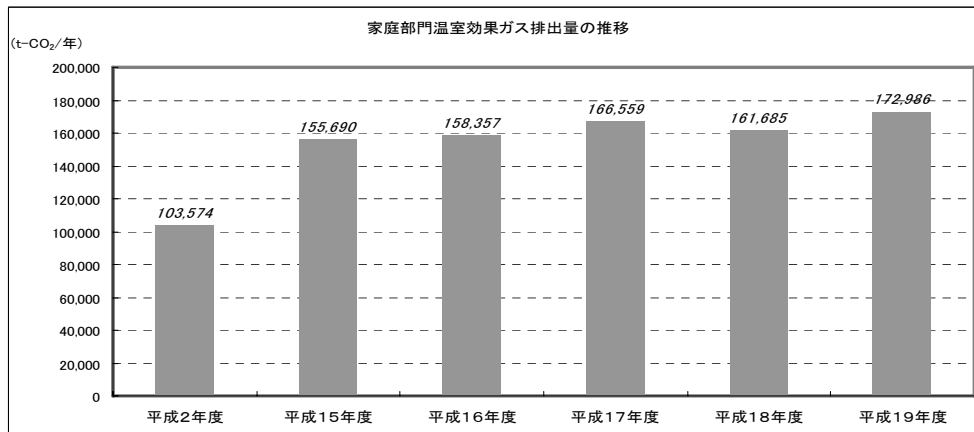


図 6-3 民生家庭部門の温室効果ガス排出量の推移

(2) 温室効果ガスの削減目標達成の状況

本計画では、市民一人あたりの温室効果ガス排出量を基準年度(平成15年度)に対して6%以上削減することを目標としています。平成19年度の市民一人あたりの温室効果ガス排出量は、3.83t-CO₂/人と基準年に対して2.5%減少しています。

本市の温室効果ガス排出量は民生部門と運輸部門が多くを占めており、温室効果ガス排出量を削減し目標を達成するためには、市民の皆さんの日常生活や事業活動の中での温室効果ガス排出抑制対策が、大きな役割を果たすこととなります。

平成21年度における市民一人あたりの温室効果ガス排出量を 基準年度(平成15年度)に比べ6%以上削減する

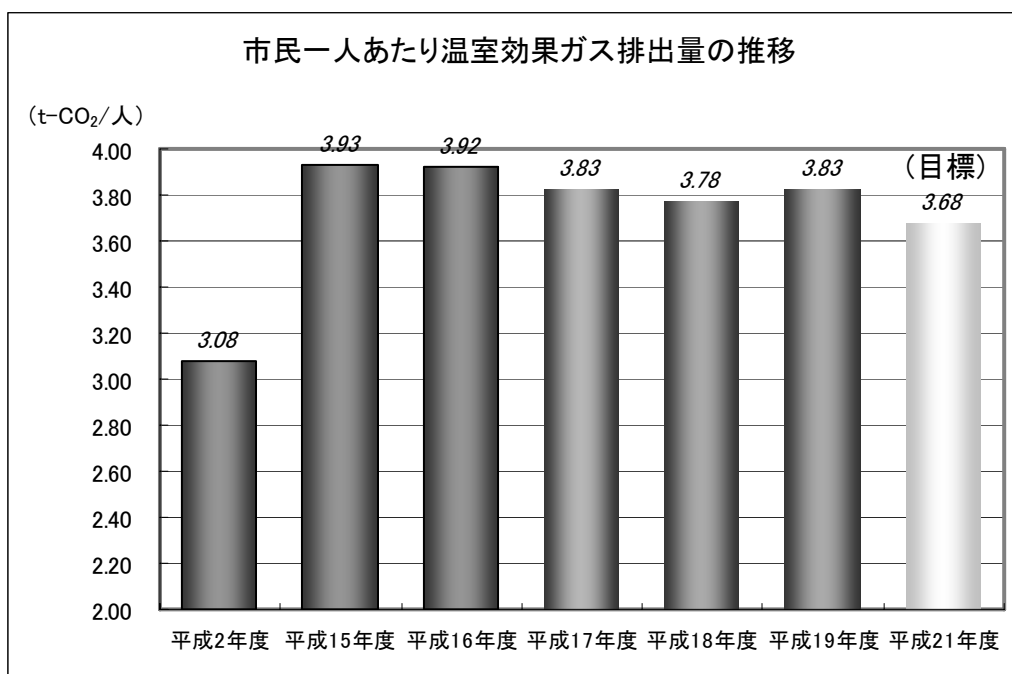
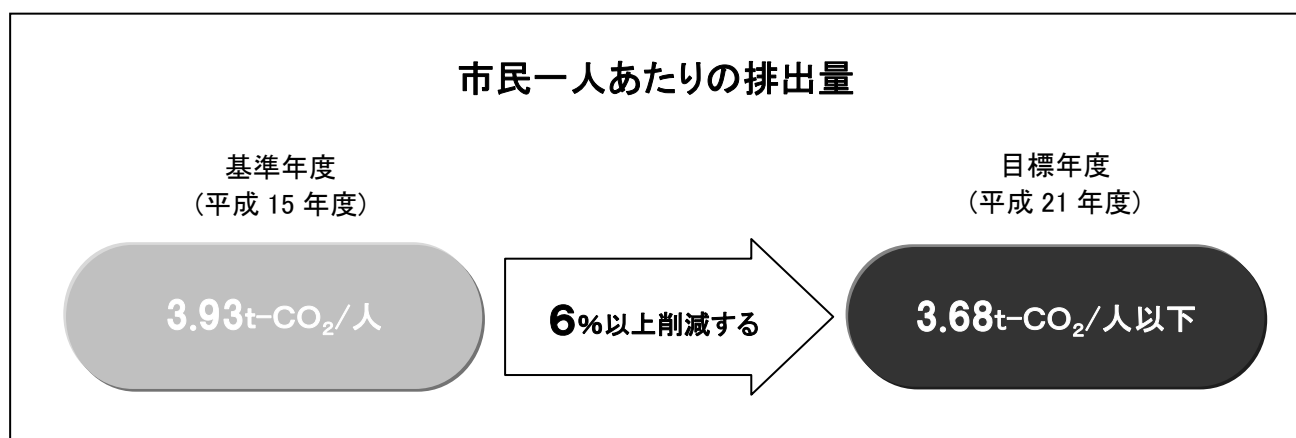


図 6-4 市民一人あたりの温室効果ガス排出量の推移

(3) 削減目標達成のための今後の取組

① 事業者の取組の促進

地球温暖化対策を促進し、温室効果ガス排出量を削減するためには、事業者が通常の事業活動においても省エネルギー等の取組を積極的に進めることが必要です。そのためには、環境マネジメントシステムの導入が非常に有効な手段となります。本年度は、昨年度に引き続き、助成を中心とした環境マネジメントシステムの導入促進に重点的に取り組めます。さらに、開発指導要綱に基づく届出の際に導入した、事業者に記載して頂く環境配慮チェックシートを推進します。

【環境マネジメントシステムの導入促進】

本市では、ISO14001 環境マネジメントシステムの認証取得を行おうとする事業者に対して助成を行う制度について、ホームページや広報に掲載し、啓発を行い、平成20年度は1社について助成を行っています。さらに、簡易的な環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 の市内企業の認証を促進するため、自治体イニシアティブ制度をPRします。

【環境配慮チェックシートの導入】

事業者の環境に配慮した事業をすすめる手引きとして導入した環境配慮チェックシートを推進します。

② 市民の取組の促進

市民の皆さんが日常生活の中で、省エネルギー等を進めることによって、本市の温室効果ガス排出量は削減されることとなります。日常の中での取組を促進するために作成した環境家計簿を配布し、地球温暖化対策を促進します。

【環境家計簿の作成配布】

小学生を対象としたエコ・チェックノートを、施設見学時に地球温暖化等について説明を行い、配布しています。さらに、市民版環境家計簿を、市民の皆さんに配布しています。環境家計簿に関する情報をホームページに掲載し、ダウンロードできるようにしています。

③ 取組促進のための施策

地球温暖化の防止には、市民や事業者の皆さんの積極的な取組が必要です。そのため、環境白書の公表などによる環境情報の提供を積極的に行い、市民の皆さんの意識啓発、取組等に係る情報の周知などを図ります。

さらに、本市の豊かな緑をより価値あるものとするための「流山グリーンチェーン戦略」を市全体に拡大して推進するとともに、太陽光などの新エネルギーや省エネルギーの導入を促進する支援制度を運用します。

【環境情報の提供】

環境行動計画や地球温暖化対策地域推進計画などの実施状況を示した環境白書を作成し、公表するとともに、市域の環境情報等をホームページや広報に掲載し、市民の皆さんの意識啓発を行います。

【緑化の推進】

流山グリーンチェーン戦略の推進方策検討のための調査を引き続き江戸川大学と協働して進めるとともに、つくばエクスプレス沿線4地区で展開していたものを市全体に拡大し、本市全体の緑の価値の向上を図ります。

【支援制度の導入】

太陽光や太陽熱などの地球温暖化防止に効果のある新エネ・省エネ住宅設備導入を奨励するために奨励金を交付する制度として、平成19年度から開始した地球にやさしい住宅設備設置奨励事業を推進します。

7 流山市の環境の状況

本市では、大気環境、騒音、振動、水質などの状況について監視等を行っています。大気環境については、環境基準を達成しており、良好な状態にあります。道路交通騒音の一部や河川・水路等の水質において、環境基準の超過や悪化が確認されています。今後も、これらの環境の状況を正確に把握しながら、適切な対策を講じていくことが必要です。

1) 環境政策

(1) 計画策定等について

「流山市環境基本条例」	平成 13 年 制定
「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」	平成 6 年 制定
「流山市一般廃棄物処理基本計画」	平成 16 年度策定
「流山市環境基本計画」	平成 17 年度策定
「第 1 期流山市環境行動計画」	平成 17 年度策定
「流山市地球温暖化対策実行計画」	平成 17 年度策定
「流山市地球温暖化対策地域推進計画」	平成 17 年度策定
「第 II 期流山市生活排水対策推進計画」	平成 17 年度策定

(2) 環境審議会

平成 20 年度審議会 開催状況

H21.2.9 第 2 期流山市環境行動計画の策定について
平成 20 年版流山市環境白書について
エコアクション 21 の認証登録について

H21.3.24 第 2 期流山市環境行動計画の策定について（諮問）

平成 20 年度環境審議会委員名簿（任期：平成 20 年 2 月 18 日～平成 22 年 2 月 17 日まで）			
委員氏名	役職	区分	備考
田代順孝	会長	学識経験者	
梅山香代子	委員	学識経験者	新
吉田洋子	委員	学識経験者	
町谷肇彦	委員	学識経験者	
飯泉修司	委員	事業所の経営者	
和田まつゑ	委員	事業所の経営者	新
矢野光明	委員	農業団体代表	新
新保國弘	委員	環境団体代表	
松島英雄	委員	市民代表	新
島山保	委員	市民代表	新
高谷史朗	委員	市民代表	新
新美健一郎	委員	市民代表	新

（順不同・敬称略）

(3) 流山市環境基本計画等

平成 17 年度に策定した「流山市環境基本計画」、「第 1 期流山市環境行動計画」、「流山市地球温暖化対策実行計画」及び「流山市地球温暖化対策地域推進計画」の位置づけ、具体的内容については、本白書の「2 環境施策の基本方針」から「6 地球温暖化対策地域推進計画の実施状況」を参照してください。

(4) 第Ⅱ期流山市生活排水対策推進計画

本市は平成4年3月に、千葉県から水質汚濁防止法に基づく『生活排水対策重点地域』に指定されたことから、平成7年12月に『水のきれいなふるさとづくり—流山市生活排水対策推進計画』（第1期計画）を策定し、下水道の整備促進、合併処理浄化槽の普及など、諸施策を進めてきました。

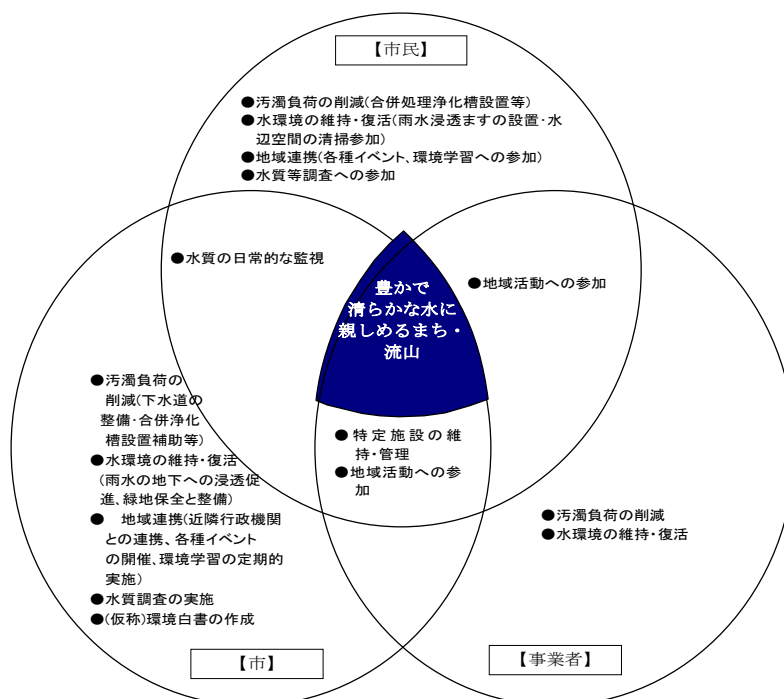
その結果、河川や水路の水質改善が見られてきているところですが、更なる水環境の向上などを図るため、新たな政策を加え、平成27年度を目標とする『第Ⅱ期流山市生活排水対策推進計画—豊かで清らかな水に親しめるまち・流山』を策定し、対策を進めています。

平成17年度に策定した第2期の改定計画では、平成27年度までの10年間に「生活排水の汚れを約38%減らす」ことを目標に、対策を推進します。

【 BOD の汚濁負荷削減目標(平成27年度) 】

対象河川	現況負荷量 (kg/日)	目標負荷量 (kg/日)	削減汚濁負荷量		参考 BOD水質 (mg/ℓ)
			削減量(kg/日)	削減率(%)	
坂川	1,578.1	721.5	856.6	54	3.7→2
神明堀	342.3	219.4	122.9	36	7.8→5
今上落	572.1	508.6	63.6	11	4.5→4
新川承水路	344.3	293.1	51.3	15	4.7→4
利根運河	142.8	64.9	77.9	55	6.6→3
諏訪下川	435.8	295.5	140.3	32	5.9→4
大堀川	625.5	399.2	226.2	36	4.7→3
合計	4,041.0	2,502.2	1,538.8	38	—

(注)参考欄のBOD水質は、左側が現況水質(平成16年度測定値)、右側は水質の改善目標値です。



【計画実現の施策の展開イメージ】

(5) 路上喫煙及びポイ捨て防止条例

本市では、従来から流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例に基づき、市民の皆さんのご協力により、ごみやタバコの吸殻のポイ捨て防止を推進してきました。しかし、依然として改善されていない現状にあり、特にタバコの吸殻のポイ捨ては多く、また、人が集まる地域での路上喫煙は、安全上の問題もあります。近隣市では路上喫煙やポイ捨てについて規制が強化され、駅前がきれいになるなど効果を上げています。このような状況や市民からの要望等を受け、流山市でも条例を改正し、平成18年4月から施行しました。

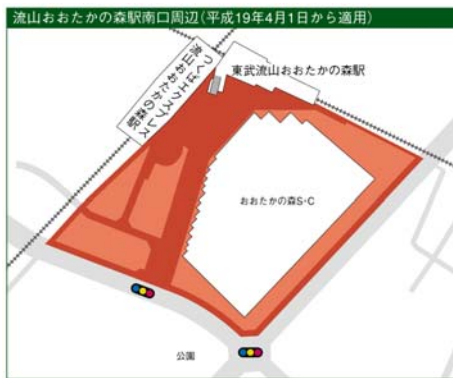
また、平成20年4月1日から初石駅周辺を重点区域に追加して指定しました。

主な内容

- ・携帯灰皿の使用等を除く市内全域での路上喫煙を禁止すること。
- ・重点区域においては、区域内での路上喫煙・ごみのポイ捨ての違反者に対して指導、勧告を行い、従わない場合には過料(平成18年10月1日から2,000円)を徴収する。



●重点区域で、路上喫煙監視指導員がパトロールを行います。また地域の方々、警察、関係行政機関とも密接に連携、協力して取り組んでいます。



(6) グリーンチェーン戦略

① 流山グリーンチェーン戦略とは

つくばエクスプレス沿線整備の4つの区域内を中心に、個々の開発事業等における「緑の価値」づくりの取組を支援し、その取組を連鎖させることで、緑豊かな街全体の環境価値を創造するものです。

本市の気候条件や土地条件などを考慮した「流山市グリーンチェーン認定基準」を設定し、グリーンチェーン指標に基づき、戸建、集合住宅、商業その他の施設の分類ごとに認定を行うこととしています。

流山市グリーンチェーン認定を受けた事業に対しては、市内金融機関による住宅ローン金利優遇により支援しています。

流山市グリーンチェーン認定基準

認定レベル1 ☆	街の環境形成を図る上で、重要となる指標を設定しています。レベル1の評価は、指標1と指標2を満たすことで、得ることが出来ます。
認定レベル2 ☆☆	評価対象の敷地内の環境形成を図る上で、重要となる指標を設定しています。レベル2の評価は、指標1～5までを満たすことで、得ることが出来ます。
認定レベル3 ☆☆☆	評価対象の住戸内の環境形成を図る上で重要となる指標を設定しています。レベル3の評価は、指標1～7まで全ての基準を満たすことで得ることが出来ます。

② グリーンチェーン指標とは

共通の指標に基づいて個々の事業が展開・実施されることによって、街中に緑の連鎖が生まれ、街の緑が周辺の森の緑とつながりあう豊かな環境が創造されることを目指したものです。

目的としては、住まい手個人にとっての体感的な快適性を高めることと社会にとっての「街並みの形成」「ヒートアイランド抑制」「地球温暖化防止」です。

グリーンチェーン指標

指標1	【目的】道路表面の温度上昇抑制 【対策】接道部高木緑化
指標2	【目的】敷地間通風の確保 【対策】通風を妨げない敷地境界
指標3	【目的】道路面からの放射熱進入抑制 【対策】接道部植栽帯
指標4	【目的】敷地内地表面及び建物外壁の温度上昇抑制 【対策】敷地内空地緑陰
指標5	【目的】排熱とCO ₂ 排出の抑制 【対策】省エネ型設備機器
指標6	【目的】住戸断熱性能の確保 【対策】断熱性能
指標7	【目的】住戸内通風の確保 【対策】居間における二方向開口

(7) 廃棄物対策審議会

平成 20 年度廃棄物対策審議会委員名簿 (任期:平成 19 年 11 月 9 日~平成 21 年 11 月 8 日まで)			
委員氏名	役職	区分	備考
篠山浩文	会長	学識経験者	
中島大介	委員	学識経験者	
惠小百合	委員	学識経験者	
高橋一郎	委員	住民代表	
高橋順一	委員	住民代表	
角田勇	委員	住民代表	
能村正昭	委員	住民代表	
紅谷幸夫	委員	住民代表	
恵良好敏	委員	関係団体代表	
大橋照司	委員	関係団体代表	
鈴木馨	委員	関係団体代表	
亀田一枝	委員	市長が必要と認めるもの	
亀山紘一	委員	市長が必要と認めるもの	
中西光子	委員	市長が必要と認めるもの	
矢野光明	委員	市長が必要と認めるもの	

(順不同・敬称略)

2) 大気環境の状況

本市においては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を市内5測定局で監視し、二酸化硫黄を平和台測定局1局で監視しています。過去4年間の測定結果は図と表に示すとおりです。

二酸化硫黄と二酸化窒素、浮遊粒子状物質のいずれも横ばいか減少の傾向にあります。市内で監視している二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の3物質いずれも平成20年度現在で環境基準を達成しています。

(1) 二酸化硫黄

表 7-1 二酸化硫黄の年間2%除外値(ppm)

地点	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
平和台	0.011	0.008	0.008	0.007

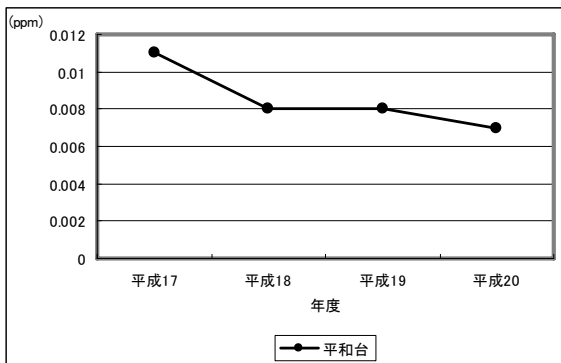


図 7-1 大気質の推移(二酸化硫黄)

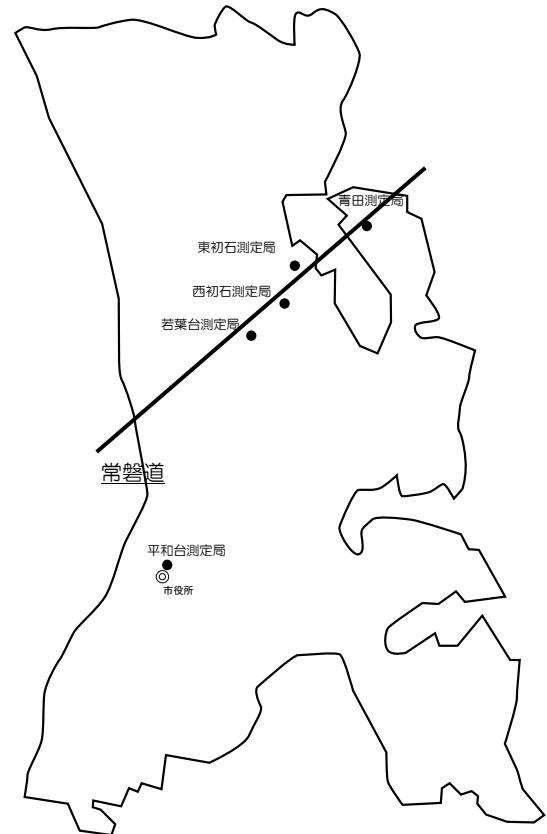


図 7-2 大気質測定地点

表 7-2 二酸化硫黄月間値測定結果

区分	年	平成20年										平成21年			年間値
		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	日		30	31	30	31	31	29	26	30	31	31	28	31	359
測定時間	時間		713	742	717	741	735	713	620	718	741	740	664	741	8,585
月平均値	ppm		0.004	0.003	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003	0.004	0.004
1時間値の最高値	ppm		0.034	0.012	0.094	0.026	0.017	0.028	0.011	0.016	0.016	0.012	0.010	0.023	0.094
日平均値の最高値	ppm		0.009	0.006	0.009	0.007	0.006	0.006	0.007	0.006	0.006	0.004	0.005	0.009	0.009

(2)二酸化窒素

表 7-3 二酸化窒素の年間 98%値(ppm)

地点	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
若葉台	0.038	0.035	0.034	0.033
西初石	0.041	0.042	0.041	0.033
東初石	0.041	0.039	0.040	0.033
青田	0.040	0.037	0.039	0.034
平和台	0.044	0.042	0.044	0.040

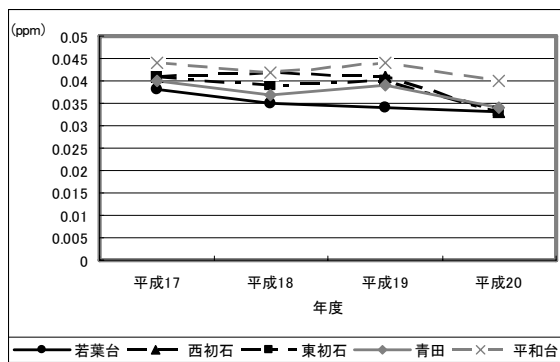


図 7-3 大気質の推移(二酸化窒素)

表 7-4 二酸化窒素年間測定結果(平成 20 年度)

項目 測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを越えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを越えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%	98%評価による日平均値が0.06ppmを越えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
若葉台測定局	360	8,607	0.016	0.095	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.033	0
西初石測定局	360	8,604	0.019	0.092	1	0.0	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0.033	0
東初石測定局	360	8,599	0.018	0.075	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	0.0	0.033	0
青田測定局	359	8,605	0.021	0.073	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.0	0.034	0
平和台測定局	359	8,594	0.021	0.099	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	2.2	0.040	0

※ 年間 98%値とは、年間の 1 日平均値のうち低い方から 98%目に相当するものをいう。

(3)浮遊粒子状物質

表 7-5 浮遊粒子状物質の年間 2%除外値(mg/m³)

地点	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
若葉台	0.091	0.086	0.074	0.056
西初石	0.088	0.084	0.063	0.062
東初石	0.081	0.077	0.071	0.059
青田	0.088	0.085	0.074	0.063
平和台	0.079	0.075	0.071	0.065

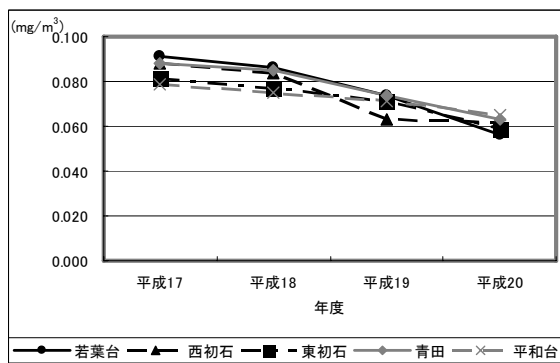


図 7-4 大気質の推移(浮遊粒子状物質)

表 7-6 浮遊粒子状物質年間測定結果(平成 20 年度)

項目 測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.2mg/m ³ を越えた時間数とその割合		日平均値が0.1mg/m ³ を越えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.1mg/m ³ を越えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.1mg/m ³ を越えた日数
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	有・無	(日)
若葉台測定局	360	8,624	0.023	1	0.0	0	0.0	0.276	0.056	無	0
西初石測定局	360	8,621	0.024	0	0.0	0	0.0	0.181	0.062	無	0
東初石測定局	360	8,603	0.024	0	0.0	0	0.0	0.182	0.059	無	0
青田測定局	360	8,609	0.026	1	0.0	0	0.0	0.254	0.063	無	0
平和台測定局	351	8,499	0.029	1	0.0	0	0.0	0.202	0.065	無	0

(4) 光化学スモッグ

平成 20 年度の光化学スモッグ注意報は、5 月に 1 回、7 月に 2 回の計 3 回発令されました。なお、本市において、光化学スモッグによる被害の申し出者はありませんでした。

(5) アスベスト対策

市有建築物の吹付アスベストの追加調査について以下のとおり検討をしてきました。

平成 20 年 2 月 6 日付け基安化発第 0206003 号で厚生労働省から「石綿の障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」の通達を受け、石綿の種類が 6 種類（クリソタイル、アモサイト、フロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）の中、新たに 3 種類（トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト）も調査を実施することになり、追加調査対象施設を 34 施設とし調査を今後行うこととしました。

アスベストに関する問い合わせ窓口

(市民の不安解消の手助けとして、全庁をあげて対応する体制を整えました。)

健康相談について	健康増進課	電話 7154-0331
民間建物について	建築住宅課・環境政策課	電話 7150-6088、7150-6083
公共施設全般について	管財課	電話 7150-6069
教育施設について	教育総務課	電話 7150-6103
市全体のとりまとめ	環境政策課	電話 7150-6083

表 7-7 大気環境に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オゾン	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

※ 二酸化窒素に係る千葉県環境目標値は、日平均の年間 98% 値が 0.04ppm

3) 水質の状況

本市では、市内河川や水路の 15 地点において、水質の監視測定を行っています。監視項目は、表 7-8 に示した BOD(生物化学的酸素要求量)の他に、pH、SS(浮遊物質)、DO(溶存酸素量)、全窒素、全リン、アンモニア態窒素、大腸菌群数など 11 項目について行っています。BOD は、河川等の有機質による汚れの状態を示す水質の代表的な指標です。近年の水質の状況は、だいたい横ばいから改善の傾向にあります。平成 20 年度では、江戸川台 1 号幹線において汚濁の改善が見られましたがまだ高い水準にあります。また、名都借都市下水路の値が高くなっています。

なお、本市において、生活環境に係る環境基準の類型指定を受けている河川では、利根運河が環境基準を超過しています。坂川は、4 年間を通し環境基準を満たしています。

(1)河川等の水質状況

表 7-8 河川の水質状況

河川名	地点名	BOD 年間 75%値				環境基準	類型
		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度		
今上落	富士橋	5.7	4.2	6.2	4.4		
江戸川台 1 号幹線	真和団地	44.4	27.5	23.8	15.5		
諏訪下川	大橋	13.2	5.5	5.2	2.8		
大堀川 3 号幹線	駒木台地先	11.2	10.5	12.0	4.3		
大堀川	駒木 5 号橋	4.2	4.6	8.6	5.6	8	D
坂川	富士見橋	3.3	3.8	5.1	4.9	10	E
名都借都市下水路	前ヶ崎橋	14.8	19.1	16.0	9.2		
上富士川	砂尾架道橋	5.8	7.7	7.0	3.7		
坂川	幸田橋	2.8	2.8	2.9	2.5	10	E
神明堀	流山地先	8.6	6.1	7.2	2.8		
富士川	富士川 3 号橋	2.5	3.1	2.6	1.8		
新川承水路	赤坂橋	7.4	5.3	4.6	4.0		
利根運河	深井新田橋	8.6	8.6	5.9	3.7	3	B
大堀川 2 号幹線	美田団地地先	13.2	11.3	8.9	5.1		
流山 6 号幹線	流山 5 丁目地先	3.7	4.3	5.2	4.9		

※ 75%値とは、年間の日間平均値のうち低い方から 75%目に相当する日平均値をいいます。

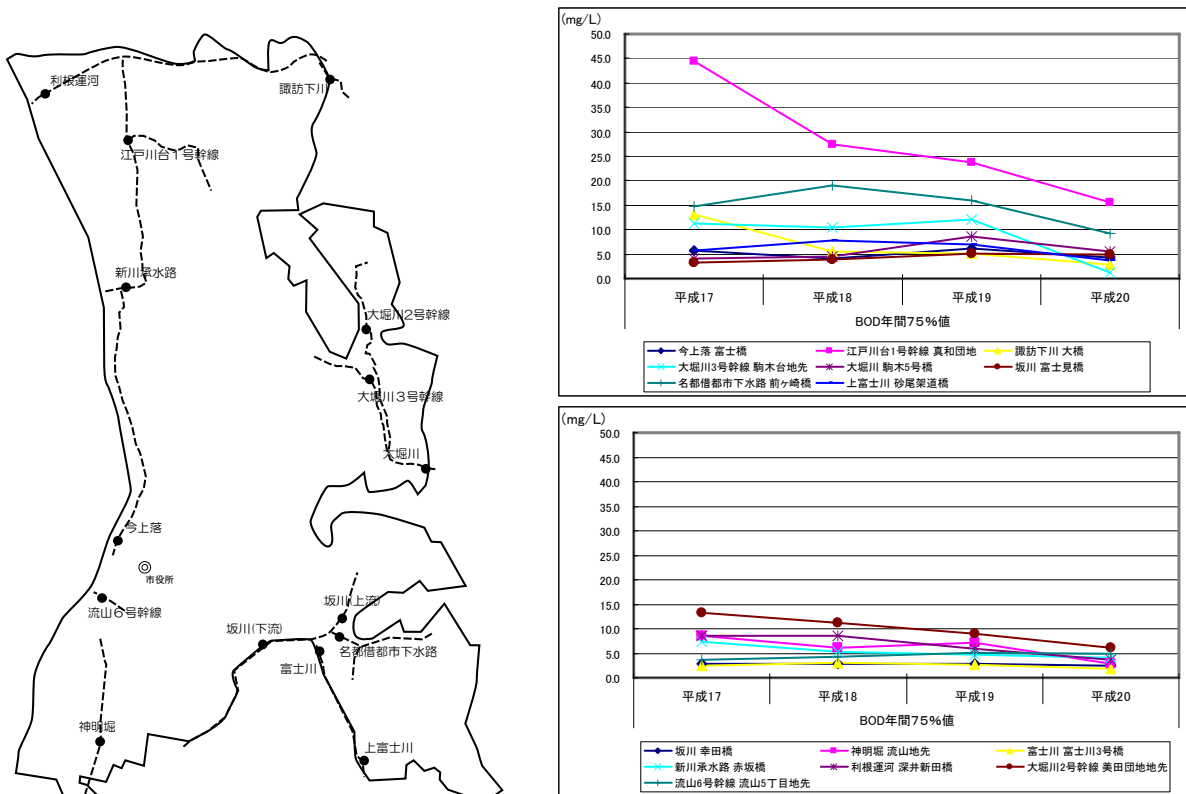


図 7-5 水質測定地点と水質測定結果

表 7-9 平成 20 年度水質測定結果

区分	河川	今上落	江戸川台 1号幹線	諏訪下川	大堀川 3号幹線	大堀川 (D)	坂川 (E)	名都府都 市下水道	上富士川	坂川 (E)	神明郷	富士川	新川 承水路	利根運河 (B)	大堀川 2号幹線	流山6 号幹線
	採取地点	富士橋	真和団地	大橋	駒木台 地先	駒木 5号橋	富士見橋	前ヶ崎橋	砂屋 架道橋	幸田橋	流山地先	富士川 3号橋	赤坂橋	深井 新田橋	美田団地 地先	流山5丁 目地先
	年間測定回数	4回														
pH	測定値	7.7	7.3	7.7	7.2	7.5	7.8	7.6	7.9	7.6	8.6	7.9	7.5	7.6	7.5	7.7
	環境基準					6.0~8.5	6.0~8.5			6.0~8.5				6.0~8.5		
DO (mg/L)	測定値	7.0	4.6	8.1	6.7	6.8	9.0	7.1	8.4	9.2	10.1	9.2	6.2	6.5	6.5	6.2
	環境基準					2mg/L 以上	2mg/L 以上			2mg/L 以上				5mg/L 以上		
BOD (mg/L)	測定値	4.4 (2.0)	15.5 (16.0)	2.8 (3.1)	4.3 (4.3)	5.6 (7.8)	4.9 (4.8)	9.2 (9.8)	3.7 (4.8)	2.5 (2.4)	2.8 (2.4)	1.8 (1.7)	4.0 (3.6)	3.7 (3.9)	5.1 (6.0)	4.9 (5.5)
	環境基準					8mg/L 以下	10mg/L 以下			10mg/L 以下				3mg/L 以下		
COD (mg/L)	測定値	5.8	12.5	5.1	5.1	6.3	6.0	9.3	4.7	4.1	5.4	3.7	5.0	5.9	5.9	5.2
SS (mg/L)	測定値	9	8	5	4	17	8	5	4	5	4	4	7	9	5	6
	環境基準					100mg/L 以下	ゴミ等の浮 遊が認めら れないこと			ゴミ等の浮 遊が認めら れないこと				25mg/L 以下		
大腸菌群数 (MPN/100 mL)	測定値	3.3E+05 ~ 8.0E+03	1.7E+06 ~ 1.7E+05	4.0E+05 ~ 5.0E+04	4.9+05 ~ 8.0E+04	7.0E+05 ~ 2.2E+04	4.9E+05 ~ 3.3E+04	2.3E+05 ~ 1.4E+05	1.3E+05 ~ 8.0E+03	3.3E+04 ~ 5.0E+03	7.0E+04 ~ 8.0E+03	1.7E+05 ~ 1.1E+04	4.9E+05 ~ 1.7E+04	3.3E+05 ~ 1.1E+04	7.9E+05 ~ 8.0+E03	1.7E+05 ~ 2.3E+04
	環境基準													5,000MPN/ 100mg/L 以下		
ヘキサリン抽出 物質(mg/L)	測定値	<1	2	<1	<1	<1	<1	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
アンモニア態窒 素(mg/L)	測定値	0.24	4.52	0.35	1.15	1.26	0.40	2.38	0.91	0.85	0.58	0.25	1.40	0.69	2.03	0.36
全窒素 (mg/L)	測定値	4.92	14.7	5.27	4.93	5.07	5.95	8.30	6.60	5.08	3.30	5.93	13.1	5.52	5.55	2.64
全リン (mg/L)	測定値	0.16	1.12	0.30	0.34	0.34	0.29	0.81	0.29	0.23	0.20	0.20	0.38	0.31	0.40	0.37
MBAS (mg/L)	測定値	不検出	0.30	不検出	不検出	0.06	0.10	0.09	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.03	0.11	不検出

※ 75%水質値とは、年間の日間平均値のうち低い方から75%目に相当する日平均値

(2)環境基準

表 7-10 人の健康の保護に関する環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チウラム	0.006mg/L以下
PCB	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
		ほう素	1mg/L以下
		硝酸性窒素及び亜硝酸窒素	10mg/L以下

(注)1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

表 7-11 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く):昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	
E	工業用水3級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/ℓ 以上	

備考) 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水	0.03mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特 B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水	0.03mg/ℓ以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

4) 地盤・土壌

(1) 土壌汚染対策法に基づく指定区域

表 7-12 に示す区域は、平成 18 年 8 月に土壌汚染対策法に基づく指定区域に指定され、調査や対策等が行われています。

表 7-12 土壌汚染対策法に基づく指定区域の内容

指定日	指定番号	指定区域	指定区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質	告示番号
平成 18 年 8 月 8 日	4	流山市 流山字東谷 945 番	967m ²	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン	平成 18 年 第 726 号

(2) 地下水水質調査結果

表 7-13 地下水水質調査結果(平成 20 年度)

項目	抽出調査(対象 12)		
	基準値超	基準値未満(うち不検出)	計
四 塩 化 炭 素		12(12)	12
1,1,1-トリクロロエタン		12(12)	12
トリクロロエチレン	3	9(9)	12
テトラクロロエチレン		12(12)	12

※ 基準超過は市野谷地区の井戸で確認しました。

(3) 西初石地区の地下水汚染

トリクロロエチレンによる地下水汚染のため、平成元年度から解明調査を行い、平成 11 年度から揚水ばっ気による汚染源除去を実施しています。

現状は、おおむね環境基準値である 0.03mg/ℓをクリアしていますが、一部の井戸において基準を超過しているので、今後も千葉県と協議をして対応していきます。

(4) 環境基準

表 7-14 地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成 9 年環境庁告示第 10 号)

項目	基準値	項目	基準値
カ ド ミ ウ ム	0.01mg/ℓ 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下
全 シ ア ン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
鉛	0.01mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
六 価 ク ロ ム	0.05mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
砒 素	0.01mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
総 水 銀	0.0005mg/ℓ 以下	チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/ℓ 以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/ℓ 以下	ベ ン ゼ ン	0.01mg/ℓ 以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ 以下	セ レ ン	0.01mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	ふ っ 素	0.8mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	ほ う 素	1mg/ℓ 以下

表 7-15 土壌の汚染に係る環境基準(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

項目	基準値
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下かつ農用地において米 1kg につき 1mg 未満
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下
砒素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下かつ農用地(田に限る。)の土壌 1kg につき 15mg 未満
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る。)の土壌 1kg につき 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
セレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1ℓにつき 1mg 以下

(注) 汚染が自然的原因であることが明らかである場所・原材料の堆積場・廃棄物の埋立地・基準項目に係わる物質の利用又は処分を目的とした集積施設に係わる土壌については適用されない。

表 7-16 ダイオキシン類に係る環境基準(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒体	基準値
水質(水底の底質を除く)※地下水も同じ	1pg-TEQ/ℓ以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

※ 土壌にあたっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

5) 騒音・振動・交通量

(1) 騒音の状況

① 常磐道沿道の騒音の状況

本市においては、常磐道沿道の4地点において騒音の監視測定を行っています。測定の結果は、図 7-6 に示すとおりであり、平成 20 年度における常磐道からの騒音レベルは 47dB~59dB の範囲にあります。

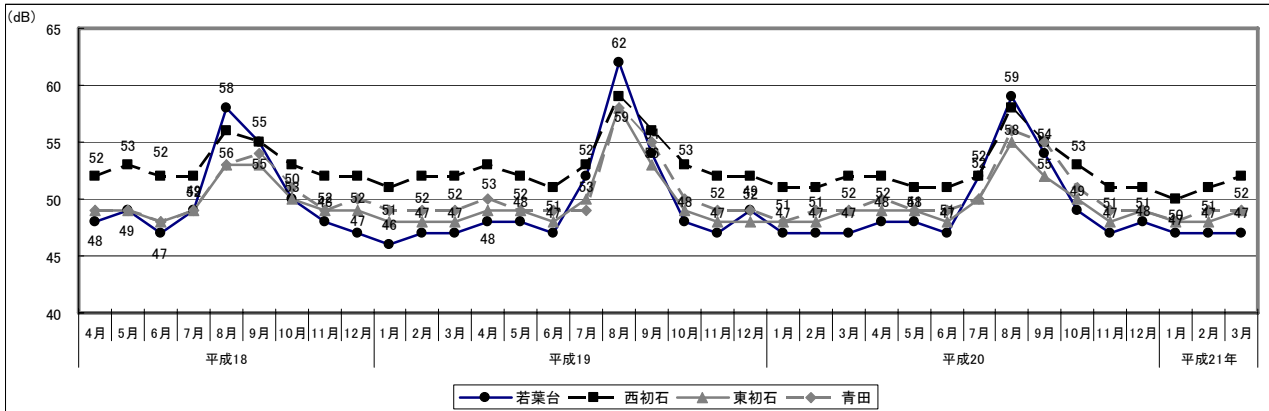


図 7-6 常磐道沿道の騒音の推移

(2) 常磐道環境保全対策

表 7-17 騒音月平均測定結果

単位：dB

区分	年 月	平成 20 年										平成 21 年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
若葉台測定局		48	48	47	52	59	54	49	47	48	47	47	47	
西初石測定局		52	51	51	52	58	55	53	51	51	50	51	52	
東初石測定局		49	49	48	50	55	52	50	48	49	48	48	49	
青田測定局		50	49	49	50	56	55	51	49	49	48	49	49	

表 7-18 協定値(日本道路公団(現東日本高速道路株式会社)と締結した騒音に係る環境基準値)

朝(6時~8時)	55dB以下
昼(8時~19時)	60dB以下
夕(19時~22時)	55dB以下
夜(22時~翌6時)	50dB以下

(3) 市内道路交通騒音の状況

本市では、常磐自動車道沿道のほか、市内主要道路の沿道 8 地点で道路交通騒音の監視測定を行っています。測定の結果は図 7-7 と表 7-19 に示すとおりであり、交通量の多い国道 6 号や県道松戸野田線で高い値が観測されました。また、環境基準の超過は国道 6 号をはじめとして 5 地点で見られます。特に、夜間の時間帯での超過が目立ちます。

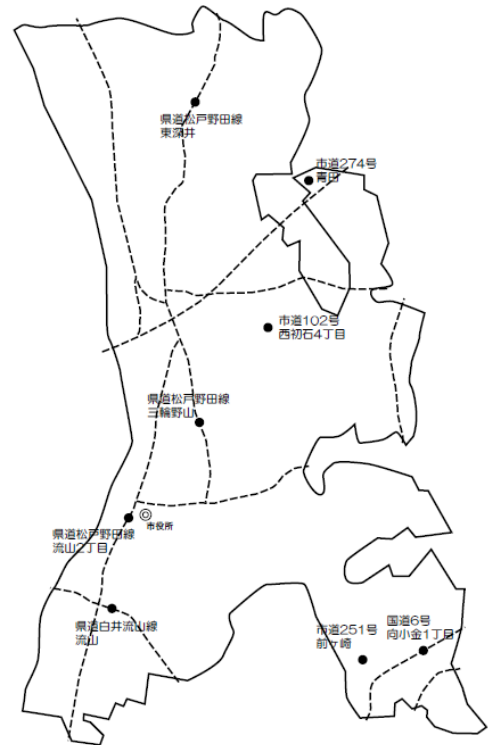


表 7-19 自動車騒音実態調査結果

区 域 区 分	地域の 種類	車線数	測定場所及び期間	測定値(Leq)	
				昼間	夜間
第1種 区 域	A	2	西初石4丁目1411番地先 市道102号線 平成21年1月13日~1月14日	68	63
第2種 区 域	B	2	大字流山965番地先 県道白井流山線 平成21年1月13日~1月14日	66	64
			東深井31番地先 県道松戸野田線 平成21年1月13日~1月14日	72	68
	4	三輪野山3丁目1-8番地先 県道松戸野田線 平成21年1月13日~1月14日	69	64	
		向小金1丁目301番地先 国道6号線 平成21年1月13日~1月14日	75	74	
	C	2	流山2丁目312番地先 県道松戸野田線 平成21年1月13日~1月14日	72	72
調 整 区 域	-	2	青田6番地先 市道274号線 平成21年1月13日~1月14日	68	63
			前ヶ崎484番地先 市道251号線 平成21年1月13日~1月14日	69	64

※ 平成20年度調査では、県道守谷流山線は調査対象としませんでした。

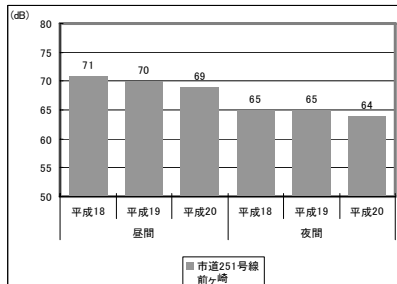
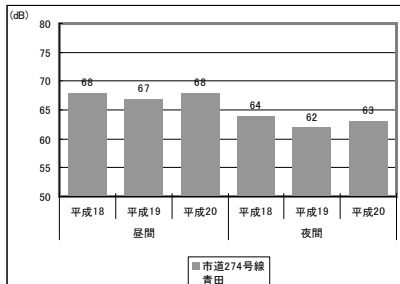
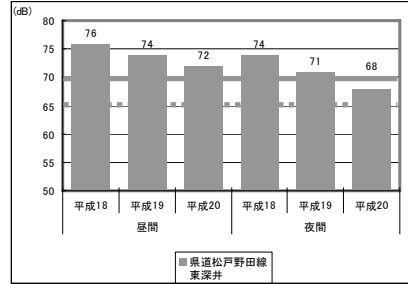
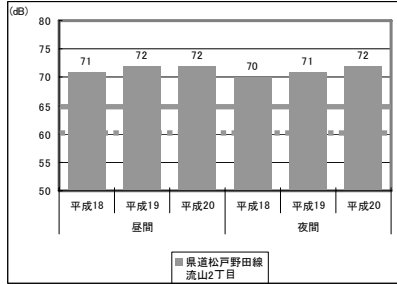
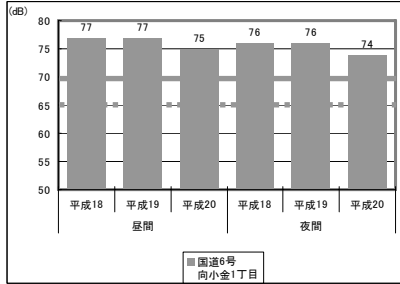
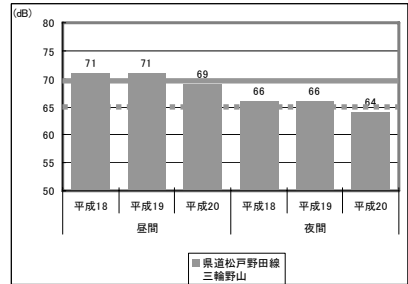
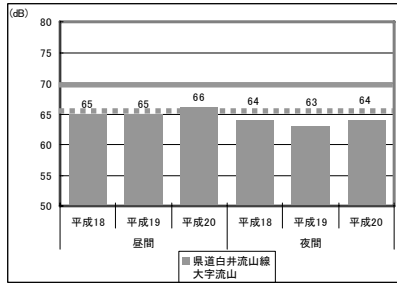
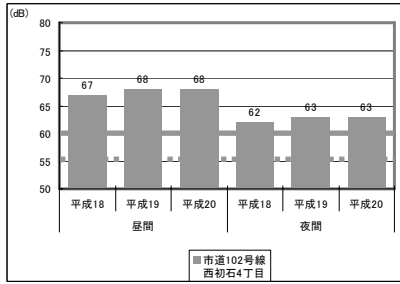


図 7-7 道路交通騒音実態調査結果

————— : 環境基準(昼間)
 : 環境基準(夜間)

※ 環境基準は地域の類型によって異なります。

(4) 振動の状況

本市では、道路交通騒音と概ね同地点の市内主要道路の沿道9地点で道路交通振動の監視測定を行っています。測定の結果は図7-8と表7-20に示すとおりであり、交通量の多い国道6号で比較的高い値が観測されていますが、いずれも対策が必要となる振動の要請限度を下回っています。

表7-20 道路交通振動実態調査結果（単位:L10）

区域の区分	車線	測定場所及び期間	測定値及び基準	昼	夜
第1種区域	2	大字流山965番地先 県道白井流山線 平成21年1月13日～1月14日	測定値 要請限度	46 65	42 60
		西初石4丁目1411番地先 市道102号線 平成21年1月13日～1月14日	測定値 要請限度	46 65	35 60
	4	三輪野山3丁目1-8番地先 県道松戸野田線 平成21年1月13日～1月14日	測定値 要請限度	46 65	38 60
		向小金1丁目301番地先 国道6号線 平成21年1月13日～1月14日	測定値 要請限度	60 65	58 60
第2種区域	2	流山2丁目312番地先 県道松戸野田線 平成21年1月13日～1月14日	測定値 要請限度	45 70	44 65
		東深井31番地先 県道松戸野田線 平成21年1月13日～1月14日	測定値 要請限度	44 65	37 60
調整区域	2	青田6番地先 市道274号線 平成21年1月13日～1月14日	測定値	46	38
		前ヶ崎484番地先 市道251号線 平成21年1月13日～1月14日	測定値	41	29

※ 平成20年度調査では、県道守谷流山線は対象としませんでした。

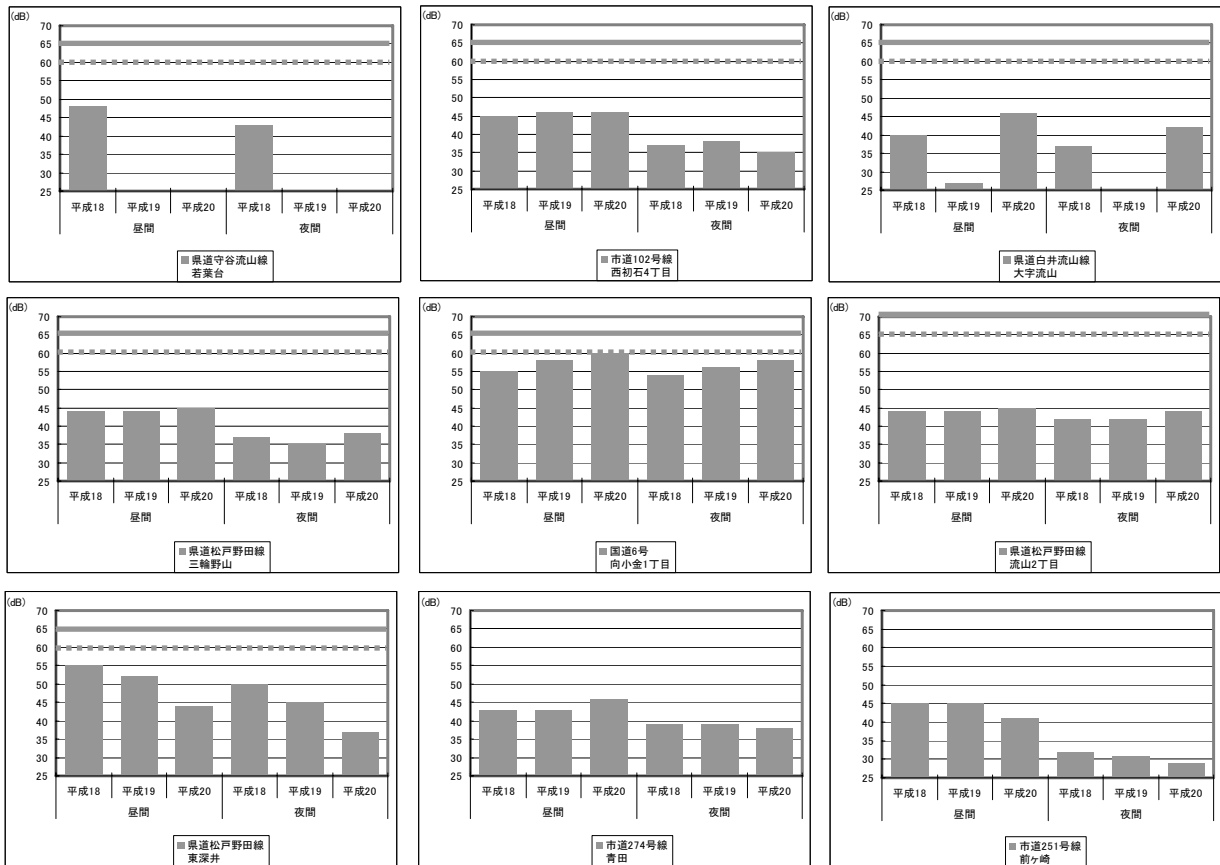


図 7-8 道路交通振動実態調査結果

————— : 要請限度(昼間)
 - - - - - : 要請限度(夜間)

※ 要請限度は地域の類型によって異なります。
 また、調査地点の変更により調査結果がない地点があります。

(5) 市内の主要道路の交通量

表 7-21 主要道路交通量調査結果

対象道路(調査地点)	大型車(台)	貨物車(台)	乗用車(台)	四輪車計 (上下線) (台)	バイク(台)
国道6号線(向小金1丁目301番地先)	3,848	4,152	35,384	43,384	971
県道白井流山線(流山965番地先)	229	1,300	13,605	15,134	530
市道102号線(西初石4丁目1411番地先)	74	369	8,919	9,362	383
県道松戸野田線(流山2丁目312番地先)	2,232	2,607	16,568	21,407	449
県道松戸野田線(三輪野山3丁目1-8番地先)	356	1,303	18,373	20,032	289
県道松戸野田線(東深井31番地先)	264	1,054	10,050	11,368	259
市道274号線(青田6番地先)	88	740	11,901	12,729	449
市道251号線(前ヶ崎484地先)	248	713	6,045	7,006	145

※交通量調査は、平成21年1月13日12時～翌12時(24時間) 各調査地点で実施

(6) 環境基準等

① 騒音に係る環境基準

表 7-22 騒音に係る環境基準と地域類型指定

地域類型	時間区分		類型指定地域(概要)
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域等
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域等
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等

(注) AA 類型については、本県にはあてはめていない。

表 7-23 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(4 車線以上)のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。
2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の道路では道路端から 15 メートル、2 車線を超える道路では 20 メートルの区域をいう。

② 騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の要請限度

表 7-24 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、上表にかかわらず、特例として次表に掲げるとおりとする。

昼間	夜間
75 デシベル以下	70 デシベル以下

(注) 1 a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれの次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- a 区域: 専ら住居の用に供される区域
b 区域: 主として住居の用に供される区域
c 区域: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

2 平成 12 年 3 月 2 日に要請限度にかかる新しい総理府令が定められ、平成 12 年 4 月 1 から施行されている。

6)生活環境

(1) 市内青草対策

表 7-25 市内青草対策の状況

内訳 年度	草刈依頼		業者委託		自己処理		合計		処理率
	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	
20年度	210	80,619	89	20,413	37	19,562	126	39,975	49.6
19年度	236	90,601	122	27,982	64	33,838	186	61,820	78.0
18年度	251	93,782	118	27,973	65	32,869	183	60,842	65.0
17年度	256	53,118	113	21,471	57	27,939	170	49,410	93.0
16年度	238	68,079	122	27,660	49	22,929	171	50,589	74.3

(2) 春・秋ごみゼロ運動

表 7-26 春・秋ごみゼロ運動の参加団体等の状況

事業名	実地日	参加団体数 (団体)	参加人数 (人)	収集量 (t)
春季ごみゼロ運動	平成 20 年 4 月 12 日 ～ 7 月 6 日	158	22,724	58.7
秋季ごみゼロ運動	平成 20 年 9 月 1 日 ～ 12 月 9 日	131	22,127	39.5
江戸川クリーン大作戦	平成 20 年 6 月 1 日	54	1,826	0.5

(3) 不法投案件数等及び回収量

表 7-27 不法投案件数等及び回収量の状況

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
不法投棄パトロール回収件数	500件	532件	525件	448件	868件
不法投棄パトロール回収量 (パトロール日数)	141.47t (240日)	115.73t (240日)	98.73t (236日)	85.65t (243日)	63.30t (244日)
クリーンセンター処分量 (処分費:円)	92.83t (1,461,990)	92.77t (1,461,050)	80.47t (1,267,320)	75.18t (1,184,085)	58.90t (0)
可燃物処分量	可燃 4.05t	可燃 17.22t	可燃 7.57t	可燃 3.7t	可燃 4.7t
不燃物処分量	不燃 88.78t	不燃 75.55t	不燃 72.90t	不燃 71.48t	不燃 54.20t
産業廃棄物処分量	109.98t	52.12t	31.86t	25.00t	9.55t
不法投棄物処分量合計	202.72t	144.89t	112.33t	100.18t	68.40t

※ 平成 12 年度より不法投棄パトロール及び回収事業を開始

表 7-28 廃家電の回収量の状況

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
家電 4 製品処分台数	337台	350台	457台	298台	293台
(処分費:円)	(2,185,050)	(2,225,085)	(1,061,445)	(705,390)	(763,770)
(回収台数)	(337台)	(350台)	(457台)	(298台)	(293台)

※ 平成 13 年度より家電 4 製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)のリサイクル開始

表 7-29 排土処分量

年 度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
排 土 処 分 量	156.34t	145.48t	152.92t	89t	77.46

(4) 家庭用小型合併処理浄化槽補助事業

表 7-30 家庭用小型合併処理浄化槽補助件数及び補助額(平成 20 年度)

目的	人槽	設置基数	補助限度額	補助額
	人槽	基	円	円
生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対して、その設置に要する費用の一部を補助する。また、既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行う者に対して、転換に要する費用の一部を上記補助金に上乗せして補助する。	[通常型]			
	5	3	120,000	360,000
	6~7	2		240,000
	8~10	0		0
	[通常型転換]			
	5	1	437,000	432,000
	[高度型転換]			
	5	2	544,000	1,088,000
	[高度処理(窒素・磷除去)型]			
	5	18	444,000	7,992,000
	6~7	6	486,000	2,916,000
	8~10	3	576,000	1,728,000
	合計		35	

(5) 病虫害等対策

表 7-31 自治会斡旋用薬剤購入状況(平成 20 年度)

自治会数(自治体)	油剤 18 ^{リットル} 缶(缶)	乳剤 500 ^{ミリリットル} 缶(缶)	購入金額(円)	備考
27	79	166	744,730	左のうち自治会の負担金額は2分の1

(6) 登録等狂犬病予防

表 7-32 畜犬登録状況(平成 20 年度)

登録件数(頭)	新規登録(頭)	鑑札再交付(頭)	注射済票交付(頭)	注射済票再交付(頭)
8,054	833	13	6,840	4

(7) 市内生活環境苦情件数

表 7-33 平成 20 年度 環境保全等苦情処理集計内訳(種類別)

No.	種類	件数	No.	種類	件数
1	悪臭	5	9	廃棄物投棄	22
2	大気	0	10	浄化槽	4
3	振動	2	11	野焼き等	25
4	騒音	11	12	墓地関係	0
5	水質	0	13	土壌汚染	0
6	動物他	17	14	地盤沈下	0
7	害虫等	9	15	その他	25
8	雑草樹木	45			
	合計			165	

表 7-34 平成 20 年度 環境保全等苦情処理集計内訳(月別)

No.	月	件数	No.	月	件数
1	4 月	7	7	10 月	23
2	5 月	13	8	11 月	22
3	6 月	12	9	12 月	14
4	7 月	17	10	1 月	9
5	8 月	17	11	2 月	3
6	9 月	16	12	3 月	12
	年間計			165	

表 7-35 平成 20 年度 環境保全等苦情処理集計内訳(地区別)

No.	地区名	件数	No.	地区名	件数
1	東深井	15	29	流山	0
2	西初石 1~6 丁目	7	30	北	0
3	鱈ヶ崎	3	31	美田	0
4	南流山 1~8 丁目	6	32	美原 1~4 丁目	2
5	南	4	33	中野久木	1
6	松ヶ丘 1~6 丁目	1	34	大畔	0
7	東初石 1~6 丁目	4	35	深井新田	0
8	前ヶ崎	6	36	上新宿新田	1
9	西平井	6	37	上新宿	2
10	向小金 1~4 丁目	5	38	上貝塚	1
11	流山 1~9 丁目	8	39	若葉台	0
12	名都借	5	40	桐ヶ谷	2
13	平和台 1~5 丁目	5	41	加 1~6 丁目	3
14	青田	3	42	下花輪	0
15	西深井	11	43	木	2
16	十太夫	0	44	平方村新田	0
17	江戸川台西 1~4 丁目	1	45	富士見台 1~2 丁目	2
18	駒木台	9	46	中	1
19	駒木	8	47	谷	1
20	野々下 1~6 丁目	6	48	前平井	0
21	長崎 1~2 丁目	4	49	西松ヶ丘 1 丁目	1
22	芝崎	1	50	小屋	1
23	古間木	3	51	市野谷	2
24	こうのす台	1	52	後平井	1
25	平方	5	53	宮園 1~3 丁目	0
26	思井	2	54	加	0
27	三輪野山	2	55	その他	8
28	江戸川台東 1~4 丁目	3			
	合計			165	

(8) 埋立事業

表 7-36 埋立事業の実施状況

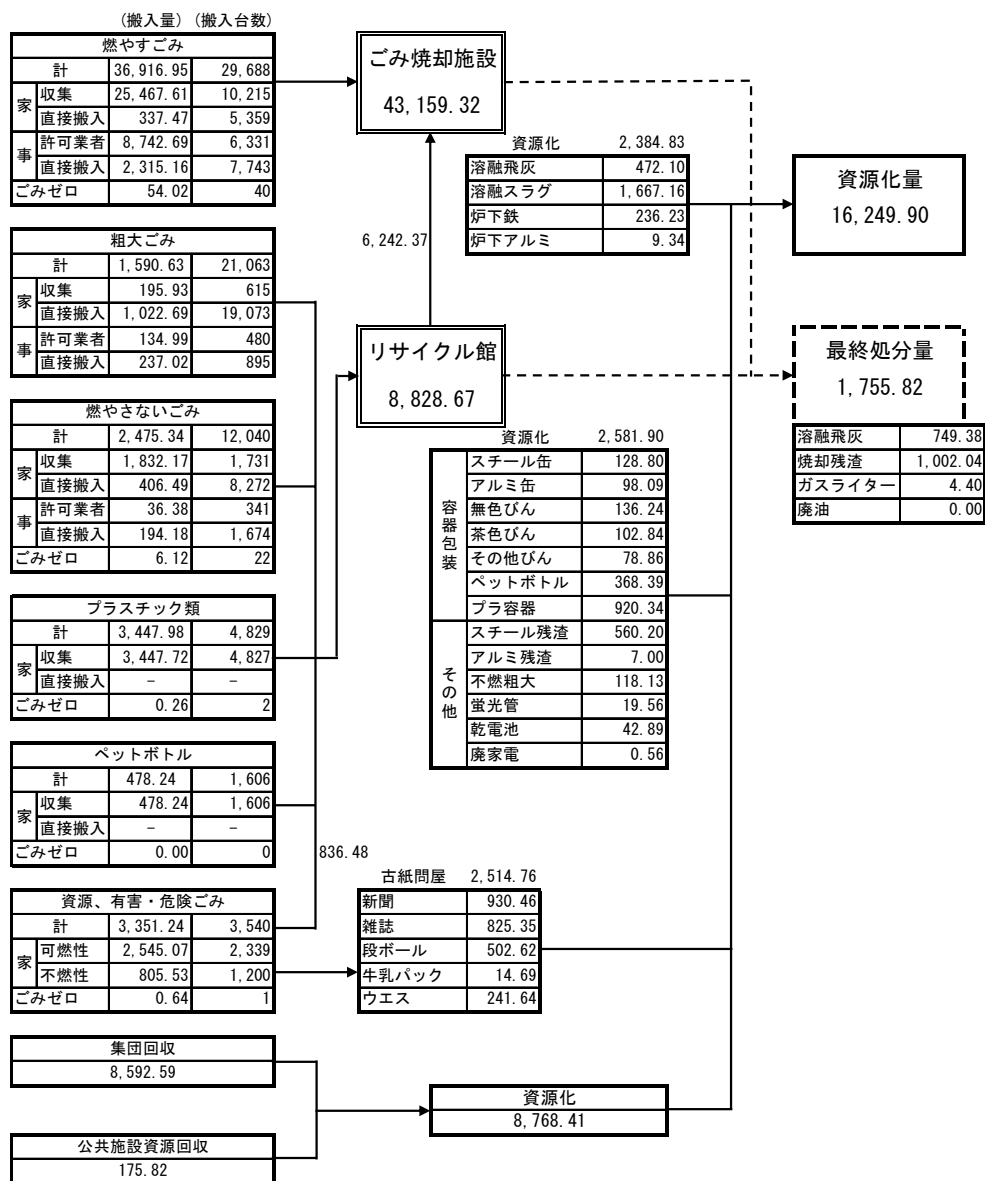
年度	許可件数	埋立個所	面積(m ²)	備考
17	11	11	21,772	
18	5	5	9,012	
19	6	6	10,131	
20	2	2	3,181	

7) 廃棄物とリサイクル

(1) ごみ収集処理状況

収集世帯 62,255 世帯 収集人口 158,608 人(平成 20 年 10 月 1 日現在)
 ごみ集積場数 4,249 箇所
 ごみ発生量 57,028.79
 ごみ処理量 48,260.38

(単位:トン)



- ※ 「家」は家庭系ごみ、「事」は事業系ごみ
- ※ 炉下鉄、炉下アルミ：焼却処理後の鉄及びアルミ
- ※ 容リプラ：容器包装リサイクル法に基づきリサイクルを行うプラスチック製容器包装材
- ※ 不燃粗大：リサイクル館で処理できない金属屑及びプラスチック類等
- ※ スチール残渣：刃物類を含む

図 7-9 ごみ収集及び処理の状況

表 7-37 ごみの回収区分及び収集方法

区分	収集方法
燃やすごみ	委託は、集積所方式 (週 2 回収集)
プラスチック	委託は、集積所方式 (週 1 回収集)
燃やさないごみ	委託は、集積所方式 (月 2 回収集)
ペットボトル	委託は、集積所方式 (月 2 回収集)
粗大ごみ	戸別委託収集は電話申込み その他はクリーンセンターへ持込
資源ごみ、有害・危険ごみ	委託は、集積所方式 (月 2 回収集)

(2) ごみ処理状況

表 7-38 資源物処分状況

(単位:t)(平成 20 年度)

区分	鉄類	紙類	カレット	アルミニウム	プラスチック	その他	合計
数量	925.23	2,514.76	317.94	114.43	1,288.73	181.14	5,342.23

表 7-39 廃棄物の中間処理状況

(平成 20 年度)

区分	処理数量(t)	委託料(円)	処理状況
溶融飛灰運搬処理	472.10	28,007,328	福岡県北九州市で処理・再利用
溶融飛灰運搬処分	749.38	32,182,120	秋田県大館市で処理

表 7-40 廃棄物の最終処分状況

(平成 20 年度)

区分	処理数量(t)	委託料(円)	処理状況
水銀含有廃棄物運搬処分	62.45	6,281,844	北海道北見市で処理・再利用
不燃性粗大ごみ運搬処理	118.13	8,221,500	茨城県ひたちなか市で処理・再利用
ガスライター・廃油運搬処分	4.40	725,340	茨城県北茨城市で処理
炉下不燃残渣運搬処分	1,002.04	27,881,758	群馬県吾妻郡草津町で処理

表 7-41 クリーンセンターの排ガス調査結果

(平成 20 年度)

項目	硫黄酸化物 (ppm)	窒素酸化物 (ppm)	塩化水素 (ppm)	ばいじん (mg/m ³ N)	水銀 (mg/m ³ N)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)
4月	<1	8	<2	<1	0.006	0.00013
5月	<1	5	<2	<1	0.016	0.00084
6月	<1	4	<2	<1	<0.005	0.00042
7月	<1	5	<2	<1	0.015	0.0011
8月	<1	5	<2	<1	0.008	0.00034
9月	<1	5	<2	<1	<0.005	0.00028
10月	<1	5	<2	<1	0.016	0.00014
11月	<1	8	<2	<1	0.006	0.0053
12月	<1	7	<2	<1	0.013	0.0023
1月	<1	5	<2	<1	<0.005	0.00019
2月	<1	6	<2	<1	<0.005	0.00030
3月	<1	10	<2	<1	0.006	0.0012
規制値	-	250	430	80	-	1
保証数値	10	30	10	5	0.03	0.01

(3) リサイクル状況

表 7-42 ごみ減量・資源化啓発:ガレージセール(フリーマーケット)

(平成 20 年度)

実施日	会場	内容	参加者
平成 20 年 11 月 30 日	ほっとプラザ下花 輪多目的広場	フリーマーケットを通して、不用品を欲しい人に譲ることにより、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の中でも重要なごみの発生抑制と再使用の意識付けを図り、循環型社会の構築を目指すもの	出店数 40 店 来場者 約 600 人

表 7-43 ごみ減量・資源化行動計画推進:一般廃棄物処理基本計画数値目標

期間	1人1日当たりのごみ発生量(g)	資源化率(%)	最終処分率(%)
目標(平成 20 年度)	980	33.0	2.0
実績(平成 20 年度)	976	28.5	3.6

表 7-44 リサイクル活動状況

(平成 20 年度)

紙類(kg)	布類(kg)	金属類(kg)	ビン類(kg)	合計(kg)	補助額(円)	団体数(団体)
6,885,570	303,110	557,120	846,785	8,592,585	68,740,680	190

表 7-45 公共施設資源回収状況

(平成 20 年度)

紙類・布類(kg)	金属類(kg)	ビン類(kg)	合計(kg)
162,400	11,980	1,440	175,820

表 7-46 生ごみ肥料化処理器補助状況

(平成 20 年度)

件数(件)	基数(基)	補助額(円)
138	146	2,840,000

表 7-47 リサイクルプラザ(プラザ棟)運営管理事業:講座・教室 (平成 20 年度)

名称	開催回数	参加者数(延べ)
健康ぞうりづくり	12 回	167 名
和服地でベストづくり	6 回	57 名
廃ガラスでブローチづくり	9 回	90 名
不用ハンカチでブローチづくり	1 回	16 名
新聞紙でコサージュづくり	6 回	56 名
不用布でコサージュづくり	1 回	17 名
チラシビーズでストラップづくり	2 回	64 名
ケロククラブ子供リサイクル手芸	9 回	96 名
廃油で石けんづくり	1 回	30 名
トイレトーパー芯で小物たて	1 回	22 名
牛乳パックで紙すきはがきづくり	2 回	50 名
生ゴミ堆肥の作り方講座	1 回	15 名
裂織りランチョンマットづくり	1 回	14 名
包丁研ぎ教室	2 回	40 名
不用糸で指編みマフラー&帽子づくり	1 回	18 名
不用布でリースづくり	2 回	23 名
牛乳パックと和紙の小物作り	3 回	25 名
不用布でティッシュボックスカバーづくり	1 回	6 名
不用布でトート型マイバッグづくり	1 回	5 名
和服地で巾着づくり	1 回	14 名
手ぬぐいマイバッグ	1 回	10 名
ぬいぐるみづくり	1 回	7 名
合計	65 回	842 名

表 7-48 再生品販売

(平成 20 年度)

家具	214 点
自転車	150 点

(4) し尿処理

表 7-49 し尿収集処理状況

(平成 20 年度)

区分		収集件数(件)	収集人口(人)	収集処理量(kℓ)	委託料(円)
し尿	定額制	670	1,546	2,964	88,015,200
	従量制	707	1,803		
合計		1,377	3,349	2,964	

表 7-50 し尿最終処分事業:し尿処理汚泥処理状況

(平成 20 年度)

業務名称	数量(t)	委託料(円)
し尿汚泥運搬業務委託	1,278.29	6,066,754
し尿汚泥運搬処理業務委託	143.94	5,510,923

(5) 動物死体処理

表 7-51 動物死体処理状況(平成 20 年度)

単位:体

区分	持込分	引取分	合計
	体数	体数	体数
一般系(有料)	203	74	277
一般系(無料)	(道路上で死亡した犬、猫等)	548	548
事業系(有料)	0	—	0
合計	203	622	825

(6) ごみ・し尿処理経費

ごみ処理量は、平成 14 年度以降増加の傾向にありましたが、平成 19 年度から減少しています。

一方、市民 1 人あたりのごみ処理経費は、減少の傾向にあります。

表 7-52 ごみ処理経費

区分	単位	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	
ごみ処理量	t	46,202	47,995	48,600	48,328	48,260	
処理経費	千円	2,035,016	1,824,387	1,744,677	1,554,983	1,585,658	
	人件費	千円	323,664	342,677	304,095	310,417	303,560
	処理費	千円	247,997	295,664	315,717	365,588	370,072
	委託費	千円	1,302,481	1,162,726	1,124,865	878,978	911,301
その他	千円	160,874	23,320	0	0	725	
1 トンあたり	円	44,046	38,012	35,899	32,176	32,857	
1 世帯あたり	円	35,181	30,712	28,736	24,964	24,782	
1 人あたり	円	13,349	11,821	11,200	9,858	9,903	

(注)ごみ処理量及び処理経費には、集団回収に伴うものは含まれません。

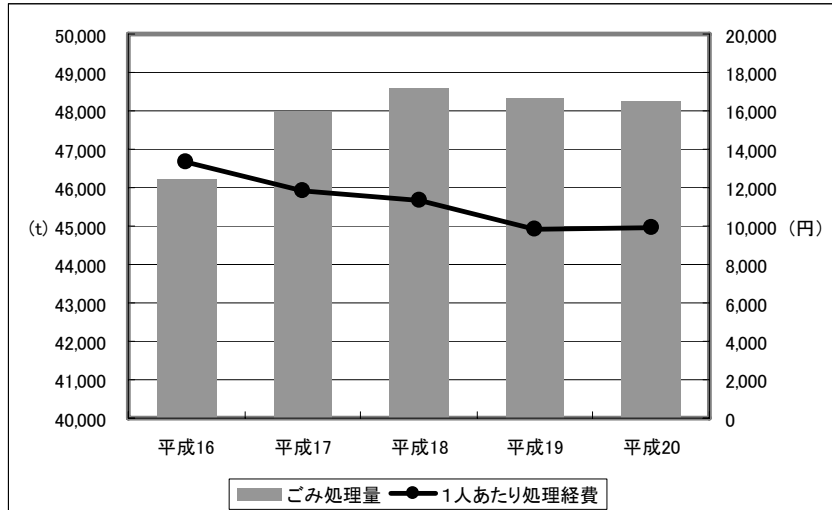


図 7-10 ごみ処理量と1人あたりのごみ処理経費の状況

表 7-53 し尿処理経費

区分	単位	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
し尿処理量	L	21,500.92	21,223.14	20,821.10	20,494.73	19,121.09
処理経費	千円	343,622	296,775	291,266	321,680	293,454
人件費	千円	79,289	80,914	98,963	121,901	126,274
処理費	千円	94,876	73,463	55,889	54,171	48,752
委託費	千円	125,396	126,353	122,359	125,024	118,428
その他	千円	44,061	16,045	14,055	20,584	0

8)市役所の率先的な活動

(1) 天然ガス自動車の導入

自動車の走行に伴う温室効果ガスの排出や窒素酸化物などの大気汚染物質の排出を抑制するため、本市では天然ガス自動車を導入しています。今後は、電気自動車の導入を検討してまいります。



図 7-11 導入した天然ガス自動車

(2) 壁面緑化の導入

壁面緑化を行うことにより、室内温度の上昇を抑制することができ、夏季の空調の使用量等を削減することによって、温室効果ガス排出量の抑制に貢献することができます。

市役所では、水道局庁舎において屋上緑化を、西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所、第3庁舎及びリサイクルプラザ館等において、壁面緑化を導入しています。



図 7-12 壁面緑化の導入状況(西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所)

(3) 普及啓発活動

流山市環境基本計画では、本市が目指す循環型社会のまちづくりのための取組として、5R運動を位置づけ、市民のみなさんへの普及啓発活動を進めています。

また、小冊子「えこらいふ」を発行し、路上喫煙の防止や野外でのごみの焼却の禁止、動物の正しい飼い方、温暖化対策のためのエコアクションなどについて啓発を行いました。

5R運動をすすめています

平成17年7月に策定した環境基本計画では、流山市がめざす循環型社会のまちづくりに5R運動を位置付けました。限りある資源を大切にするためにも、私たちのライフスタイルを見直し、大量消費、大量廃棄型の社会から循環型社会への転換が必要です。そのためにも市の率先行動はもちろんのこと、市民、事業者、潜在者のそれぞれの役割に応じた5R運動の実践にご協力をお願いします。

環境保全課
Tel 7150-6083

流山市をめざす循環型社会
5R運動
しようじきに

- Rule (ルール)** 守りを守る
- Reduce (リデュース)** 減くしようせ
- Recycle (リサイクル)** 正んかんさせる
- Reuse (リユース)** ようだてる
- Refuse (リフュース)** 立げつけない

5R運動についてのご提言を受け付けています。
Eメール kankyouhozen@city.nagareya.chiba.jp

図 7-13 5R運動普及啓発チラシ



みんなで地球と流山市をまもろう!

まずは、自分宅チェックだ!
みんなの家がどのくらいCO₂を出しているのわかっていようか? 下の表をかって、計算してみよう。1ヶ月でも1年でもいいよ。計算には、電力会社などからきた説明書を使おう!

項目	計測値	換算	CO ₂ 排出量	CO ₂ 削減
電 気	kWh ×	0.38	kg	kg
都市ガス	m ³ ×	1.86	kg	kg
プロパンガス	m ³ ×	6.00	kg	kg
灯 油	リットル ×	2.49	kg	kg
ガソリン	リットル ×	2.32	kg	kg
軽 油	リットル ×	2.62	kg	kg
軽油ずみ	kg ×	0.42	kg	kg
水 量	m ³ ×	0.15	kg	kg

みんなの家から出ているCO₂は…
※1年間の排出量は、10月～9月の間で計算する。

CO₂の量が1ヶ月で400kgより多い(1年で500kgより多い) ←

削減目標は、削減率10%以上を目指す。
削減率10%以上を目指すには、削減率10%以上の削減が必要。
削減率10%以上を目指すには、削減率10%以上の削減が必要。

図 7-14 小冊子「ながれやまエコ・チェックノート(小学生・親子向け)」

(4) 庁舎等からの温室効果ガス

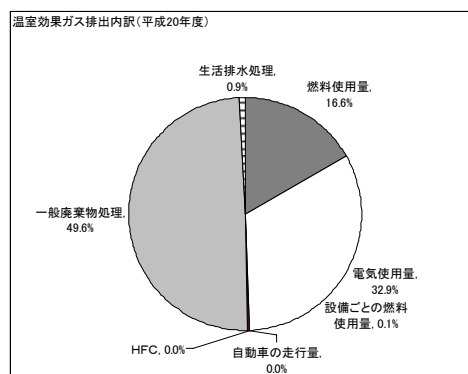
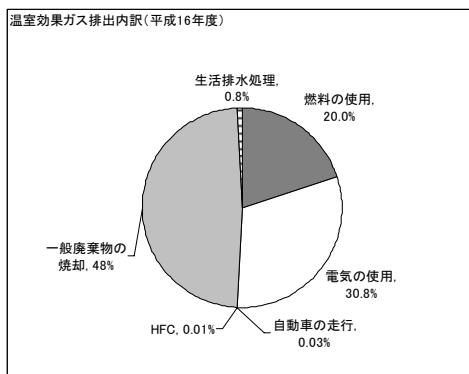


図 7-15 温室効果ガス排出量の構成比(平成16・20年度)

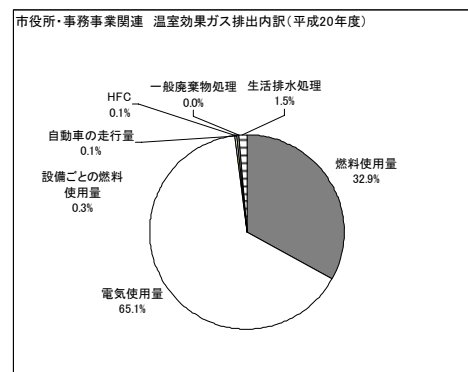
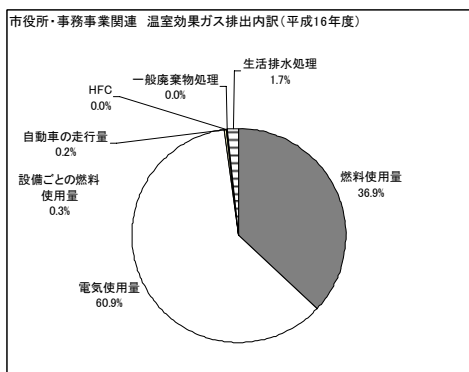


図 7-16 市役所事務・事業関連温室効果ガス排出量の構成比(平成16・20年度)

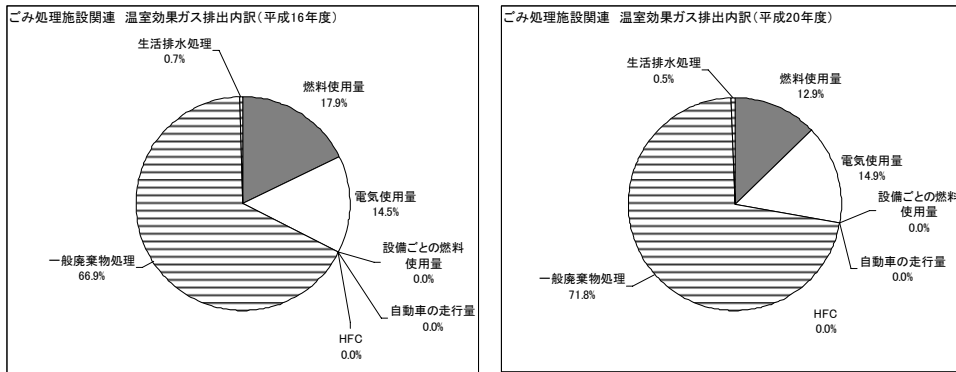


図 7-17 ごみ処理施設関連温室効果ガス排出量の構成比(平成 16・20 年度)

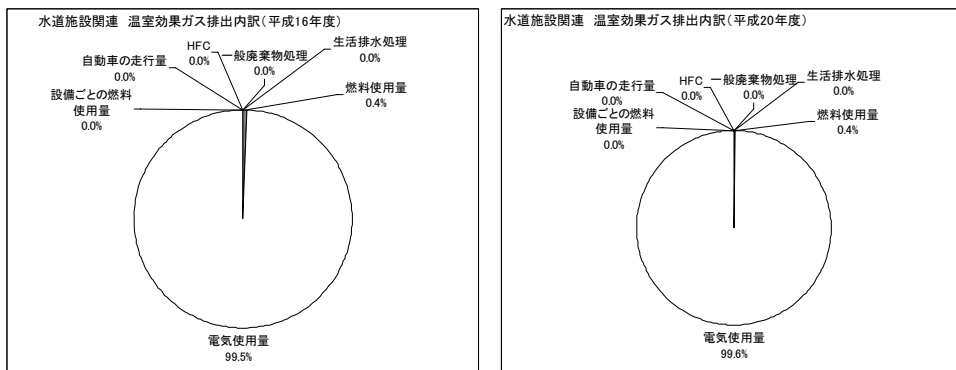


図 7-18 水道施設関連温室効果ガス排出量の構成比(平成 16・20 年度)

(5) 事業者における環境配慮チェックシートの提出

事業者における環境への取組を促進させるため、流山市開発指導要綱第 8 条に関連付け、大規模な事業については事前に市に取組内容を届出る、事業者における環境配慮チェックシートの運用を 18 年 6 月から開始しました。

これは、環境基本計画を踏まえた環境に配慮した事業活動を実践していただくもので、20 年度における事業者からの提出件数は次のとおりです。

表 7-54 事業者における環境配慮チェックシート提出件数(平成 20 年度)

種別	件数
農業系	—
住宅系	17
製造系	—
運輸系	—
小売・卸売・飲食・サービス系	3
共通(上記以外のもの)	3
合計	23

(6) アクションプログラムの取組状況

アクションプログラムに定めた取組の実施状況を四半期ごとに確認しています。この表は年間の実施状況の割合（％）を示しています。

表 7-55 市役所アクションプログラムに定めた取組の平成 20 年度の実施状況

単位：（％）

	企画財政部	総務部	市民生活部	健康福祉部	子ども家庭部	産業振興部	環境部	都市計画部	都市整備部	土木部	会計課	水道局	議会事務局	選挙管理委員会事務局	監査委員事務局	農業委員会事務局	学校教育部	生涯学習部	消防本部	市役所平均
オフィスでの取組																				
◇ 昼休み中、業務を行っていない箇所の消灯	92	100	94	99	99	100	100	100	98	100	100	100	100	100	100	100	94	98	100	99
◇ 残業時、業務を行っていない箇所の消灯	92	97	85	99	100	100	99	100	99	100	-	100	100	100	100	100	100	100	100	98
◇ 適温励行(冷房 28℃、暖房 20℃)	100	95	100	93	99	-	78	-	100	100	-	100	100	100	-	100	55	78	98	93
◇ OA 機器等不必要時のスイッチオフ	79	79	78	93	93	100	85	68	84	95	100	97	100	100	100	100	96	83	97	91
◇ ノー残業デーの推進	52	91	83	79	84	95	91	57	86	80	100	77	91	100	100	100	63	90	71	84
◇ 階段の利用(上り 3 階、下り 4 階)	80	97	85	96	98	100	93	100	97	100	100	100	100	100	100	51	97	88	100	94
◇ 両面コピーの徹底	96	93	72	94	89	100	87	67	97	81	100	100	100	100	100	100	86	90	98	92
◇ 作成部数の適正化	94	97	84	94	94	100	88	79	91	82	100	100	100	100	100	100	93	99	99	94
◇ 水を出しっぱなしにしない	100	97	92	99	100	100	96	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	93	99
◇ 使用頻度の低い照明は、使用時のみ点灯する	100	60	100	91	100	-	99	100	100	90	100	100	100	100	100	100	99	100	100	97
◇ 離席時にノートパソコンのふたを閉じる	65	65	74	75	82	100	88	52	85	84	100	100	100	100	100	100	87	44	86	84
◇ クールビズ、ウォームビズの実施	100	96	87	96	98	100	95	100	100	100	100	100	100	100	100	100	95	100	100	98
◇ 使用していない部屋の空調を停止	100	100	84	99	100	-	98	-	100	100	-	100	100	100	100	100	100	81	100	98
◇ 会議などの配布資料を減らす工夫をする	76	95	90	99	94	94	94	84	100	85	-	97	100	100	100	100	98	100	100	95
移動(通勤時を含む)・出張時での取組																				
◇ アイドリングストップの実施	88	72	24	97	94	100	56	68	69	98	100	100	100	15	100	100	88	74	100	81
◇ 通勤時のマイカー利用を控えます	58	41	41	62	18	53	26	10	70	41	100	86	50	13	17	15	71	33	37	44
◇ 公共交通機関の利用や相乗りを励行する	46	53	58	67	53	58	39	46	96	41	100	100	25	49	100	8	71	34	37	57
廃棄物発生時での取組																				
◇ 資源回収ボックスによる分別収集推進	87	98	99	93	93	100	100	84	99	100	100	100	100	100	100	100	98	100	100	97
◇ 不要文書のリサイクル徹底	85	89	84	95	95	100	98	88	99	90	100	100	100	100	100	100	98	100	100	96
◇ マイ箸の推進	45	64	63	84	91	100	71	23	58	57	87	26	100	37	52	100	84	71	99	69

9)環境関連条例

(1) 流山市環境基本条例

平成 13 年 7 月 2 日条例第 22 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等（第 8 条—第 16 条）

第 3 章 市民参加の推進（第 17 条—第 19 条）

第 4 章 地球環境保全の推進（第 20 条）

第 5 章 環境の保全及び創造の推進体制等（第 21 条—第 23 条）

附則

流山は、首都圏内に位置し、緑豊かな自然に恵まれ、先人たちの英知を受け継ぎながら、清潔な環境の備わった都市へと着実に発展を遂げてきた。

これまでの発展により、物質的な豊かさは得たものの、一部の自然は減少し、反対に廃棄物は増加しつつあるなどの環境問題が生じてきている。

今日の環境問題は、地球規模へと拡大し、かけがえのない人類の生存基盤をも脅かそうとするまでになっている。

恵みある良好な環境を享受することは、健康で文化的な生活を営む上で基本的な権利であり、人と自然が共生できるようなおいのある環境を次世代へ継承していくことは、平和な繁栄を続けるための義務である。

今こそ、市、市民及び事業者は、それぞれ協力関係のもとに、国際的視野を持って、環境の保全及び創造のため積極的な行動に努め、その実現はそれぞれの共通の課題であることを再確認し、認識を新たに環境への負荷の低減に努め、持続的発展の可能な循環型社会への移行を図っていくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造のための基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造に向けた基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境を将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- (2) 社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動が、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊

かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

(3) 環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、歴史等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

(4) 地球環境保全は、人類の共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの活動の場において積極的に推進するようしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり環境の保全上の支障を防止するため、その日常において環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、環境への負荷の低減に努めるとともに自然環境を適正に保全するため、自ら必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように情報の提供その他必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(施策等の公表)

第7条 市長は、毎年度、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、流山市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ流山市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全及び創造に十分に配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

(1) 公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措

置を講じるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第 11 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民又は事業者と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(誘導的措置等)

第 12 条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷を低減するための施設整備その他の適切な措置を執るよう誘導することができる。

2 市は前項の規定により、適切な措置を執るよう誘導した場合において、環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業の推進)

第 13 条 市は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業の推進に努めるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第 14 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第 15 条 市は、環境の保全に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 16 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第3章 市民参加の推進

(市民の意見の反映)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映させるため、施策のあり方等についての提言を受け取るための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する学習の推進)

第 18 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深められるよう、学習の機会、教材としての資料の提供等必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第 19 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第 20 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第5章 環境の保全及び創造の推進体制等

(市民及び事業者の協力)

第 21 条 市は、市民及び事業者との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

(他の地方公共団体との協力)

第 22 条 市は、広域的な取組みが必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

(施策の調全体制の整備等)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市、市民及び事業者がそれぞれ自主的に活動できるよう総合的に調整する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 流山市公害防止条例

昭和47年6月20日条例第21号

最終改正：平成13年7月2日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 公害防止に関する責務（第3条—第5条）
- 第3章 公害の防止に関する基本的施策（第6条—第8条）
- 第4章 ばい煙等の排出等の規制
 - 第1節 規制基準等（第9条—第14条）
 - 第2節 特定施設及び特定作業の規制（第15条—第24条）
 - 第3節 特定建設作業の規制（第25条・第26条）
 - 第4節 拡声機使用等の規制（第27条—第30条）
- 第5章 雑則（第31条—第34条）
- 第6章 罰則（第35条—第38条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公害の防止のために必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 事業活動その他の人の活動によって生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (2) ばい煙 次に掲げる物質をいう。
 - ア 燃料その他の物の燃焼によって発生するいおう酸化物
 - イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
 - ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、ふっ化水素、鉛、窒素酸化物、硫化水素その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（アに掲げるものを除く。）であって規則で定めるもの
- (3) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- (4) ばい煙等 ばい煙、粉じん、汚水、廃液、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下及び悪臭をいう。
- (5) 特定施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される機械及び施設のうち、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる機械又は施設であって規則で定めるものをいう。
- (6) 特定作業 ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。

- (7) 特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生させる作業であって規則で定めるものをいう。
- (8) 規制基準 特定施設、特定作業及び特定建設作業から発生し、及び排出され、又は飛散するばい煙等の量、濃度又は程度（以下「ばい煙等の量等」という。）の許容限度（地下水位の著しい低下及び地盤の沈下にあつては、これらを発生させる方法の許容限度）をいう。

第2章 公害防止に関する責務

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、規制基準に違反しないことを理由として、公害の防止のための努力を怠ってはならない。

（市の責務）

第4条 市は公害の防止に関し、千葉県と密接な連携のもとに積極的な施策を講じ、もって市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、公害を発生させることのないように努めるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するよう努めなければならない。

第3章 公害の防止に関する基本的施策

（地域開発等における公害防止の配慮）

第6条 市長は、土地利用計画等地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について配慮しなければならない。

（他の地方公共団体との協力）

第7条 市長は、他の地方公共団体に協力を求め、公害の発生原因、発生状況等についての監視、調査及び研究等を共同して行うよう努めるとともに、他の地方公共団体からの協力の求めに応じなければならない。

2 市長は、公害を防止するうえにおいて、千葉県の措置が必要であると認めるときは、千葉県知事に対し必要な措置をとるべきことを要請するものとする。

（知識の普及等）

第8条 市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるように努めなければならない。

第4章 ばい煙等の排出等の規制

第1節 規制基準等

（規制基準の制定）

第9条 市長は、公害を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は前項の規定により規制基準を定めようとするときは、流山市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

また、これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

（規制基準の遵守義務）

第10条 ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者は、規制基準を遵守しなければならない。

（規制基準の定めがない公害の措置）

第11条 市長は、第9条の規定による規制基準の定めがないばい煙等により、現に公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該公害に係るばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、公害を防止するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（ばい煙等の量等の測定）

第12条 特定施設を設置している者のうち規則で定めるものは、規則で定めるところにより当該特定施設に係るばい煙等の量等を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

（事故時における措置）

第 13 条 特定施設を設置している者は、当該特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、当該事故に係る特定施設から発生し、及び排出され、又は飛散するばい煙等の量等が規制基準に適合しないものとなったとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、その旨を市長に届け出て、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故について復旧工事を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(異常気象等の発生時における措置)

第 14 条 市長は、濃霧の発生、異常湧水の継続等特別の事情の発生により、ばい煙等の発生及び排出又は飛散が住民の健康を害し、又は生活環境を著しく損なうおそれがあると認めるときは、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、必要な措置をとるべきことを求めなければならない。

第 2 節 特定施設及び特定作業の規制

(特定施設の設置の届出)

第 15 条 特定施設を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 特定施設の設置に係る工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及びその種類ごとの数
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) ばい煙等の防止又は処理の方法（以下「ばい煙等の防止方法」という。）
- (7) その他規則で定める事項

2 前項に規定する届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

第 16 条 特定作業を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間
- (3) 特定作業の目的に係る施設
- (4) ばい煙等の防止方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項に規定する届出書には、当該特定作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第 17 条 一の施設が特定施設となった際現に工場等にその特定施設を設置している者（その設置の工事をしている者を含む。）又は一の作業が特定作業となった際現にその作業を行っている者（その作業の目的に係る施設の設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から 30 日以内に、それぞれ第 15 条第 1 項各号又は前条第 1 項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

2 第 15 条第 2 項の規定は前項に規定する特定施設に係る届出書について、前条第 2 項の規定は前項に規定する特定作業に係る届出書について準用する。

(構造等の変更等の届出)

第 18 条 第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 15 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで又は第 16 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が当該特定施設又は当該特定作業に係るばい煙等の量等の増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 15 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 16 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設若しくは特定作業（以下「特定施設等」という。）を廃止したときは、その変更又は廃止の日から 30 日以内に

その旨を市長に届け出なければならない。

- 3 第15条第2項の規定は第1項の規定による特定施設に係る変更の届出について、第16条第2項の規定は第1項の規定による特定作業に係る変更の届出について準用する。

(計画変更命令等)

第19条 市長は、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項の規定による届出(騒音又は振動に係る届出を除く。以下この項において同じ。)があった場合において、その届出に係る特定施設等に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設等の構造若しくは使用の方法又はばい煙等の防止方法(以下「特定施設等の使用の方法等」という。)に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

- 2 市長は、騒音又は振動に係る第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設等に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することができる。

- 3 前2項の規定による命令又は勧告を受けた者は、当該命令又は勧告に従い、当該措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(実施の制限)

第20条 第15条第1項、第16条第1項又は第18条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日(騒音又は振動に係る届出にあっては、30日)を経過した後でなければ、それぞれの届出に係る特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は特定施設等の使用の方法等を変更してはならない。

- 2 市長は、第15条第1項、第16条第1項又は第18条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(承継)

第21条 第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設(以下「特定施設等」という。)を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設等に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る工場等を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該工場等を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(改善命令等)

第22条 市長は、特定施設等(騒音又は振動に係るものを除く。)に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、期限を定めて当該特定施設等の使用の方法等の改善を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、審議会の意見を聴いて当該特定施設の使用の一時停止又は当該特定作業の一時停止を命ずることができる。

- 3 市長は、特定施設等に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定施設を設置している者又は当該特定作業を行う者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善、特定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は特定作業の作業時間の変更を勧告することができる。

- 4 市長は、第19条第2項又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置し、又は特定作業を行っているときは、同条第2項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善、特定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は特定作業の作業時間の変更を命ずることができる。

- 5 第1項の規定は、第13条第1項の規定による届出をした者については、その届出に係る事故についての復旧工事に必要と認められる期間内は適用しない。

6 第1項から第4項までの規定は、第17条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設等については、同項に規定する特定施設等となった日から1年間は適用しない。ただし、その者が第18条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から60日（騒音又は振動に係る届出にあっては、30日）を経過したときは、この限りでない。

第23条 削除

（改善措置の届出）

第24条 第22条第1項、第3項又は第4項の規定による命令又は勧告を受けた者は、当該命令又は勧告に従い、当該措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に届け出て確認を受けなければならない。

第3節 特定建設作業の規制

（特定建設作業の実施の届出）

第25条 病院、学校等の施設の周辺の区域その他特に騒音又は振動の防止を図る必要がある区域であって、規則で定める区域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに（災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに）、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 建設工事に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の場所及び実施の期間
- (4) 騒音又は振動の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項に規定する届出書には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

（改善勧告及び改善命令）

第26条 市長は、前条第1項の規則で定める区域内において行われる特定建設作業に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該建設工事を施行する者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、同項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

第4節 拡声機使用等の規制

（拡声機の使用の制限）

第27条 何人も、拡声機を使用する場合であって、次の各号の一に該当するときは、拡声機の使用方法、使用の時間等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域であって規則で定める区域において、商業宣伝を目的として拡声機を使用するとき。
 - (2) 前号に規定するもののほか、屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用するとき。
- 2 前項第2号の規定は、次の各号の一に該当する場合には、適用しない。
- (1) 法令により認められた目的のために使用するとき。
 - (2) 広報その他の公共の目的のために使用するとき。
 - (3) 官公署、学校、工場等において時報等のために使用するとき。
 - (4) 祭礼、盆踊り、運動会その他の社会生活において相当と認められる一時的行事のために使用するとき。

（深夜騒音に係る営業時間の制限命令等）

第28条 市長は、飲食店営業その他の規則で定める営業に係る深夜（午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。）における騒音（音響機器音、楽器音、その他客の出入に伴う騒音を含む。以下この項において同じ。）が規制基準に適合しないことにより、当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて当該営業時間の制限又は騒音の防止の方法の改善を命ずることができる。

2 第24条の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(屋外燃焼行為の禁止)

第 29 条 何人も、ゴム、いおう、ピッチ、皮革、合成樹脂その他の燃焼の際著しくばい煙又は悪臭を発生するおそれのある物質を屋外において多量に燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用その他のばい煙又は悪臭の発生を最少限にする方法により燃焼させるときは、この限りでない。

(警告及び命令)

第 30 条 市長は、第 27 条の規定に違反して拡声機が使用され、又は前条の規定に違反して屋外における燃焼行為が行われていることにより、その周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、施設の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第 5 章 雑則

(報告の徴収)

第 31 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、ばい煙等の発生及び排出若しくは飛散の状況又はばい煙等の量等その他必要な事項に関し報告させることができる。

(立入検査)

第 32 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる工場等に立ち入り、帳簿書類又はばい煙等を発生し、及び排出し、若しくは飛散させる施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(苦情の相談)

第 33 条 市に公害苦情相談員を置き、公害に関する苦情について市民の相談に応ずるものとする。

(規則への委任)

第 34 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

(罰則)

第 35 条 第 19 条第 1 項又は第 22 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

第 36 条 第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第 26 条第 2 項、第 28 条第 1 項、若しくは第 30 条の規定による命令に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

第 37 条 次の各号の一に該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 12 条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
- (2) 第 13 条第 1 項、第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第 20 条第 1 項の規定に違反した者
- (4) 第 31 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第 32 条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から 6 月以内において規則で定める日から施行する。(昭和 47 年 8 月規則第 22 号で、同 47 年 10 月 1 日から施行)

(経過措置)

- 2 千葉県公害防止条例（昭和 45 年千葉県条例第 4 号。以下「県条例」という。）の規定に基づいてなされた届出、勧告、命令、調査その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。この条例の施行の際現になされている届出、勧告、命令、調査その他の行為も同様とする。
- 3 この条例の施行の際現に県条例第 2 条第 6 号の特定建設作業が行われているときは、当該特定建設作業が終了するまでの間、県条例第 29 条の規定を適用する。
- 4 この条例の施行の際現に県条例第 25 条第 6 項の規定により同条第 1 項から第 4 項までの規定を適用しないこととされている特定施設等については、この条例の第 22 条第 1 項から第 4 項までの規定は、この条例の施行の日からその適用しないこととされている期間の末日までの期間又はこの条例の施行の日から 6 月間（当該特定施設等が規則で定めるものである場合にあっては、1 年間）のいずれか短い期間は、適用しない。

附 則（昭和 53 年 10 月 2 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 7 号、第 19 条第 1 項及び第 2 項、第 20 条第 1 項、第 22 条第 1 項及び第 3 項及び第 4 項及び第 6 項、第 25 条第 1 項並びに第 26 条第 1 項及び第 2 項の規定（「騒音」の次に「又は振動」を加える部分をいう。）は、公布の日から 6 月以内において規則で定める日から施行する。（昭和 54 年 3 月規則第 1 号で、同 54 年 4 月 1 日から施行）

附 則（平成 6 年 12 月 21 日条例第 18 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 10 月 1 日条例第 23 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 7 月 2 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成 6 年 3 月 30 日条例第 12 号

最終改正：平成 21 年 12 月 28 日

（趣旨）

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）その他別に定めのあるもののほか、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進及び廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 資源物 紙類、布類、金属類、ビン類その他規則で定めるものをいう。
- (6) 集団回収 市内の自治会、子供会その他の公共的団体（規則の定めるところにより市長の登録を受けたものに限る。）による資源物の回収（規則の定めるところにより市長に届け出た回収場所における回収に限る。）をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、再利用等による家庭廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

3 市は、第 1 項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努

めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により、その減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別及び集団回収への参加等により再利用を図るとともに、その生じた家庭廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、家庭廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)を定めるものとする。

2 処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な毎年度の事業について定める実施計画とする。

3 市長は、前項の実施計画を定めたとき又は変更したときは、その旨を告示するものとする。

(廃棄物対策審議会)

第7条 一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する事項について審議を行い、市長に答申し、又は建議するため、流山市廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 住民を代表する者

(3) 関係団体を代表する者

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

6 特別委員の任期は、市長が委嘱した日から当該特別の事項に関する審議が終了したときまでとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第8条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

(市が行う廃棄物の減量)

第9条 市は、廃棄物の処理施設において資源の回収を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(資源回収業者等への協力要請及び支援)

第10条 市は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする者に必要な協力を要請するとともに、その者を支援するよう努めるものとする。

(事業者が行う廃棄物の減量)

第11条 事業者は、再利用の可能な物の選定をするほか、再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確保等廃棄物の排出の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(適正包装等)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包

装、容器等の適正化を図り、廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。
(市民が行う廃棄物の減量)

第 13 条 市民は、再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(家庭廃棄物の処理)

第 14 条 市は、処理計画に従い、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(土地等の占有者の義務)

第 15 条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者又は居住者とする。以下同じ。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができるものについては、自ら処分するように努めなければならない。

2 占有者は、自ら処分できない家庭廃棄物については、処理計画に従い当該家庭廃棄物を適正に分別し、家庭廃棄物を集積する所定の場所(以下「集積場所」という。)に排出すること等により、市の行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

3 占有者は、集積場所において家庭廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭を発生することのないようその清潔の保持に努めなければならない。

(排出規制)

第 16 条 占有者は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発生する物

(5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物

(6) 前各号に掲げる物のほか、市が行う家庭廃棄物の収集、運搬及び処分を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(改善勧告)

第 17 条 市長は、占有者が前条第 1 項の規定に違反していると認めるときは、当該占有者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずよう勧告することができる。

(資源物の持去りの禁止)

第 18 条 市長及び規則の定めるところにより市長の登録を受けているもの以外は、次に掲げる場所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(1) 集積場所

(2) 集団回収の回収場所

(持去りの禁止命令等)

第 19 条 市長は、前条の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

2 前条の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬した者を発見した者は、市長に通報しなければならない。

(違反行為をした者に対する立入調査)

第 20 条 市長は、前条第 1 項の規程による命令に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し期限を定めて報告を求め、又はその職員を当該者の建物に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった時は関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 21 条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上市章が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物

の収集、運搬若しくは処分を業として行うことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(運搬等の指示を行う事業系一般廃棄物)

第 22 条 法第 6 条の 2 第 5 項の規定により運搬すべき場所及びその運搬の方法を指示することができる多量の事業系一般廃棄物は、1 日の平均排出量が 10 キログラム以上のものとする。

(多量排出事業者の義務)

第 23 条 前条に規定する多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者のうち規則で定めるもの(以下「多量排出事業者」という。)は、市長の指示に従い、再利用を促進すること等により、その事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 多量排出事業者は、規則で定めるところにより、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

(改善勧告)

第 24 条 市長は、多量排出事業者が前条第 1 項又は第 2 項のいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずよう勧告することができる。

(公表)

第 25 条 市長は、前条に規定する勧告を受けた多量排出事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき多量排出事業者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第 26 条 市長は、多量排出事業者が前条第 1 項の規定による公表をされた後において、なお、第 24 条に規定する勧告に係る措置を講じなかったときは、当該多量排出事業者が排出する事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物処理手数料)

第 27 条 市が一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分した場合に徴収する手数料の額は、別表第 1 に定めるところにより算出した額(10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前項に規定する手数料を減免することができる。

(産業廃棄物の処理)

第 28 条 法第 11 条第 2 項の規定により市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない量のものとする。

2 市長は、前項に規定する産業廃棄物を指定するものとし、当該指定をしたときはその旨を告示するものとする。

3 前項の場合において、事業者は、第 1 項に規定する産業廃棄物の処理を市に依頼しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(産業廃棄物処理費用)

第 29 条 前条の規定により市が産業廃棄物を処理した場合に徴収する費用は、別表第 2 に定めるところにより算出した額(10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可)

第 30 条 法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項に規定する一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)を行おうとする者又は浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項に規定する浄化槽清掃業を行おうとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者は、その事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定める申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(許可証の交付)

第 31 条 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による申請があった場合において、当該申請が法令に定める基準に適合すると認めるときは、当該申請に係る者に対し、許可証を交付の上、許可するものとする。

2 前項の許可証の交付を受けた者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可申請等手数料)

第 32 条 第 30 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者若しくは同条第 2 項の規定により変更の許可を受けよう

とする者又は前条第2項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次の各号に定める手数料を納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (3) 浄化槽清掃業の許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (4) 一般廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (5) 一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (6) 許可証の再交付申請手数料 1件につき 5,000円

(地域の清潔の保持)

第33条 占有者は、土地又は建物及びその周辺の清潔を保ち、相互に協力して良好な地域環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔の保持等)

第34条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所において、自ら生じさせた廃棄物を持ち帰り、又は所定の場所に収容することにより、その清潔の保持に努めなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所にみだりに廃棄物が捨てられないよう必要な管理に努めなければならない。

3 前項の場合において、当該公共の場所の管理者は、廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるよう努めなければならない。

(空き地の管理)

第35条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないよう必要な管理に努めなければならない。

(飲料容器等の散乱防止)

第36条 容器入り飲料等の製造、加工、販売等を行う事業者は、飲料容器等の散乱を防止するため、市民がその容器を不要とし、又はその返却をしようとする場合には、回収に応ずるよう努めなければならない。

2 容器入り飲料等の自動販売機の所有者又は管理者は、その飲料容器等を分別し、回収するための専用容器を設置するよう努めなければならない。

(投棄の禁止)

第37条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

2 市は、前項に違反する行為を未然に防止するため、市民及び事業者に対し、意識の啓発を図ること等必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第38条 第19条第1項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第39条 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の流山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってした処分、手続きその他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定によってしたものとみなす。

附 則 (平成9年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成9年4月分の一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物の処理費用から適用し、同年3月分までの一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物の処理費用については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月28日条例第12号)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成9年12月24日条例第27号)

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第14号)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成15年12月26日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成16年4月分の一般廃棄物処理手数料から適用し、同年3月分までの一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月26日条例第6号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月26日条例第48号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月28日条例第30号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第27条関係）

一般廃棄物処理手数料

種類	区分		手数料	
し尿	定額制	世帯人員1人につき	月額	315.00円
	従量制 (飲食店、旅館、工場、事業所、遊戯場、 駅、学校その他人員の一定しない建築物 及び簡易水洗便所を設置している建築物 等)	36リットルにつき		315.00円
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥を第30条第1項の規定により 浄化槽清掃業の許可を受けた者が市長 の指定する場所へ搬入するとき		1,800リットルにつき	420.00円
汚泥	1立方メートルにつき			7,350.00円
動物の死体	自ら市長の指定する 場所へ搬入するとき	事業者	1体につき	3,150.00円
		事業者以外の者	1体につき	1,050.00円
	市が収集し、運搬し、及び処分するとき	1体につき		3,150.00円
家庭廃棄物	自ら市長の指定する場所へ搬入するとき		10キログラムまでごと	157.5円
	粗大ごみを市が収集し、運搬し、及び処分 するとき		1点につき	1,050.00円
その他の一般廃棄物	事業系一般廃棄物を自ら市長の指定する 場所へ搬入するとき		10キログラムまでごと	157.5円
	事業系一般廃棄物を第30条第1項の規 定により一般廃棄物収集運搬業の許可を を受けた者が市長の指定する場所へ搬入す るとき		10キログラムまでごと	157.5円

備考 1 し尿定額制の収集回数は、世帯人員1人から4人までを月1回、5人から8人までを月2回、9人以上を月3回とし、これらの回数を超える部分については、従量制とする。

2 この表において「粗大ごみ」とは、処理計画に定められている粗大ごみをいう。

3 重量に5キログラム未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた後の重量により手数料を算定する。

別表第2（第29条関係）

(省 略)

8 流山市の概要

1) 市の情報

千葉県北西部に位置する流山市は、東京都心から 30km 圏内にある首都近郊の住宅都市として昭和 42 年に市制施行となり、人口 16 万人を超える中堅都市として発展を続けています。

かつては、市内を流れる江戸川や利根運河を使った舟運、醸造業で栄えた本市は、廃藩置県直後の明治初期には千葉県の前身である葛飾、印旛県庁の所在地でもありました。その後、水運から鉄道へと時代の変革とともに、繁栄から遠ざかりましたが、昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴う東京圏の外延化を背景に、鉄道沿線の宅地開発により急速に発展し、現在では JR 常磐線、東武野田線、JR 武蔵野線、流鉄流山線の鉄道沿線に市街地が形成されています。

さらに、平成 17 年 8 月に開業したつくばエクスプレスの沿線整備により、流山おおたかの森駅周辺には大型商業施設や高層マンションが建設されており、新しい市街地の形成が見込まれ、さらなる発展が期待されています。

表 8-1 市の概要

面積	35.28km ²	
市制施行	昭和 42 年	
市の木	つげ	
市の花	つつじ	
姉妹都市	福島県相馬市 長野県信濃町	

2) 市役所の情報

流山市の市役所は、市域の中央部やや西よりにあります。

市長などの特別職を含めた職員数は、999 人となっています。

◆ 市役所の概要	(平成 20 年度末現在)
位 置	千葉県流山市平和台 1 丁目 1-1
職 員 数	999 人
施設延べ床面積	284,268.81m ²
車の保有台数	224 台

3) 人口と世帯

表 8-2 本市の人口と世帯数

単位：人

年度	住民基本台帳	世帯数(世帯)	世帯人員	外国人登録	人口
	①	②	①/②	④	①+④
平成 9	146,959	51,502	2.85	1,009	147,968
平成 10	148,262	52,579	2.82	1,063	149,325
平成 11	149,287	53,724	2.78	1,099	150,386
平成 12	149,480	54,452	2.75	1,238	150,718
平成 13	150,414	55,599	2.71	1,395	151,809
平成 14	150,703	56,402	2.67	1,477	152,180
平成 15	150,706	57,090	2.64	1,589	152,295
平成 16	150,910	57,844	2.61	1,539	152,449
平成 17	152,791	59,403	2.57	1,544	154,335
平成 18	154,196	60,714	2.54	1,583	155,779
平成 19	156,073	62,288	2.51	1,658	157,731
平成 20	158,426	63,985	2.48	1,693	160,119

各年度末人口

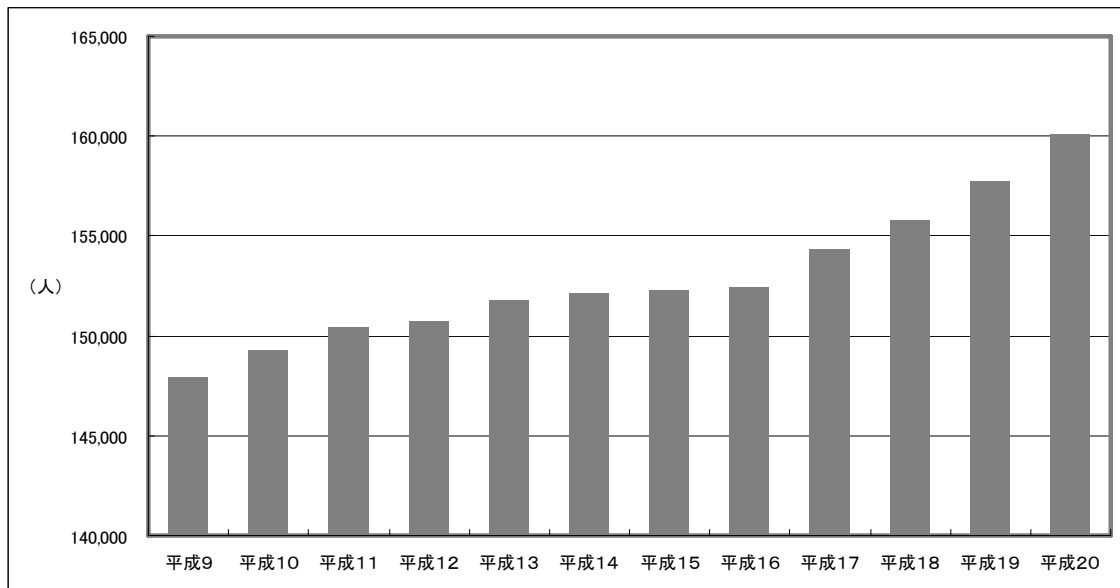


図 8-1 本市の人口の推移

4) 環境に係る組織と体制

平成 20 年度組織図

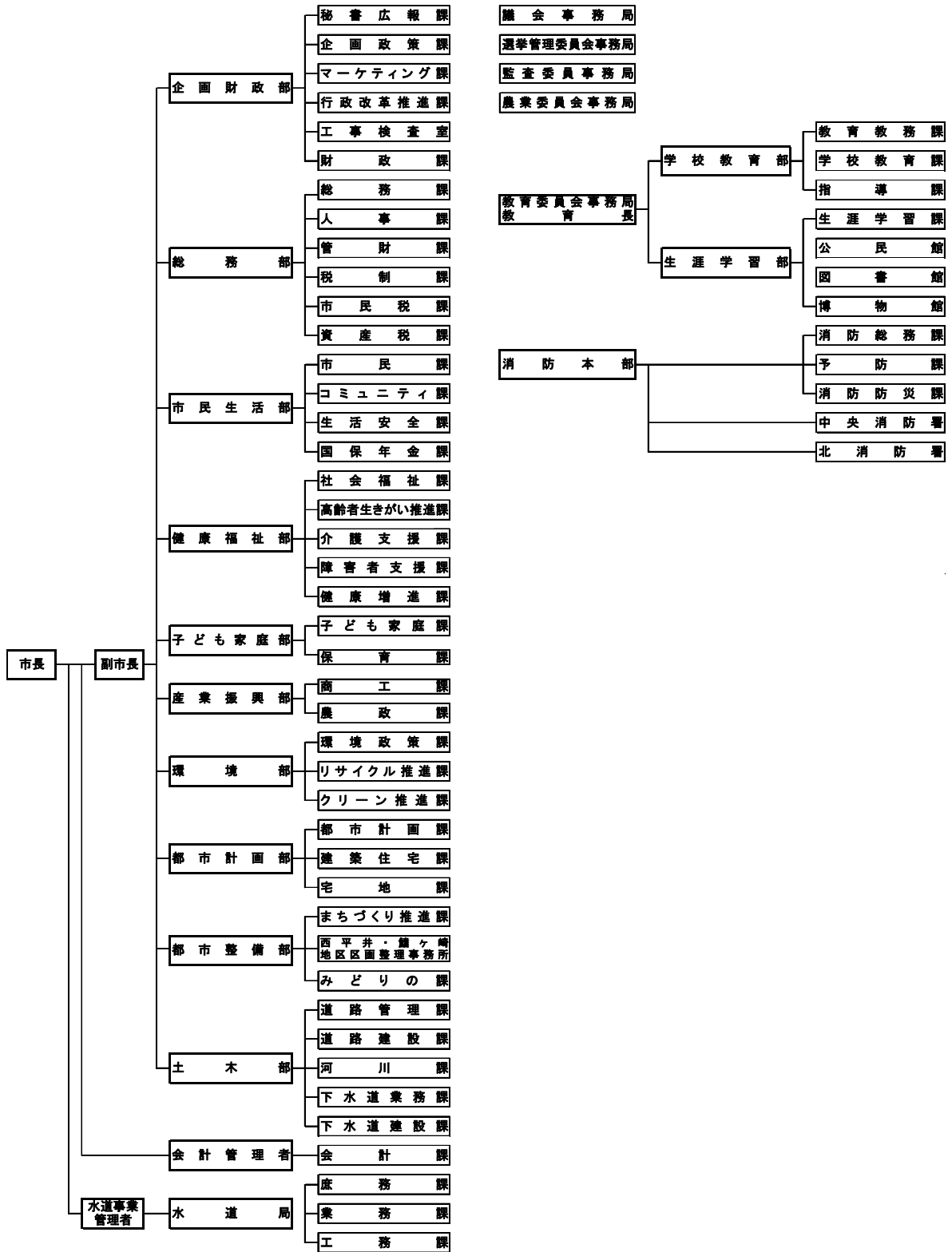


図 8-2 本市の行政機構図

表 8-3 環境に係る組織の事務分掌

課	係	事務分掌
環境政策課	環境政策係	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境政策の総合的企画及び調整に関すること。 2 環境基本計画に関すること。 3 環境審議会に関すること。 4 自然環境の保全に関すること。 5 環境保全思想の普及啓発に関すること。 6 環境保全団体の育成に関すること。 7 環境保全の推進及び指導に関すること。 8 環境部内各課の予算執行の指導並びに予算及び決算の調整に関すること。 9 課及び環境部の庶務に関すること。
	環境保全係	<ol style="list-style-type: none"> 1 そ族及び病虫害(稲作等を除く)の予防に関すること。 2 犬の登録及び狂犬病の予防に関すること。 3 消毒機械器具の管理に関すること。 4 墓地等及び改葬に関すること。 5 クリーン作戦に関すること。 6 青草等の除去促進に関すること。 7 不法投棄の防止強化に関すること。 8 埋立等による環境の障害防止に関すること。 9 浄化槽の管理指導に関すること。 10 浄化槽に係る補助金に関すること。 11 公害調査に関すること。 12 公害に関する情報の収集及び広報に関すること。 13 公害発生源の規制に関すること。 14 公害に関する相談及び苦情の処理に関すること。 15 公害監視測定局及び公害測定器の維持管理に関すること。 16 その他環境保全及び公害に関すること。
リサイクル推進課	リサイクル係	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃事業に係る総合企画及び調査に関すること。 2 一般廃棄物処理基本計画に関すること。 3 廃棄物対策審議会に関すること。 4 ごみの減量化及びリサイクルの促進に関すること。 5 リサイクル団体の育成に関すること。 6 リサイクルプラザ・プラザ館の管理及び運営に関すること。 7 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。 8 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。 9 清掃施設周辺の環境保全対策に関すること。 10 課の庶務に関すること。
	資源循環型施設整備室	<ol style="list-style-type: none"> 1 資源循環型廃棄物処理施設の建設に関すること。 2 一般廃棄物処理施設の解体に関すること。 3 廃棄物処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 条)に基づく各種届出等に関すること。 4 関係機関との調整に関すること。 5 その他資源循環型廃棄物処理施設の整備に関すること。
クリーン推進課	管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ処理施設及びごみ処理関連施設の管理に関すること。 2 ごみの処分に関すること。 3 ごみ処理機器の維持管理に関すること。 4 ごみ処理機器の運転管理に関すること。 5 ごみ処理施設から発生する排ガス及び排出する放流水の分析に関すること。 6 その他他の所管に属さない清掃事務に関すること。 7 課の庶務に関すること。
	クリーン1係	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの収集及び運搬に関すること。 2 ごみ集積所に関すること。 3 動物の死体の収集、運搬及び処分に関すること。 4 ごみ及び動物の死体の処理手数料及び産業廃棄物の処理費用に関すること。 5 ごみ搬出の指導及び啓発に関すること。 6 その他ごみ処理の実施に関すること。
	クリーン2係	<ol style="list-style-type: none"> 1 し尿及び汚泥の収集、運搬、処理及び処分に関すること。 2 し尿処理施設の運転管理に関すること。 3 し尿及び汚泥の処理手数料に関すること。 4 し尿処理施設及びし尿処理関連施設の維持管理に関すること。 5 し尿処理施設からの放流水の水質保全に関すること。 6 その他し尿及び汚泥処理の実施に関すること。

表 8-4 環境に係る人員の配置

職名	環境部	環境政策課		リサイクル推進課	リサイクル推進課		リサイクル係	施設整備室 資源循環型	クリーン推進課	管理係	クリーン1係	クリーン2係	合計
		環境政策係	環境保全係		リサイクル係	リサイクル係							
部長	1												1
次長	1												1
課長		1		1					(1)				2
課長補佐		2		2					1				5
係長			(1)	1		1	(1)			(1)	1	1	4
主査			3	3		3	1			2	1	1	14
副主査						1							1
主任主事						1							1
主任技師										1			1
主事													0
技師								1		1			2
事務員											1		1
小計	2	3	3	4	3	6	2	1	4	4	3	2	33
工場長・場長										1		1	2
副工場長										1			1
主任機械管理員										6		5	11
機械管理員										10		1	11
小計										18		7	25
合計	2	2	3	4	3	6	2	2	22	22	3	9	58

※ () は兼務職員

(平成 20 年度末現在)

平成 21 年版 流山市環境白書

平成 22 年 2 月

〒270-0192

千葉県流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

流山市 環境部 環境政策課

TEL 04-7150-6083 (直通)

E-mail : kankyuhozen@city.nagareyama.chiba.jp

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/>
